

岐阜県共有空間データ整備

基本仕様書 Ver4.0

平成 18 年 3 月 発行

平成 25 年 4 月 一部改訂

令和 4 年 5 月 一部改訂

令和 5 年 1 月 一部改訂

発行 公益財団法人岐阜県建設研究センター

目 次

1.	総 則	- 4 -
1.1	目 的	- 4 -
1.2	関連する仕様等	- 4 -
1.3	整備地物	- 4 -
1.4	地物標準	- 4 -
1.5	使用原典資料	- 4 -
1.6	参考資料	- 5 -
1.7	ID番号の原則	- 5 -
1.8	既存データ更新のID番号附番	- 6 -
2.	道路地物の整備対象の概要	- 7 -
2.1	道路地物の取得データ項目	- 7 -
2.2	道路地物の主題属性の共通コード表	- 8 -
2.3	主題属性定義	- 9 -
2.4	道路地物の地物型別定義	- 9 -
2.4.1	道路縁（大）	- 9 -
2.4.2	道路縁（中）	- 17 -
2.4.3	道路中心線（大）	- 17 -
2.4.4	道路中心線（中）	- 18 -
2.4.5	側溝	- 19 -
2.4.6	分離帯	- 21 -
2.4.7	安全地帯	- 21 -
2.4.8	記号道路	- 22 -
2.4.9	建設中の道路	- 23 -
2.4.10	道路のトンネル	- 23 -
2.4.11	横断歩道橋	- 24 -
2.4.12	地下横断歩道	- 25 -
2.4.13	石 段	- 25 -
2.4.14	地下街・地下鉄等の出入口	- 26 -
2.4.15	並木	- 26 -
2.4.16	道路の雪覆い	- 27 -
2.4.17	作図補助線	- 28 -
2.4.18	路線名	- 29 -
2.5.	道路個別地物の地物型別定義	- 30 -
2.5.1	車道幅員	- 30 -
2.5.2	境界杭	- 30 -
2.5.3	防護柵	- 30 -
2.5.4	電柱類	- 30 -
2.5.5	電柱類(その他)	- 31 -
2.5.6	マンホール類	- 31 -
2.5.7	マンホール類（その他）	- 32 -
2.5.8	旗揚げ	- 32 -
2.5.9	舗装区分	- 32 -
2.5.10	距離標	- 32 -
3.	道路関連以外の地物の概要	- 33 -

3.1	取得データ項目	- 33 -
3.2	道路関連以外の地物の共通コード表	- 37 -
3.3	道路関連以外の地物の主題属性定義	- 37 -
3.4	道路関連以外の地物に関する地物型別定義	- 37 -
3.4.1	縣市町村界	- 37 -
3.4.2	町字界	- 38 -
3.4.3	軌道	- 40 -
3.4.4	鉄道橋	- 42 -
3.4.5	鉄道のトンネル	- 42 -
3.4.6	プラットホーム	- 42 -
3.4.7	鉄道の雪覆い	- 43 -
3.4.8	建物	- 43 -
3.4.9	付属物（プール）	- 43 -
3.4.10	門	- 44 -
3.4.11	小物体	- 44 -
3.4.12	小物体（外周）	- 44 -
3.4.13	輸送管	- 45 -
3.4.14	送電線	- 45 -
3.4.15	法面	- 45 -
3.4.16	土提	- 48 -
3.4.17	河川	- 48 -
3.4.18	湖池	- 49 -
3.4.19	ダム	- 49 -
3.4.20	栈橋	- 50 -
3.4.21	水制	- 50 -
3.4.22	護岸（被覆）	- 50 -
3.4.23	坑口とトンネル	- 50 -
3.4.24	滝	- 51 -
3.4.25	せき	- 51 -
3.4.26	水門	- 52 -
3.4.27	蛇籠	- 52 -
3.4.28	渡船発着所	- 52 -
3.4.29	船揚場	- 52 -
3.4.30	流水方向	- 53 -
3.4.31	さく	- 53 -
3.4.32	へい	- 53 -
3.4.33	植生と場地	- 53 -
3.4.34	等高線（DEM_2500レベル）	- 54 -
3.4.35	等高線（DEM_5000レベル）	- 55 -
3.4.36	凹地（DEM_2500レベル）	- 55 -
3.4.37	凹地（DEM_5000レベル）	- 56 -
3.4.38	凹地（矢印）{(砂防_2500レベル) : (DEM2500レベル) : (DEM5000レベル)}	- 57 -
3.4.39	変形地（線）	- 57 -
3.4.40	変形地（点）	- 58 -
3.4.41	基準点	- 58 -
3.4.42	GPS計測点	- 59 -

3.4.43	注 記	- 59 -
3.5.	河川個別地物の地物型別定義	- 61 -
3.5.1	根固	- 61 -
3.5.2	河川施設	- 61 -
3.5.3	敷石斜板	- 61 -
4.	品質仕様	- 62 -
4.1	品質仕様品質副要素別品質基準分類	- 62 -
4.2	道路地物の要求品質	- 64 -
4.3	道路関連以外の地物の要求品質	- 66 -
5.	報 告	- 69 -
6.	付 録	- 71 -
6.1	道路個別地物の取得項目	- 71 -
6.2	河川個別地物の取得項目	- 71 -
7.	共有空間データのメタデータファイル仕様	- 73 -
7.1	共通事項	- 73 -
7.1.1	メタデータの作成単位	- 73 -
7.1.2	メタデータのフォーマット	- 73 -
7.1.3	記述項目	- 73 -
7.1.4	ファイル名命名規則	- 73 -
7.2	メタデータ品質評価法	- 74 -
7.2.1	作成ファイル単位適正評価	- 74 -
7.2.2	完全性	- 74 -
7.2.3	論理一貫性	- 74 -
7.2.4	主題正確度	- 74 -

1. 総 則

1.1 目 的

「岐阜県共有空間データ整備基本仕様書（以下「本仕様書」という。）」は、「岐阜県共有空間データ（以下「共有空間データ」という。）」の整備・更新に関し、必要な仕様等を定めることを目的とする。

本仕様書の改訂の目的は、整備時において利用頻度の高い地物を共有空間データとして整備したが、利用頻度の増大、及び都市計画図の作成地物を網羅して欲しいとの要望を追加し、更新時における共有空間データ項目を定めたものである。また、Ver2.1（平成18年7月版）では、一部道路及び河川の詳細図のための地物も追加されていたため、これらの地物に対しては、これを整理して道路個別地物、河川個別地物として掲載した。

1.2 関連する仕様等

本仕様書に関連する仕様は以下のとおりである。

- ① 岐阜県共有空間データ地物定義書
- ② 岐阜県共有空間データ更新手順書
- ③ 岐阜県共有空間データ品質評価手順書
- ④ 岐阜県共有空間データ整備特記仕様書

1.3 整備地物

共有空間データにおいて整備することが望ましい地物、役割区分及び更新にかかる優先度等に関しては、「岐阜県共有空間データ更新手順書」において定めるものとし、本仕様書においては共有空間データ整備にかかる標準的な地物の仕様等について定める。

1.4 地物標準

本仕様書において定める地物の標準仕様等は、以下の地物を対象とする。

- ① 道路地物
- ② 道路関連地物
- ③ 道路以外の地物

1.5 使用原典資料

共有空間データの整備・更新で使用する原典資料は、表 1 使用原典資料の優先度を判断した上で使用することを原則とする。

表 1 使用原典資料の優先度

優先度順位	使用原典資料	位置精度	適 用
1	地形図原図	1/1,000 以上	道路管理者管理区域内
2	道路台帳附図	1/1,000 以上	道路管理者管理区域内
3	数値地形図	1/1,000 以上	全ての区域
4	都市計画基本図	1/2,500 以上	全ての区域
5	森林基本図	1/5,000 以上	全ての区域

1.6 参考資料

使用原典資料における参考資料として、表 2 参照すべき資料も参照し、位置精度の決定を行うものとする。

表 2 参照すべき資料

使用原典資料	適用
航空写真(デジタルオルソ)	農業地域内
衛星写真(デジタルオルソ)	森林地域内

1.7 ID 番号の原則

令和 4 年より更新する地物の ID 番号の附番は、次の原則に基づいて作成すること。

- ① ID 番号は同種の地物に対してユニークな ID 番号を保持しなければならない。但し、例外として⑦及び⑧に該当する地物は、これに従うこと。
- ② ID 番号 10 桁とする。
- ③ 既存データの ID 番号の上位 2 桁に西暦の下桁が入っていない場合は一律に 21 を追加する。残り下 8 桁は既存データの数値と同じでなければならない。
- ④ 新たに発生した地物の ID 番号の上位 2 桁（以下西暦番号という）は、更新年度の西暦の下 2 桁を記載する。
- ⑤ 既存地物の座標列の一部又は全てを更新した場合は、ID 番号を変更してはならない。また、属性の更新も同様に ID 番号を変更してはならない。
- ⑥ 既存データの ID 番号の下 8 桁（以下シリアル番号という）は、地物単位に同じ番号を附番する。また、年度ごとのシリアル番号の附番は、00000001 から開始し、途中欠番しても良いが、重複しないユニークな番号でなければならない。
- ⑦ ID 番号のシリアル番号は原則重複してはならない。但し地物定義書の属性項目に CD_HOJYO が定義している地物については例外として重複を許す。CD_HOJYO が定義されている地物は、法面、土提、護岸（被覆）、滝、せき、変形地を対象とする。
- ⑧ 同じ ID 番号の重複を許可する地物と最大重複数は次の通りとする。

地物名	要素区分			最大要素数
	上端線	下端線	補助線	
法面	上端線	下端線	補助線	3
土提	上端線	×	補助線	2
護岸（被覆）	上端線	×	補助線	2
滝	上端線	下端線	補助線	3
せき	越流部	非越流部	×	2
変形地（線）	上端線	下端線	補助線	3

CD_HOJYO 番号を指定している地物のデータは、CD_HOJYO 番号ごとに（11,12,99 ごと）1 個でなければならない。従って、地物が複数の不連続な線及び面で構成している場合は、マルチライン、マルチポリゴンを用いて 1 つにまとめなければならない。また、複数線分で構成される地物は水門、凹地、複数面で構成される飛び地がある区市町村界、町字界等は、マルチライン又はマルチポリゴン化しなければならない。

既存のデータで、マルチライン、マルチポリゴン化していない地物については、特に更新時に更新を希望する。

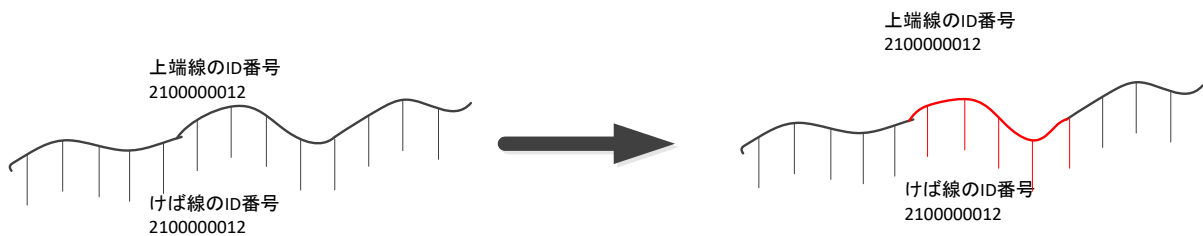
次の事項に当てはまる地物については必ず本仕様書を適応すること。

- ① 既存地物でマルチライン、マルチポリゴン化していない地物の座標列を更新する場合、本基本仕様書を適応してマルチライン化、マルチポリゴン化を行う。
- ② 既存地物でマルチライン、マルチポリゴン化していない地物が隣接する同じ地物と一体化した時には、基本仕様書を適応して地物の一体化及びマルチライン化、マルチポリゴン化を行う。
- ③ 既存地物の個数が少なく、且つマルチライン化、マルチポリゴン化を行っていない地物に対しては、できるだけ本仕様書を適応することを希望する。

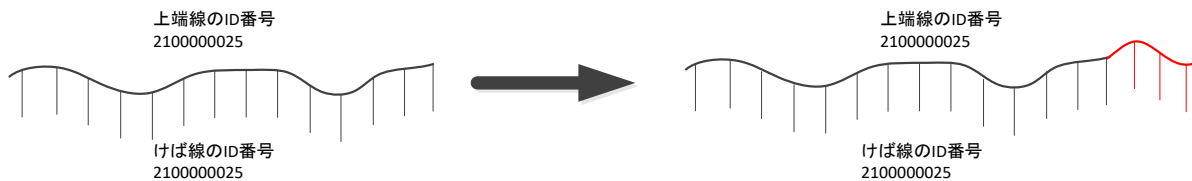
1.8 既存データ更新の ID 番号附番

既存データを更新した場合を例として ID 番号の変化を下記に例示する。なお、法面は下端線もあるが、下記の例示は、ID 番号は上端線と同じなので、このでは省略している。

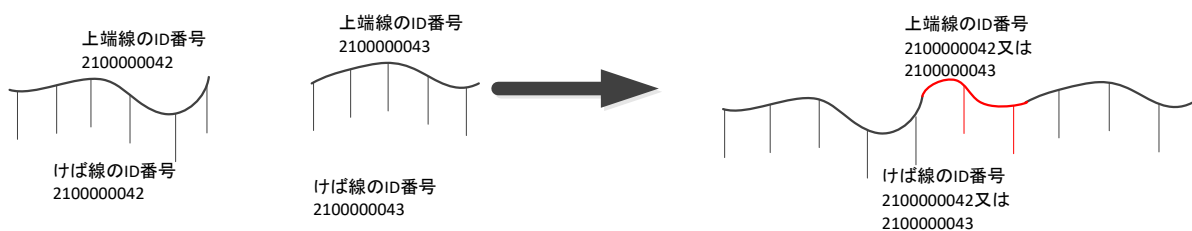
(1)座標列の一部を更新した場合の ID 番号（赤線部分が変更）



(2)座標列を伸延した場合の ID 番号（赤線部分が延長）



(3)2つの地物が合併した場合の ID 番号（赤線分が追加され一体化）



2. 道路地物の整備対象の概要

2.1 道路地物の取得データ項目

道路地物として作成する空間データは、表 3 道路地物のデータ項目及び定義による。

表 3 道路地物のデータ項目及び定義

データ項目			主題属性による細分	定義
大分類	中分類	小分類		
道路	L 真幅道路	道路縁(大)	道路部: 通常部、道路橋、木橋、棧道橋、高架、踏切、トンネル(シールド))	幅員(路肩から路肩まで)を縮尺化して表示する道路で、1/500 図では全ての道路、1/1000 図では、0.5m以上の道路を面形状で表示。
			歩道部: 通常部、道路橋、木橋、徒橋、棧道橋、高架、踏切、トンネル(シールド))	歩道の幅員が図上 0.6mm以上のものについて面形状で表示し、その端末は現況により閉塞する。
		道路縁(中)	道路部 ※道路縁(大)と同様	縮尺 1/2,500~1/5,000 図における幅員(路肩から路肩)を縮尺化して表示する道路を面形状で表示
			歩道部 ※道路縁(大)と同様	
		道路中心線(大)		原典資料の道路中心を線形状で表示。
		道路中心線(中)		道路縁(中)における原典資料の道路中心を線形状で表示。
		側溝	側溝 U 字無蓋	道路縁(大)に設けられた無蓋のU字溝等を線形状で表示。
			側溝 U 字有蓋	道路縁(大)に設けられた有蓋のU字溝等を線形上で表示。
			側溝L字	道路縁(大)に設けられたL字溝等を線形状で表示。
			側溝地下部	道路縁(大)に設けられたU字溝等の地下部を線形上で表示。
	分離帯	分離帯	道路上に設けられた分離帯を面形状で表示。	
	安全地帯	安全地帯	道路上あるいは駅前広場等に設けられた安全地帯(安全島)を面形状で表示。	
	L 記号道路	記号道路	軽車道	①道路縁(大)、⑥記号道路(徒歩道)以外の道路を線形状で表示。
			徒歩道	幅員が 0.5m未満の道路を線形状で表示。土堤上のは表示しない。
			庭園路等	公園内の道路、工場敷地内の道路、墓地内の道路、陸上競技場の競争路、飛行場の滑走路のような特定の地区内における道路を線形状で表示。幅員が 1/500 図で 0.5m、1/1,000 図で 1.0m 以上のものを表示。
	L 建設中の道路	建設中の道路		現在建設中の道路をいい、道路敷の外縁を面形状で表示し、路線のおおむね中央又は端末部分に(建設中)の注記を添えて表示する。主として供用開始前道路を対象とし、測図完了時まで開通見込みのものは完了時の道路で表示する。
	L 道路構造物	道路のトンネル		道路の地下部への出入口(トンネル・シールド等)を面形状で表示。
横断歩道橋		横断歩道橋(階段式、スロープ式、押上げ式)	人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された歩道橋を面形状で表示。補助線は作図補助線で表示。	

データ項目			主題属性による細分	定義
大分類	中分類	小分類		
道路	L.道路構造物	地下横断歩道		人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された地下道をいい、経路の明確なものを面形状で表示。補助線は作図補助線で表示。
		石段		図上の長さがおおむね 2.0mm以上のものを面形状で表示し、幅員が図上 0.5mm以下のものは省略することができる。競技場等で屋根のない階段状の観覧席等は、これに準じて表示する。補助線は作図補助線で表示。
		地下街・地下鉄等の出入口		地下街、地下鉄等への出入口をいい、外周部を面形状で表示し、階段部を補助線として作図補助線により3段表示。建物内部にある出入口は表示しない。
		並木	並木	道路等に沿って整然と植樹された樹木等を線形状で表示。
			植栽	街路樹、芝地等の植栽を線形状で表示。
	道路の雪覆い	道路の雪覆い	雪崩又は落石をふせぐために道路上に設置された上屋を線形状で表示。	
	L.道路その他	作図補助線	作図補助線(集水樹、階段、横断歩道橋補助線、地下街・地下鉄の出入口、植栽樹、植樹帯)※描画による区分	道路関連地物に関する図式表現用の補助線として線形状で表示。
	路線名		道路の注記を位置表示。	

2.2 道路地物の主題属性の共通コード表

道路地物の主題属性の共有コードは、表 4 【CD_SOKURYOコード表】：実測図、航測図の区分から表 6 【CD_KANRIコード表】：道路の管理者区分による。

表 4 【CD_SOKURYOコード表】：実測図、航測図の区分

フィールド名		CD_SOKURYO
コード	内容	
1	実測道路台帳(縮尺 1/1000)	
2	航測道路台帳(縮尺 1/1000)	
3	実測道路台帳(縮尺 1/500)	
4	航測道路台帳(縮尺 1/500)	
5	その他	

※初期整備が航測図でも後に実測更新されたものは実測図とする。

※アナログ、デジタルの違いは問わない。

表 5 【CD_EVALコード表】：絶対座標の根拠をどこに求めたかの分類

フィールド名		CD_EVAL
コード	内容	
1	GPS計測による国家座標を付与	
2	道路台帳付図の国家座標を採用	
3	高解像度衛星写真より国家座標を付与	
4	航空写真より国家座標を付与	
5	1～4以外で国家座標を付与	
6	絶対座標が明確な既存図面・DM	

表 6 【CD_KANRI コード表】 : 道路の管理者区分

フィールド名		CD_KANRI
コード	内容	
0	高速道路	
1	直轄国道	
2	県管理国道	
3	主要地方道(県道)	
4	一般県道	
5	市町村道	
6	農道	
7	林道	
8	未分類	

※道路台帳附図等の原典資料を参照しても管理区分が不明の道路は、CD_KANRI コードを未分類とする。

2.3 主題属性定義

主題属性定義ファイルは、「岐阜県共有空間データ地物定義書」に基づき別紙 主題属性定義（道路関連）に示す項目を dbf ファイル（.dbf）として作成する。

2.4 道路地物の地物型別定義

道路地物の地物型別の定義ファイルは、「岐阜県共有空間データ地物定義書」によるものとし、各地物の取得にあたっては、以下の事項を遵守するものとする。

2.4.1 道路縁（大）

道路縁（大）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 幅員（路肩から路肩まで）を縮尺化して表示する道路で、1/500 図では全ての道路、1/1,000 図では、0.5m 以上の道路を面形状で表示する。
- ② 路線の起点、終点部分で面を閉じるように図形データを取得する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得する。
- ④ 複数の路線が重用する交差点は、別の（独立した）面データとして分割するが、重用していない場合は分割せずに連続した面として取得する。
- ⑤ 原典資料における別の面として取得した重用の交差点の面データは、上位路線のデータとして取得する。下位路線のデータとしては取得しない（歩道部、側溝等も同様）。
- ⑥ 路線の上位、下位の判定基準は下記のとおりとする。
 国道直轄管理 > 国道県管理 > 県道主要地方道 > 一般県道 > （次行へ）
 市町村道 1 級 > 市町村道 2 級 > その他
- ⑦ 側溝に蓋が有る場合は道路部に含み、蓋が無い場合は道路部に含まない。
- ⑧ 側溝、法面の肩（尻）とは、原典資料に従い平行とする。
- ⑨ 路線名称： 地物の検索用途のために路線番号を与える。路線名称と路線番号の両方が定められている場合は、路線番号を与える。この主題属性は、地物の検索を目的としている（注記表示用ではない）。路線番号を付与するときは、英数半角で 4 文字。最初の 1 文字は、英文字で国道は R、県道には K を与える。のこり 3 桁は路線番号とする。
- ⑩ 管理番号： 地図データの管理識別のための番号とする。
- ⑪ 原典資料の図郭をまたがるところでは、図形データの接合をとる。図郭線で地物は分割しないものとし、実測図・航測図の区分、絶対座標の根拠をどこに求めたかの分類が図郭毎に異なる場合は、上位の番号を取得する。

- ⑫ 道路縁の面図形は、原則として、最大でも市町村行政界までとする。ただし、トンネル（シェッド）、橋梁等の範囲を特定できる道路部は、分割せずに一方の市町村に属す地物データとして取得する。
- ⑬ 道路が立体交差する場合、陰になる部分は、独立した面（地物データ）として取得する。陰になるために、独立した面として取得する地物データについては、その識別情報として主題属性 IFLAG に 1 を与える。このような形で地物データを取得する地物型は、以下による。
 - ・道路縁（大）、道路縁（中）、側溝、分離帯、安全地帯、記号道路、横断歩道橋、
 - ・地下横断歩道橋、石段、地下街・地下鉄等の出入り口、作図補助線
- ⑭ 品質要素[論理一貫性][位相一貫性][エリアの重なり]の空間属性で「エリアが重ならないように」としているが、歩道との重なりに限ってはこれを認める。
- ⑮ 道路関連以外の地物型のうち軌道については、主題属性 CD_KUBUN を用いて、陰線部分を識別する。
- ⑯ トンネル（シェッド）内の道路は、陰線として取得する。

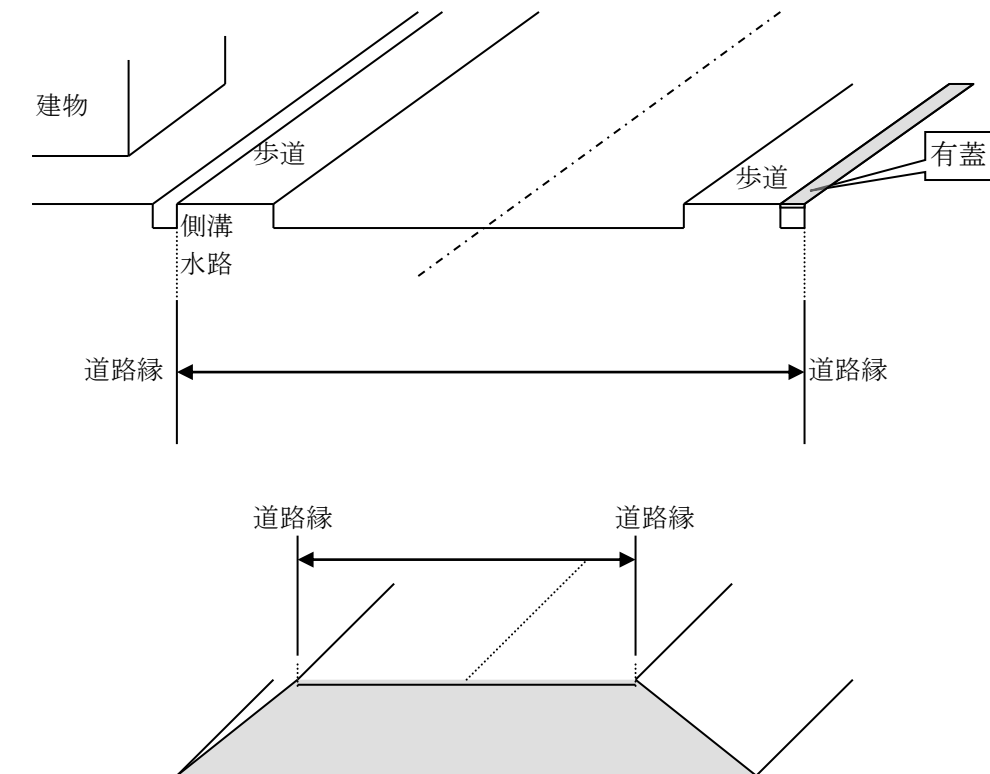


図 1 道路縁の区分（例）

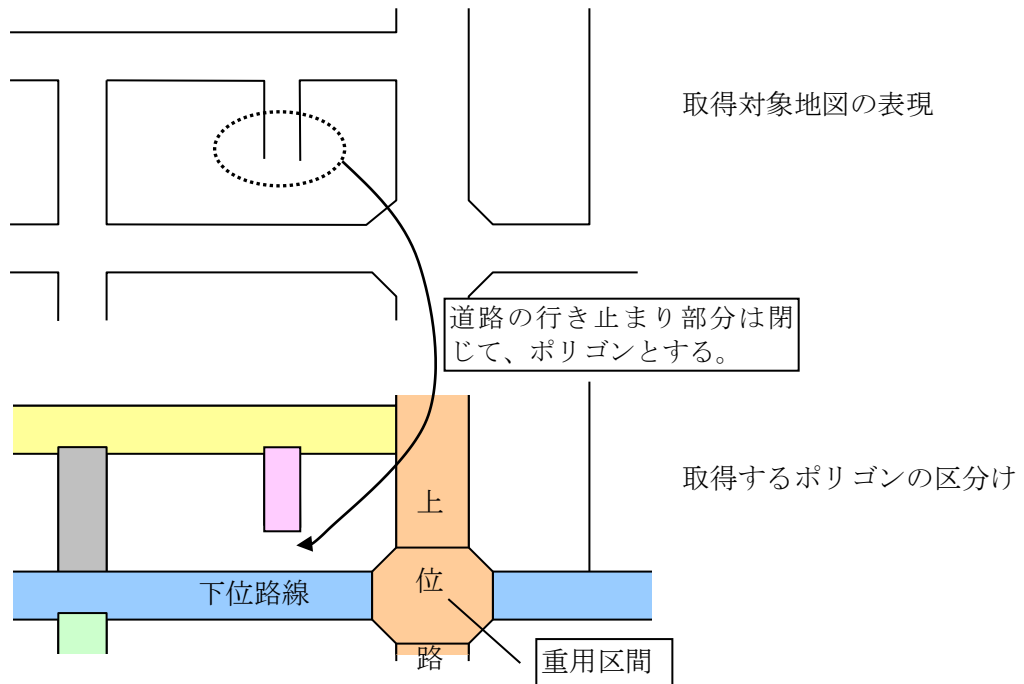


図 2 行き止まり道路の取得 (例)

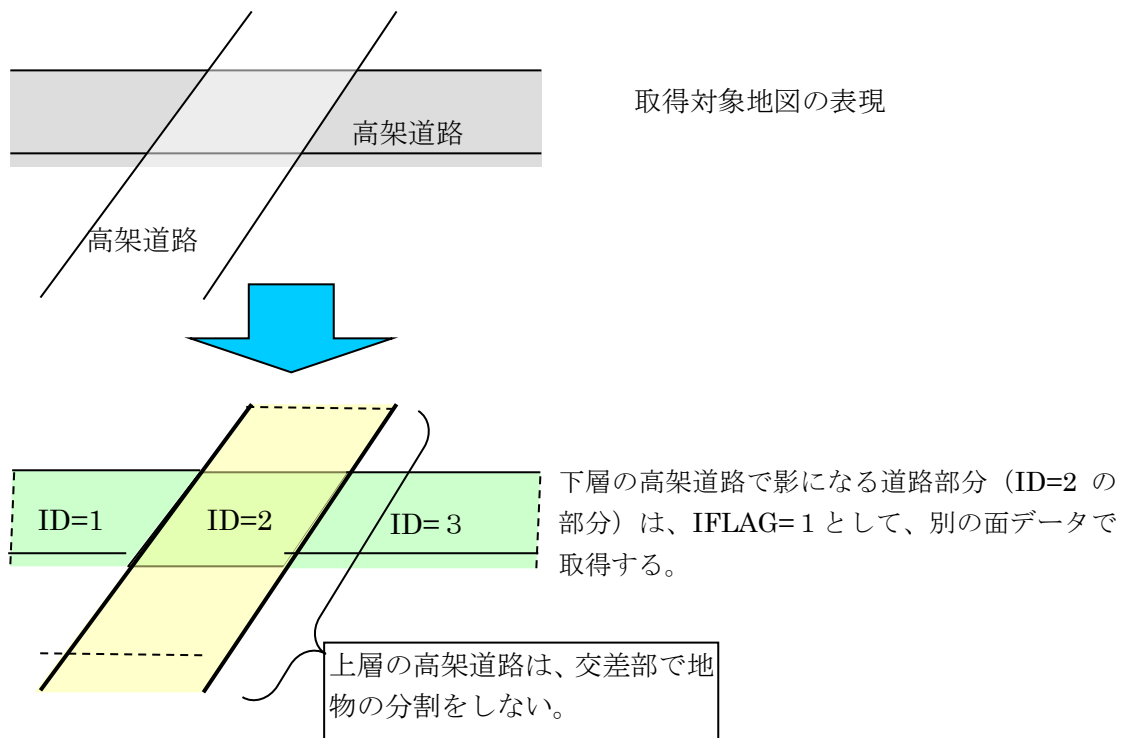
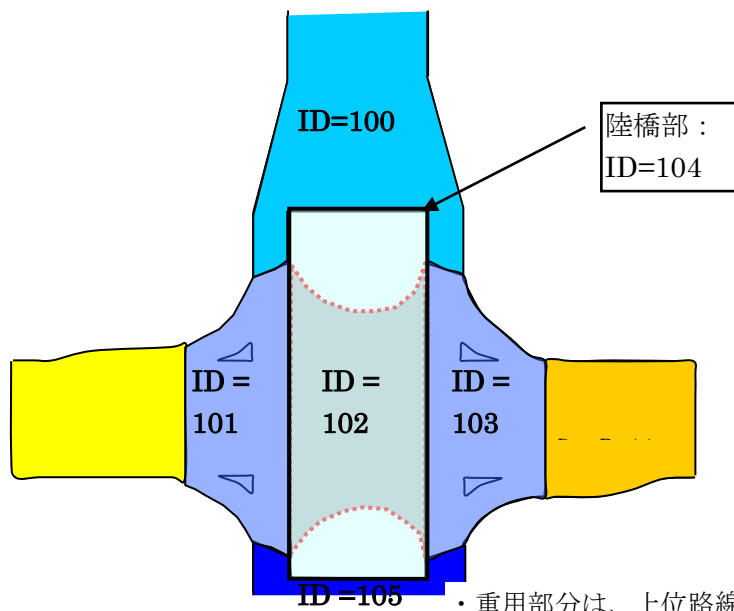
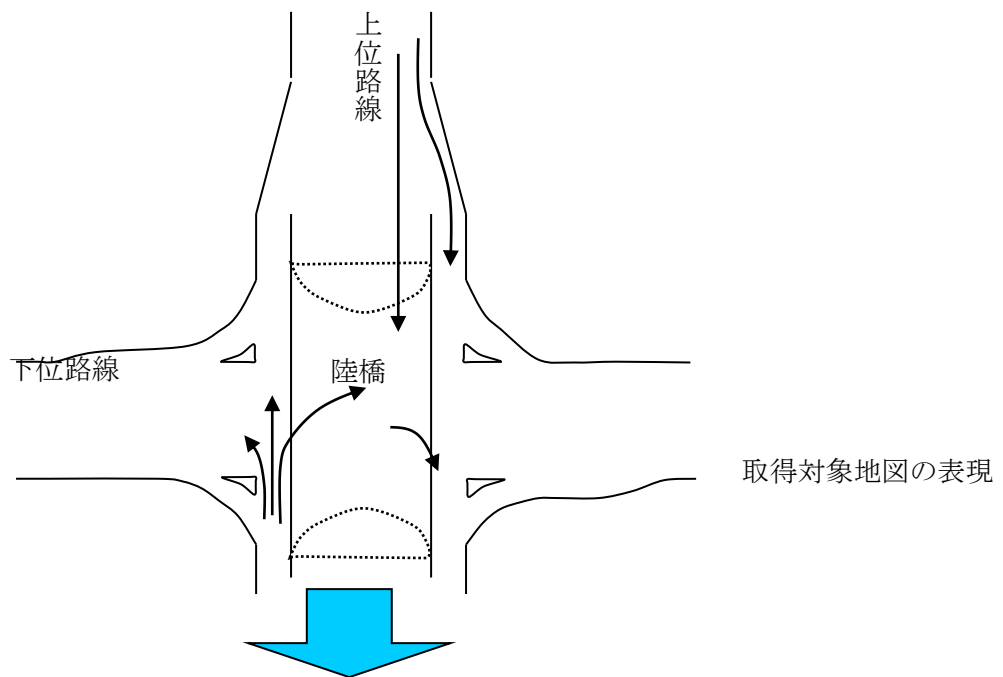


図 3 道路交差部の地物データの取得 (例)



- ・重用部分は、上位路線の面として取得する。
- ・陸橋部 (ID=104) は、構造区分を橋梁とする一つの面として取得する。(CD_KOUZO=2203)
- ・陸橋部の真下にある交差点内道路 (ID=102) は、一つの面として取得し、IFLAG=1。
- ・重用部分の境界線形状は、道路台帳附図に従い取得する。(この例では、ID=101~103 が重用部分)

図 4 重用区間のある立体交差 (例)

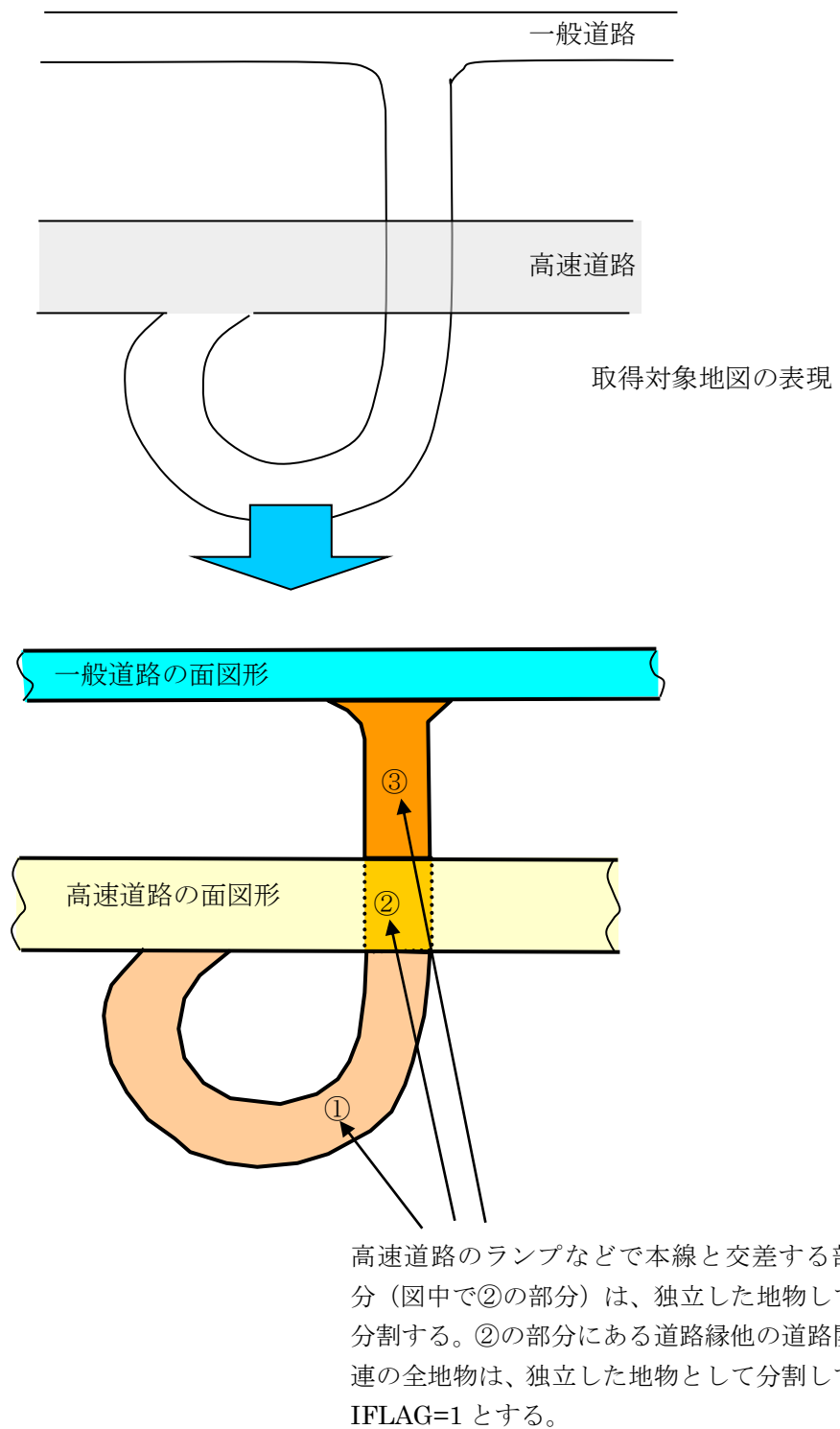


図 5 ランプにおける立体交差（例）

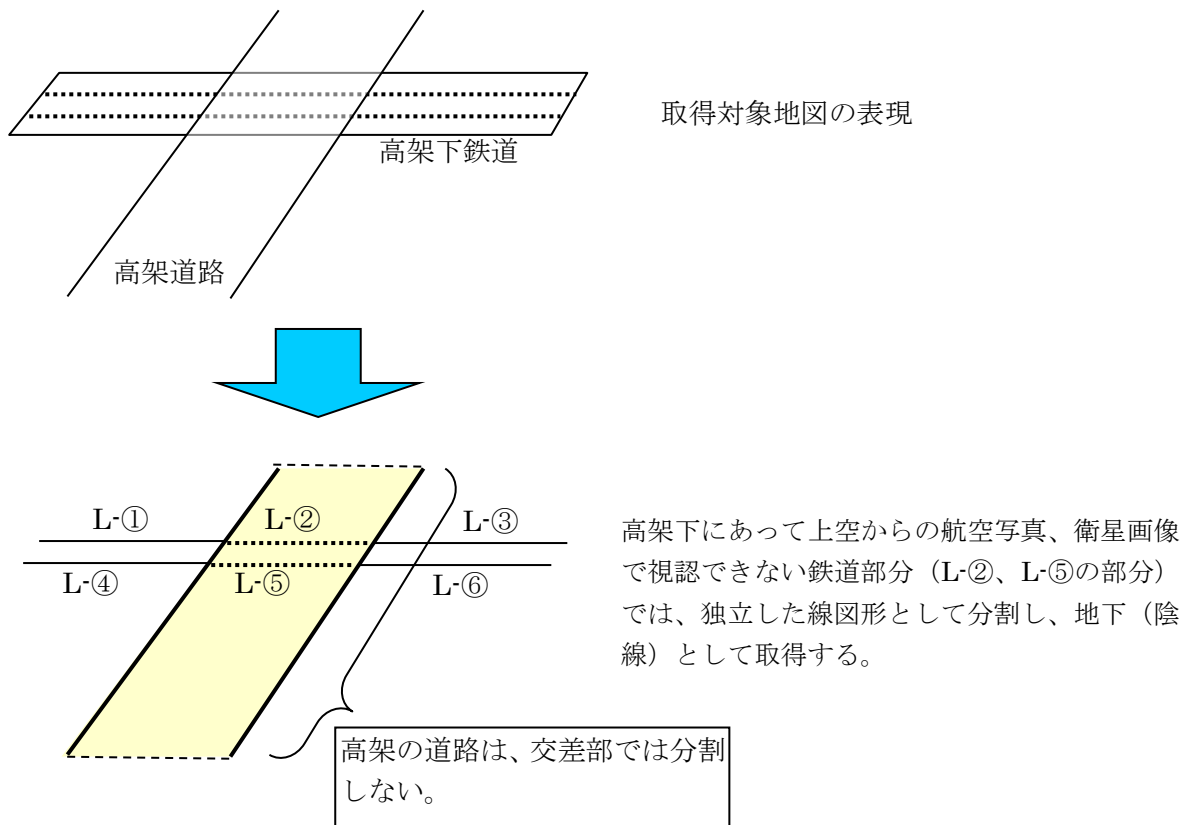


図 6 鉄道との立体交差（鉄道が道路の下の場合の例）

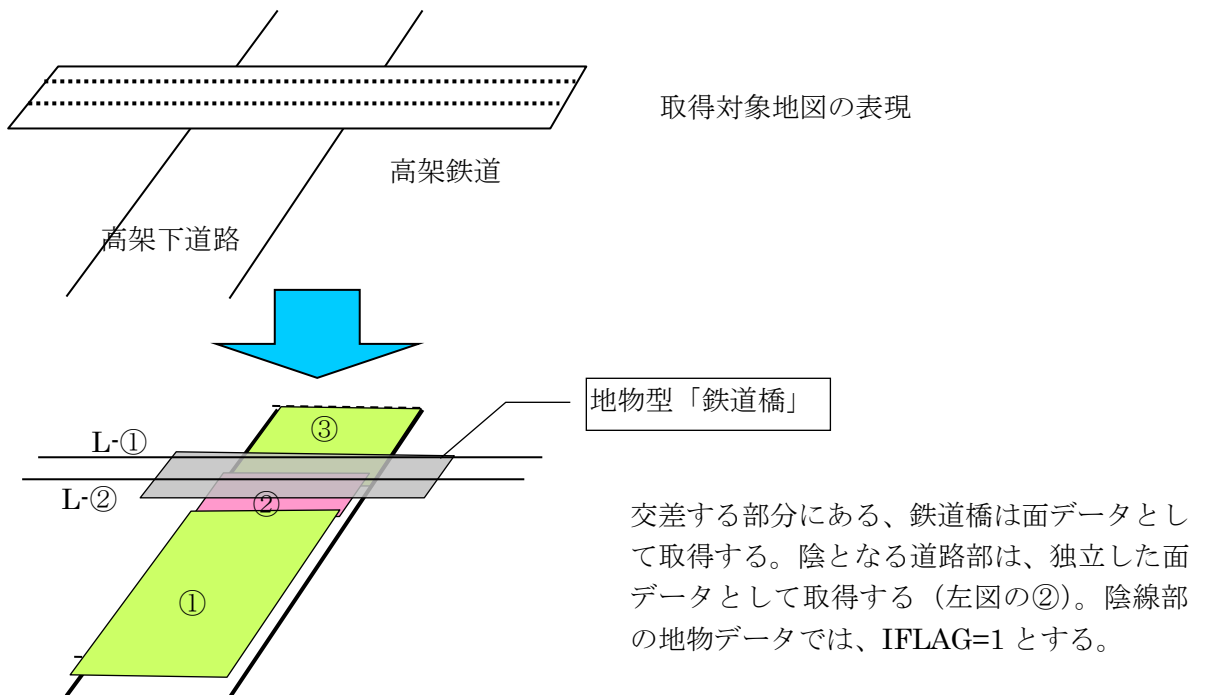


図 7 鉄道との立体交差（道路が鉄道の下の場合の例）

原典資料（道路台帳附図や画像情報）に従い入力することを基本とする。原典資料では踏切部分を判別できない場合は、以下の要領で踏切部を取得する。

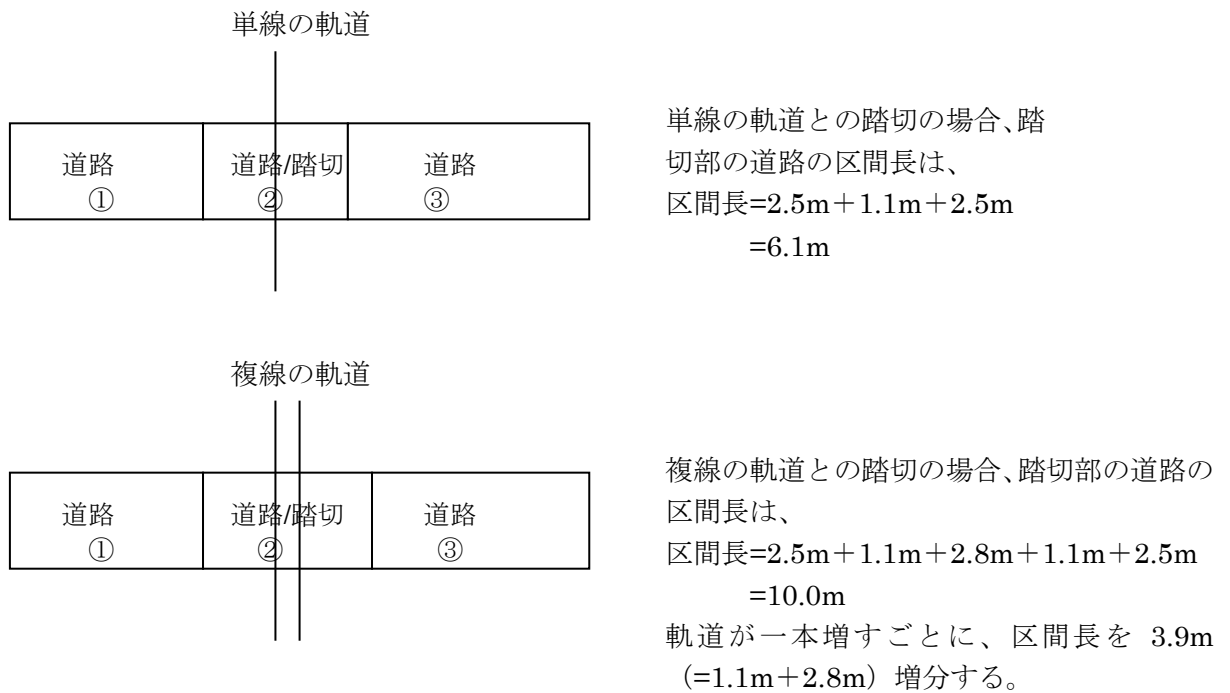


図 8 鉄道との平面交差（踏切りの場合の例）

図面にトンネル部の表示がない場合出入口を直線で結ぶ。

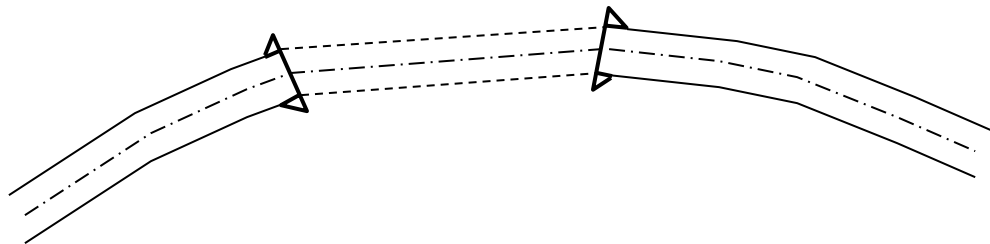


図 9 トンネルの場合（例）

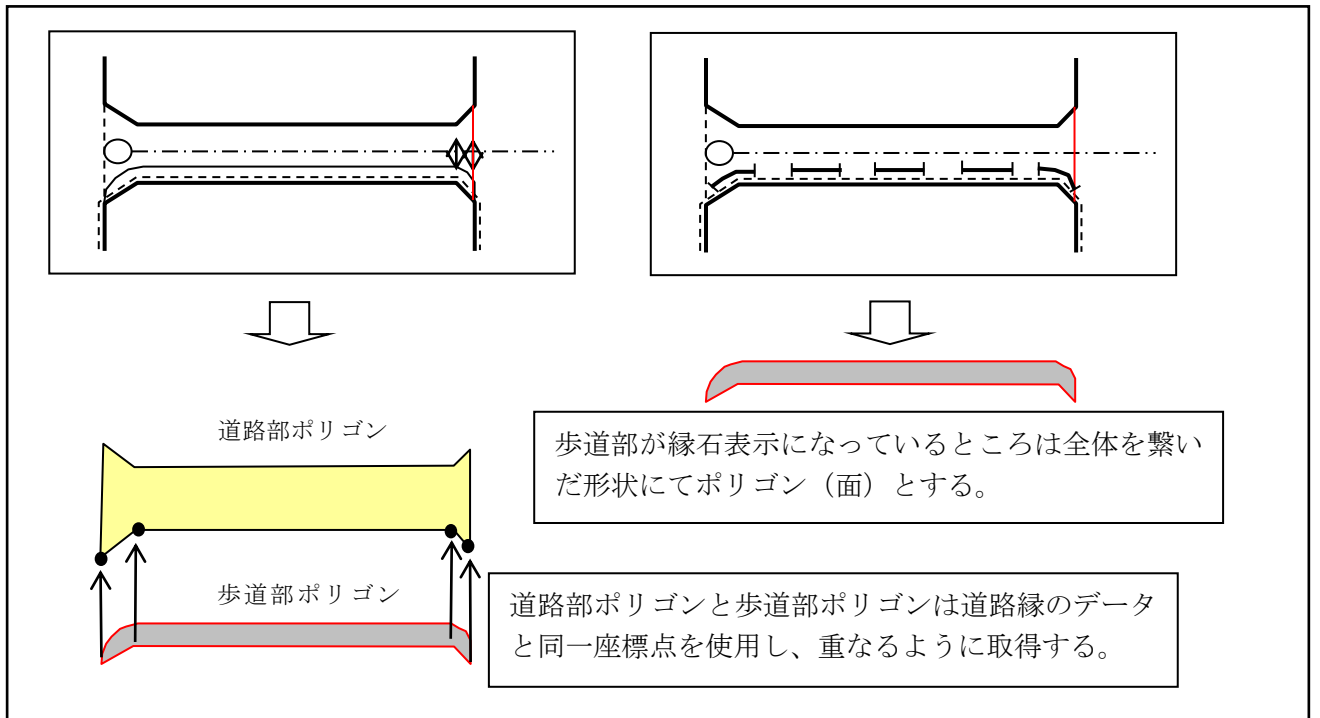
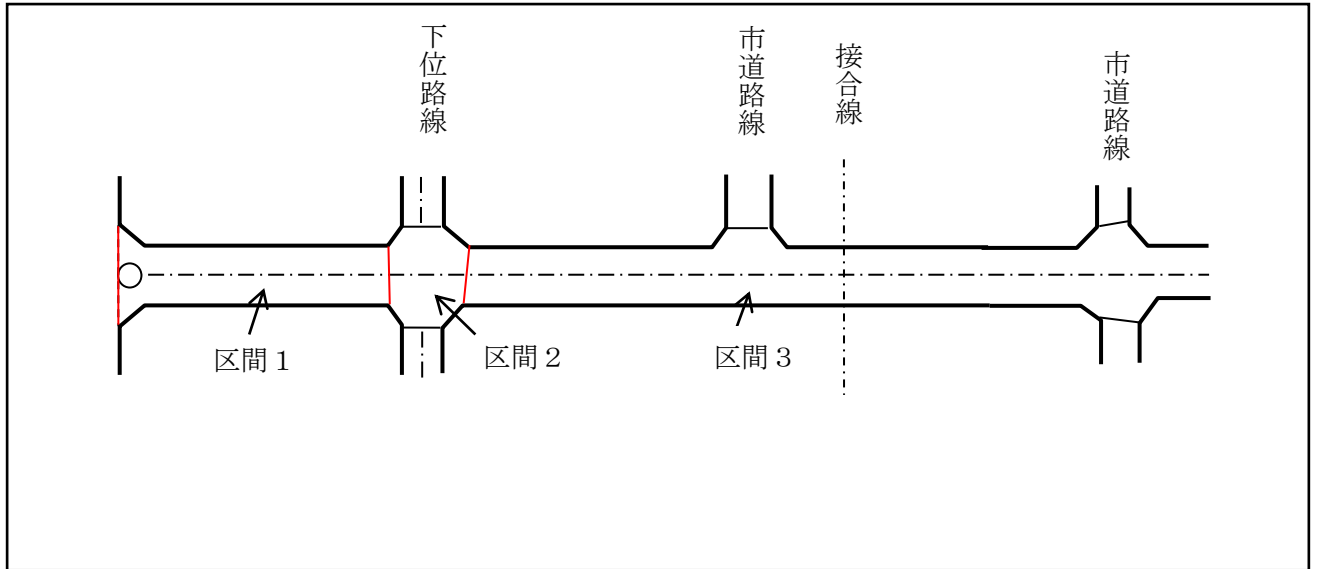


図 10 道路縁 (大) データイメージ (例)

2.4.2 道路縁（中）

道路縁（中）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 縮尺 1/2,500、1/5,000 図における幅員（路肩から路肩まで）を縮尺化して表示する道路を面形状で表示する。
- ② 本地物型は、道路縁(大)と同様の定義内容であるが、相違点は、縮尺 1/2,500、1/5,000 として整備する点にある。以下には、道路縁（中）に限った遵守事項を記載する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得する。
- ④ 位置正確度は、標準偏差 1.75m 以内とする。
- ⑤ 路線名称は不要とする（原典資料で路線名・路線番号が不明な場合を想定するため）。
- ⑥ 道路縁(大)では側溝においては有蓋のものは道路縁に含み無蓋のものは除いていたが、道路縁(中)では有蓋・無蓋の区別なしとし、側溝部は道路縁に含むこととする（既存の縮尺 1/2,500 地図における道路縁の表現に従い、道路縁を取得）。
- ⑦ 品質要素[論理一貫性][位相一貫性][エリアの重なり]の空間属性で「エリアが重ならないように」としているが、歩道との重なりに限ってはこれを認めるものとする。
- ⑧ トンネル（シェッド）内の道路は、陰線として取得する（CD_SOKURYO:）。

2.4.3 道路中心線（大）

道路中心線（大）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 原典資料の道路中心を線形状で表示する（原典資料の道路中心線とし、作成した道路縁（大）の中心線ではない）。
- ② 区切りは、道路縁のポリゴン区間をもって区切りを行う。
- ③ 重用区間の下位路線の道路中心線は、仮想線として入力するものとし、VFLAG に 1 を与える。
- ④ 路線名称： 地物の検索用途のために路線番号を与える（路線名称と路線番号の両方が定められている場合は、路線番号を与える。この主題属性は、地物の検索を目的としているため、注記表示用ではない）。
- ⑤ 「標高値」には、立体交差部における上下関係を識別する値を入力する。この場合、下位に位置する道路中心線の区間に 0 を与え、上位に位置する道路中心線の区間に下位から順に 10、20 の値を与える。

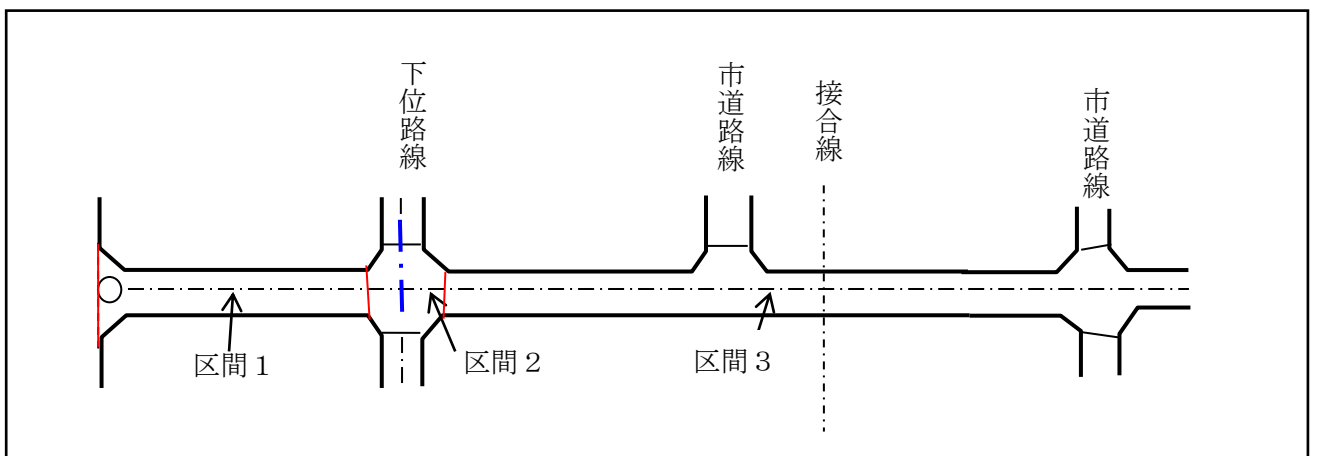


図 11 道路中心線（大）データイメージ（例）

2.4.4 道路中心線（中）

道路中心線（中）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路縁（中）における道路中心を線形状で表示する。
- ② 本地物型は、道路中心線（大）と同様の定義内容である。相違点は、縮尺 1/2,500、1/5,000 として整備する点にある。以下には、道路中心線（中）に限った遵守事項を記載する。
- ③ CD_SOKURYO： 使用原典資料の区分を記入する。
- ④ CD_EVAL： 使用原典資料の区分を記入する。
- ⑤ 交差、接合等により関連する道路中心線（大）との接合に関しては、岐阜県共有空間データ更新手順書に従い整備する。
- ⑥ 路線名称は必須ではない（原典資料で路線名・路線番号が不明な場合を想定するため）。
- ⑦ 原典資料から取得した道路縁（中の）幅員（路肩から路肩まで）の中心を表示するものとし、幅員の変化部における取り扱いは図. 12による（道路中心線（中）は、法尻（肩）部の平地を除く、路面部分の中心とする。例として、道路右側に歩道があった場合、道路中心線は車道の中心より右側に位置することとなる。ただし、バス停や待避所、場地等の出入り口付近で部分的に道路幅員が変換している場合には、その幅員の変化を控除した幅員の中心とする）。

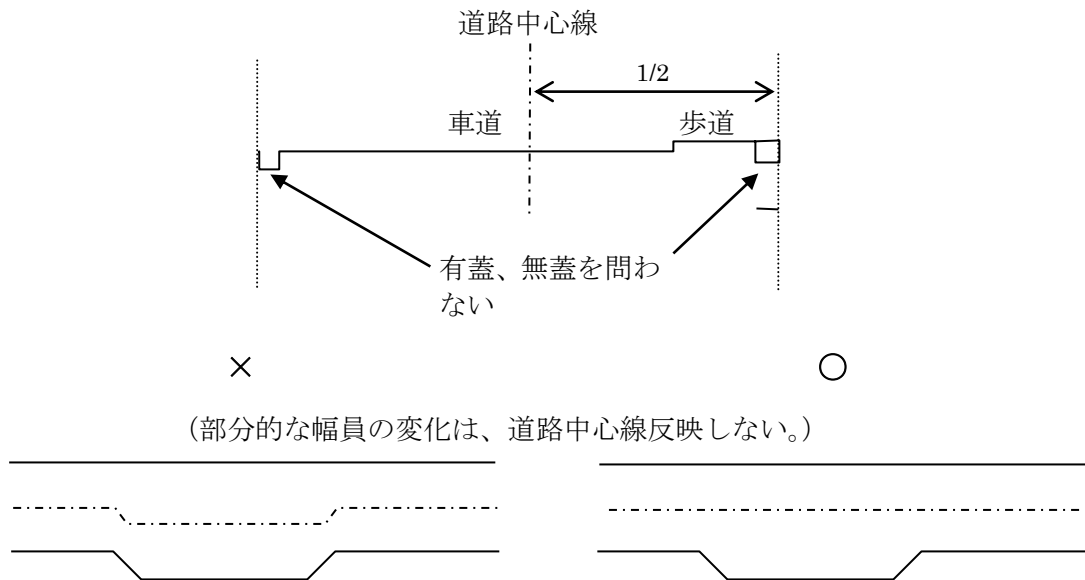


図 12 道路中心線（中の例）

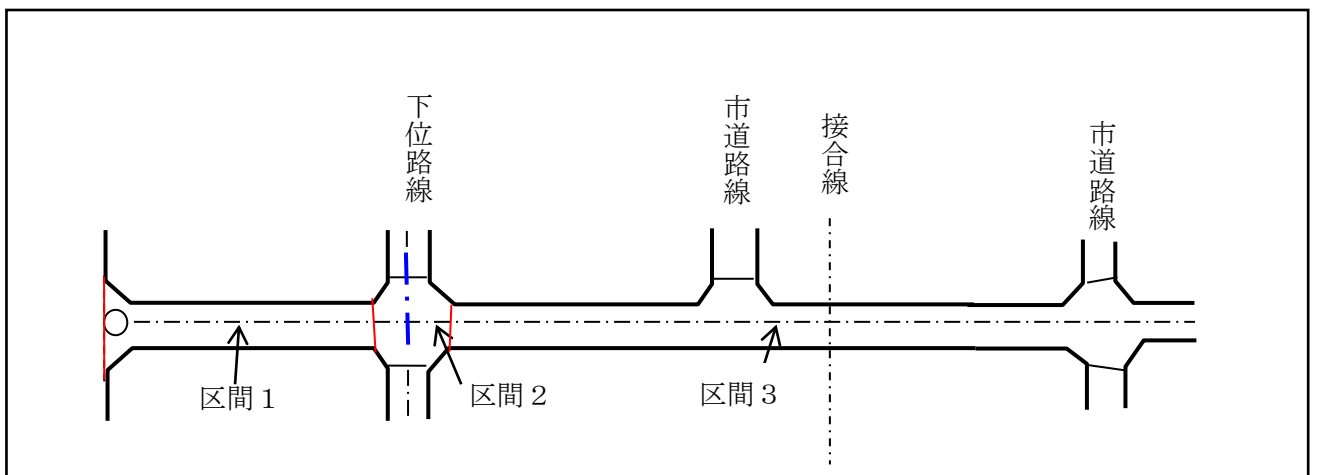


図 13 道路中心線（中）のデータイメージ（例）

2.4.5 側溝

側溝作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路縁（大）に設けられた側溝を線形状で表示する。
- ② 原典資料に従い、道路縁（大）と平行となるよう整備する。
- ③ 有蓋側溝が存在した場合は、側溝を含め道路縁（道路部）とするが、無蓋側溝は道路縁としない。
- ④ 有蓋、無蓋、側溝地下部、側溝L字溝では、描画線種を区分すること。
- ⑤ 無蓋側溝か水路か判断が付きにくい場合は、無蓋側溝として取り扱う。
- ⑥ 路線名称： 地物の検索用途のために路線番号を与える。路線名称と路線番号の両方が定められている場合は、路線番号を与える（この主題属性は、地物の検索を目的としている（注記表示用ではなく、側溝以下の他の道路関連地物も同様）。
- ⑦ 側溝は、道路縁の区間をもって区切りを行う。
- ⑧ 関連データとして、作図補助線により集水桝の作成が必要である。

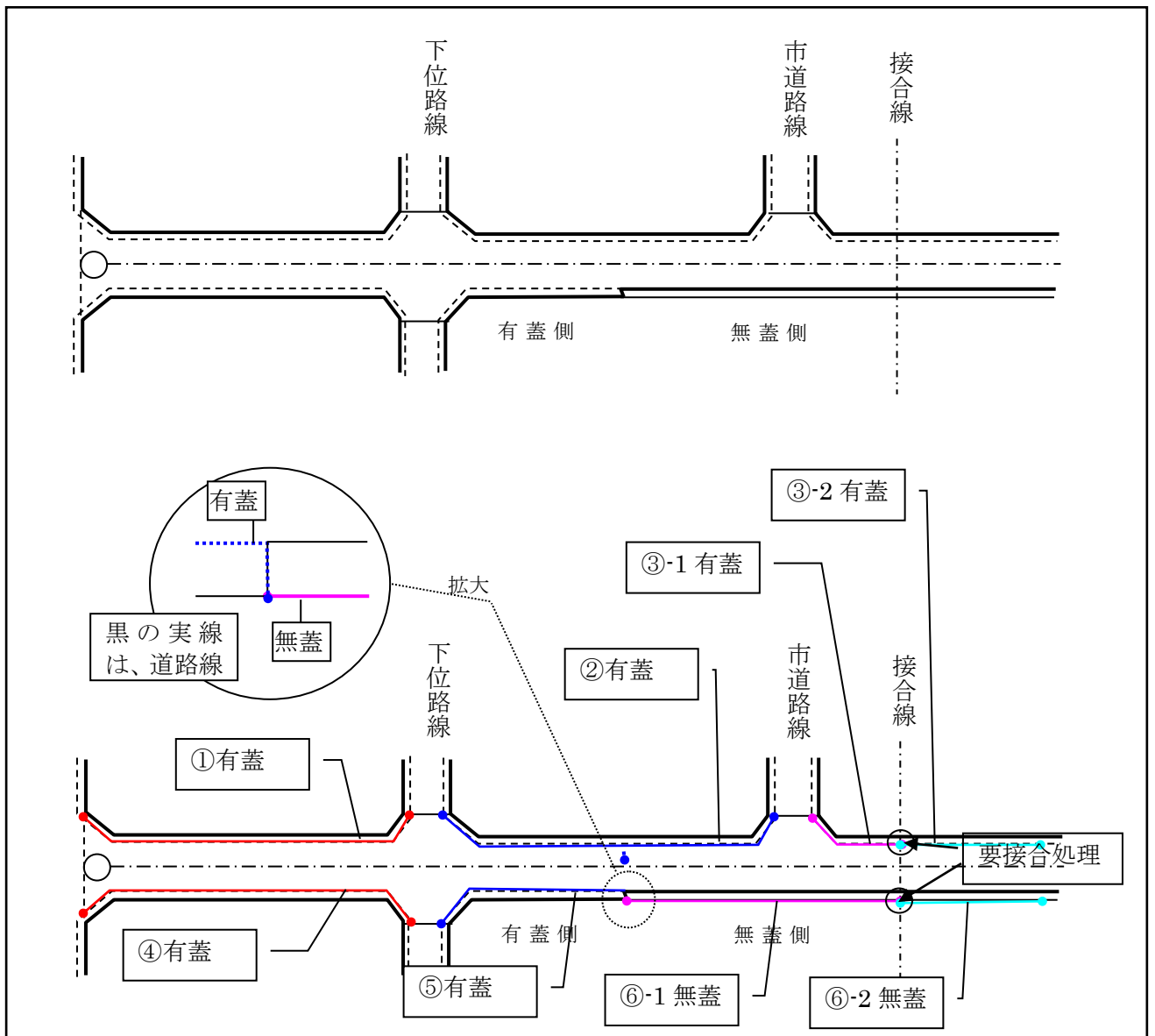


図 14 側溝のデータイメージ (例)

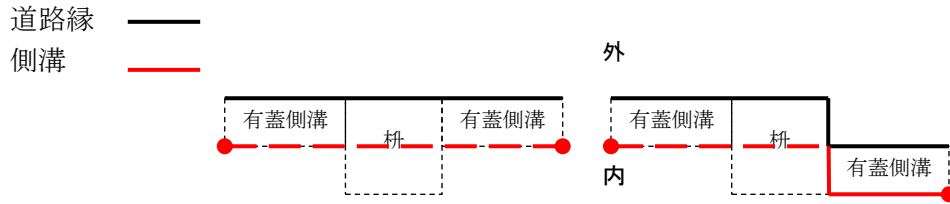


図 15 側溝のデータ整備（有蓋同士の場合の例）

有蓋同士は、道路内側の側溝ラインを延伸して取得を行う。また、無蓋同士は、道路外側の側溝ラインを延伸して取得を行う。また、側溝の段差がある場合でも線分を分割しない。

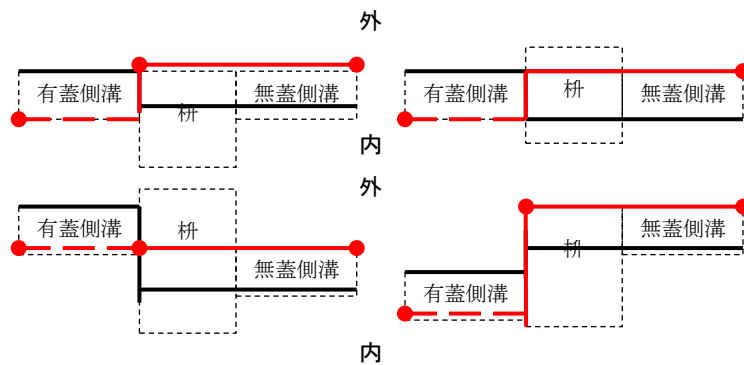


図 16 側溝のデータ整備（有蓋・無蓋側溝の場合の例）

有蓋・無蓋側溝の場合は、無蓋側溝の外側を取得し、有蓋側溝の内側を取得する。

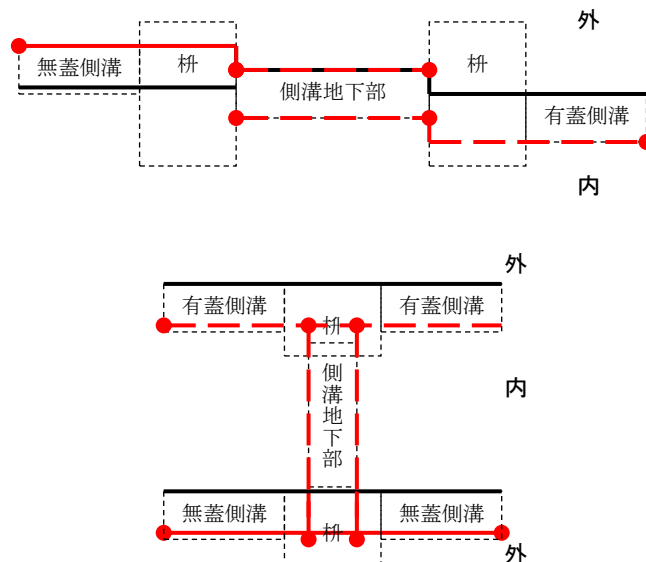


図 17 側溝のデータ整備（側溝地下部の場合の例）

側溝地下部は有蓋・無蓋側溝と接続するように取得を行う。なお、無蓋側溝の外側を取得し、有蓋側溝の内側を取得する。

2.4.6 分離帯

分離帯作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路上に設けられた分離帯を面形状で表示する。
- ② 道路縁の区間に関係なくデータを取得する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得する。

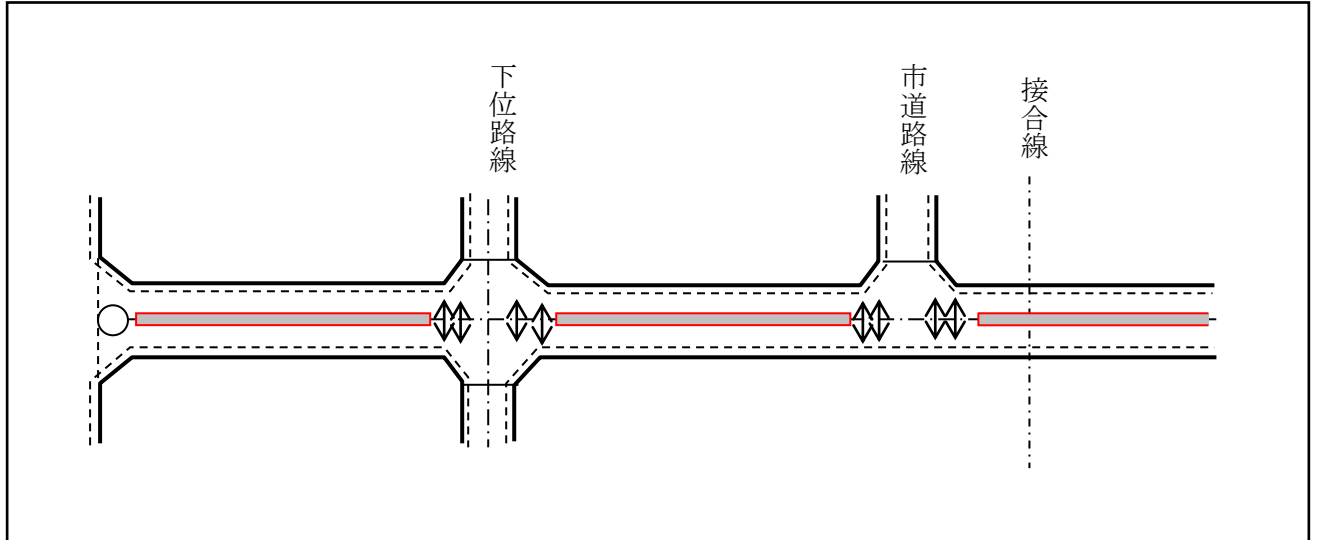


図 18 分離帯のデータイメージ (例)

2.4.7 安全地帯

安全地帯作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路上あるいは駅前広場等に設けられた安全地帯（安全島）を面形状で表示する。
- ② 道路縁の区間に関係なくデータを取得する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得する。

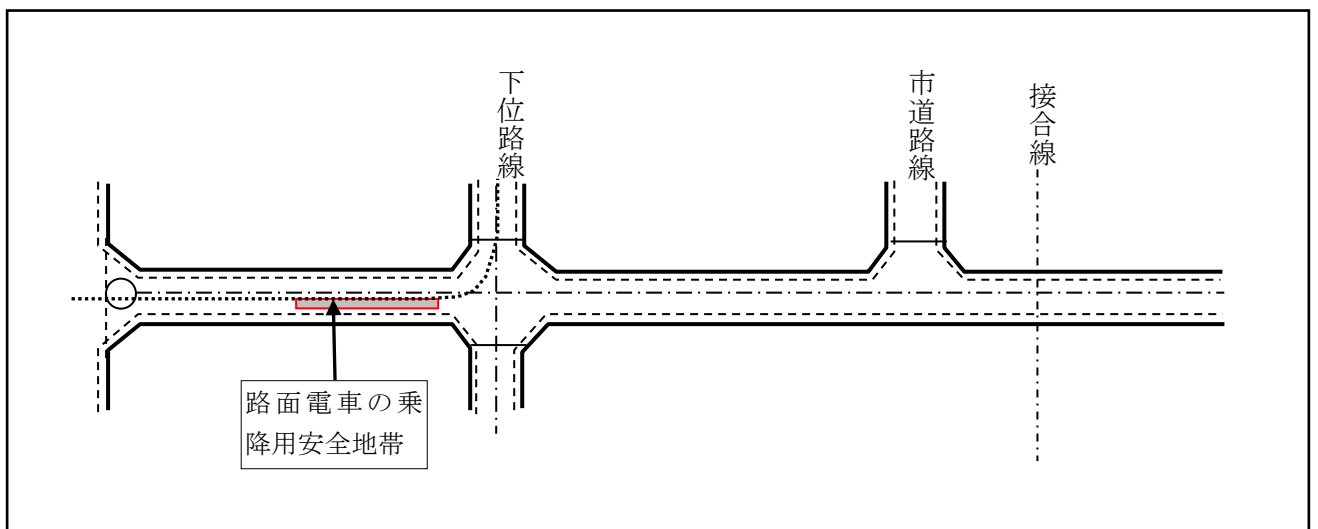


図 19 安全地帯のデータイメージ (例)

2.4.8 記号道路

記号道路作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 軽車道は、道路縁（大）、記号道路（徒歩道）以外の道路を線形状で表示するものとし、原典資料の中心線を取得する。
- ② 徒歩道は、幅員が 0.5m 以上未満の道路を線形状で表示するものとし、原典資料の中心線を取得する。
- ③ 庭園路は、公園内の道路、工場敷地内の道路、墓地内の道路、陸上競技場の競争路、飛行場の滑走路のような特定の地区内における道路を線形状で表示するものとし、縁線を取得する。

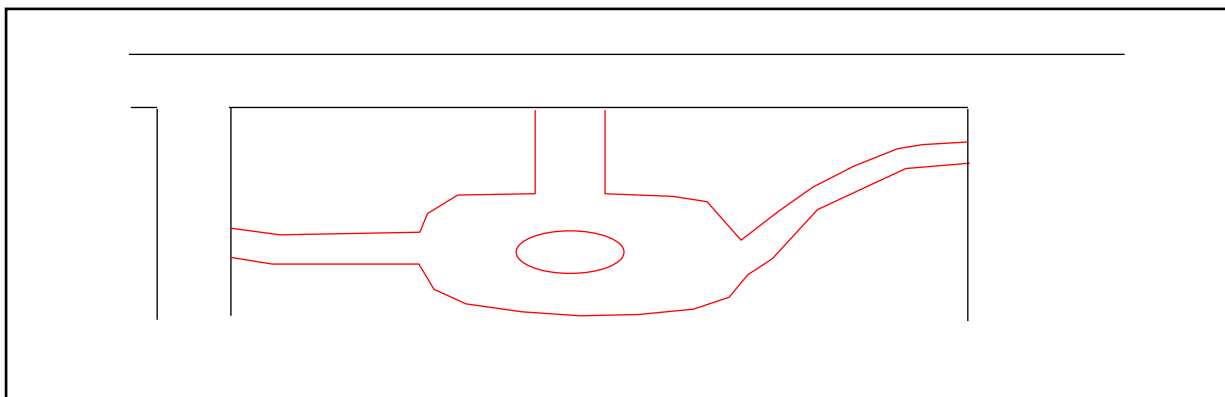


図 20 記号道路のデータイメージ（庭園路の例）

2.4.9 建設中の道路

建設中の道路作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 現在建設中の道路をいい、道路敷の外縁を面形状で表示し、路線のおおむね中央又は端末部分に注記を添えて表示する。
- ② 主として供用開始前道路を対象とし、測図完了時までには開通見込みのものは、完了時の道路で表示する。
- ③ (建設中) という注記は、主題属性 CHUKI の属性として与える (別定義の地物型「注記」では、(建設中) というデータは扱わない)。
- ④ 相対位置正確度で記載している「道路縁とズレないであること」とは、既存道路の延長として建設中の道路がある場合に、既存道路の道路縁とズレること無く図形データが取得されることを求めている。
- ⑤ 面データは右回り (時計回り) で取得するものとする。

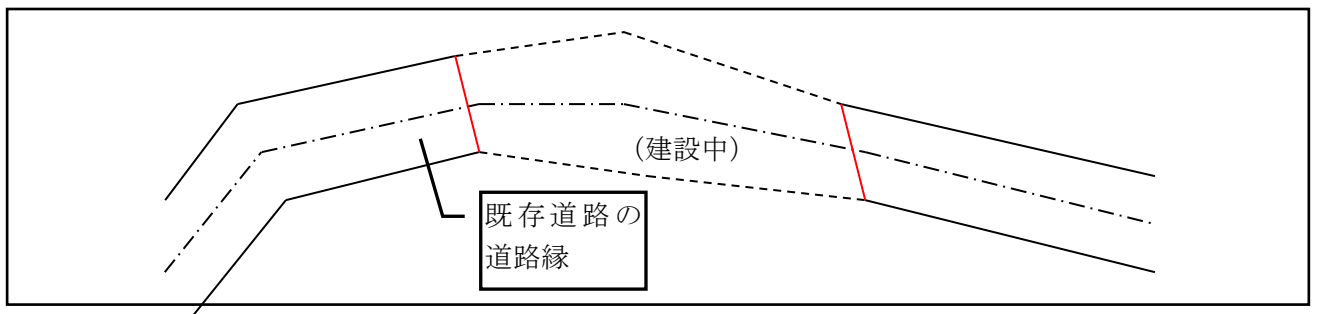


図 21 建設中の道路のデータイメージ (例)

2.4.10 道路のトンネル

道路のトンネル作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① トンネル (シェッド) の出入口を面形状で表示する。
- ② 対象は、道路のトンネル、シェッド及び函渠等、道路の上空が他の地形又は工作物により覆われているものとする。
- ③ トンネル (シェッド) 出入口の真形 (原点資料に記載されている記号の外周) を面として取得する。
- ④ 面データは右回り (時計回り) で取得する。
- ⑤ 極小の場合で、原典資料に記号で表示されている場合は、記号の大きさに合わせ、下記データイメージの図 22 道路のトンネルデータイメージ (例) の①または②に示す形状で取得する。

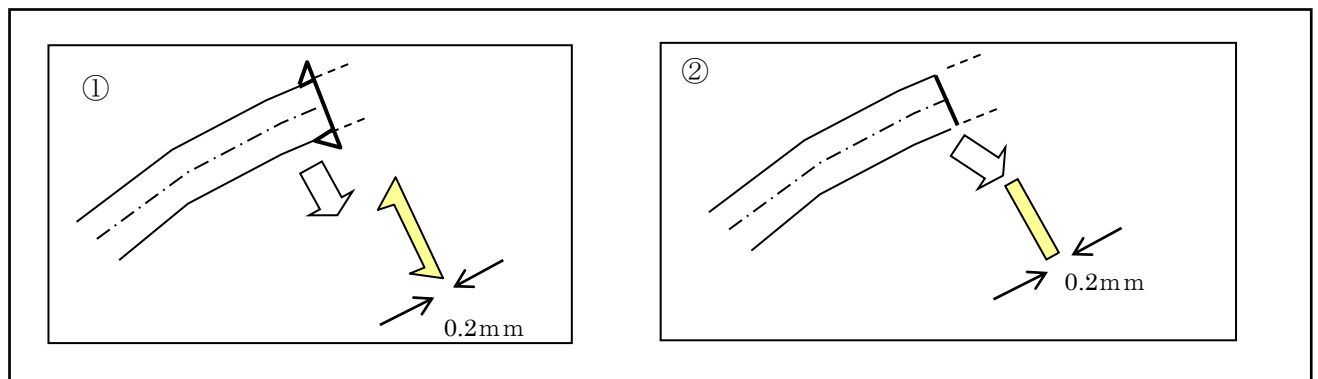


図 22 道路のトンネルデータイメージ (例)

2.4.11 横断歩道橋

横断歩道橋作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された歩道橋を面形状で表示する。
- ② 補助線は、作図補助線により、階段式、スロープ式、押し上げ式の区分を入力する。
- ③ ドーナツ状になった横断歩道橋は、ドーナツポリゴンとして入力する。入力作業の都合上、止むを得ない場合には、発注機関に確認の上で2つのポリゴンに分割して入力してもよい。
- ④ 面データは右回り（時計回り）で取得するものとする。

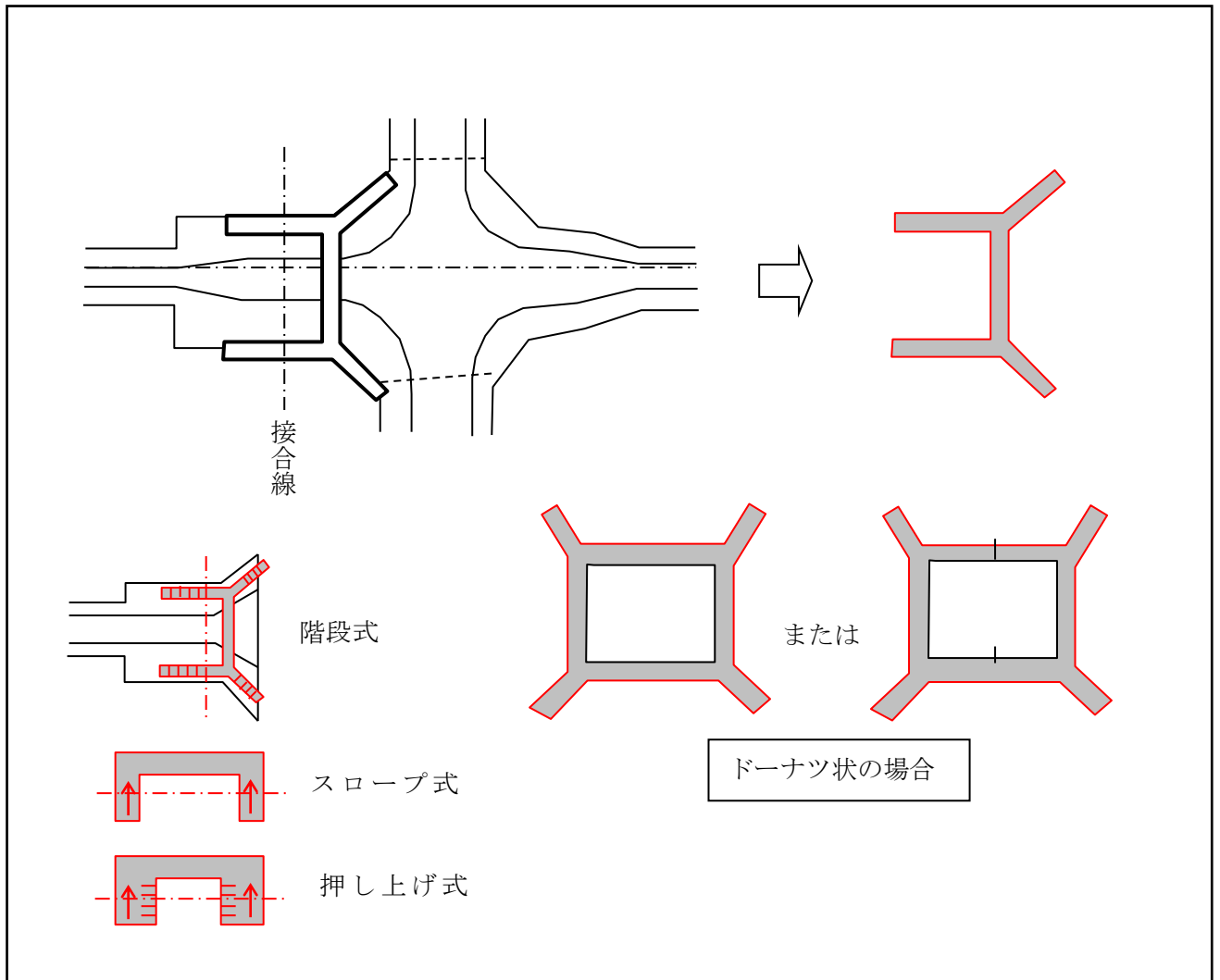


図 23 横断歩道のデータイメージ (例)

2.4.12 地下横断歩道

地下横断歩道作成時における留意事項は以下のとおり。

- ① 人、自転車等が道路又は鉄道を横断するために構築された地下道を表示するものとし、経路の明確なものを面形状で表示する。
- ② 補助線は作図補助線で表示する。
- ③ 地下部分は別のポリゴンとして取得し、陰線フラグである IFLAG の値を 1 とする。
- ④ 面データは右回り（時計回り）で取得する。

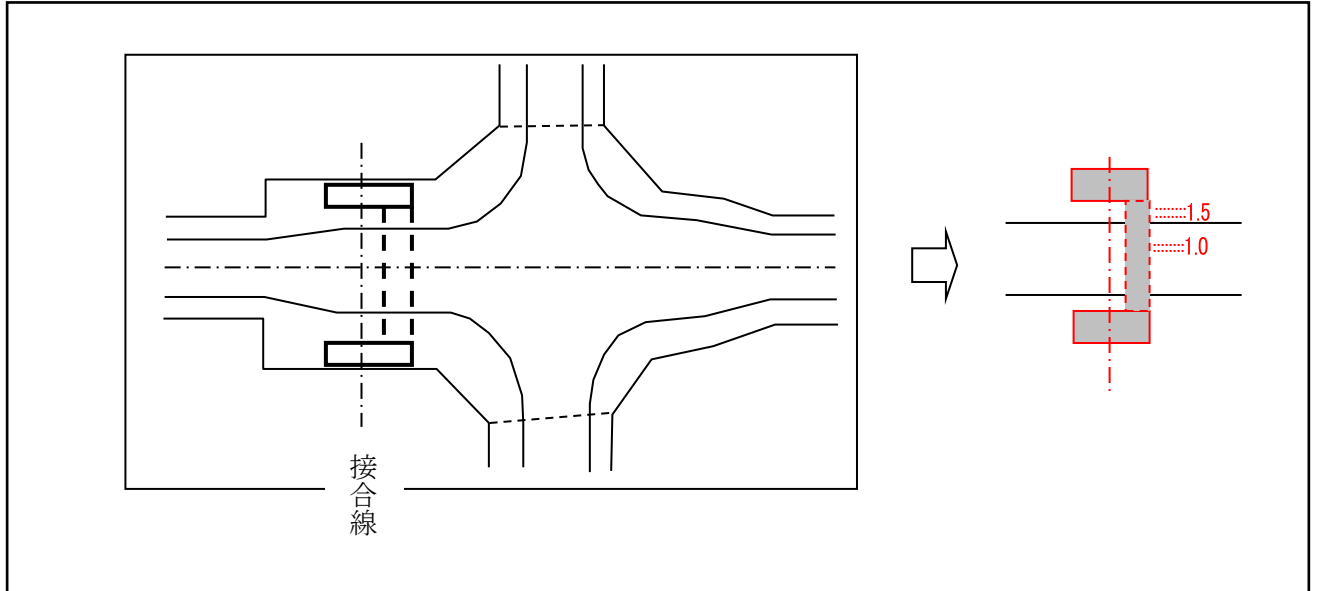


図 24 地下横断歩道のデータイメージ (例)

2.4.13 石 段

石段作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 原典資料の縮尺図における図上の長さがおおむね 2.0mm 以上のものを面形状で表示し、幅員が図上 0.5mm 以下のものは省略することができる。
- ② 競技場等で屋根のない階段状の観覧席等は、これに準じて表示する。
- ③ 補助線は作図補助線で表示するものとし、接合線及び蹴上げ線データを取得する。
- ④ 面データは右回り（時計回り）で取得する。

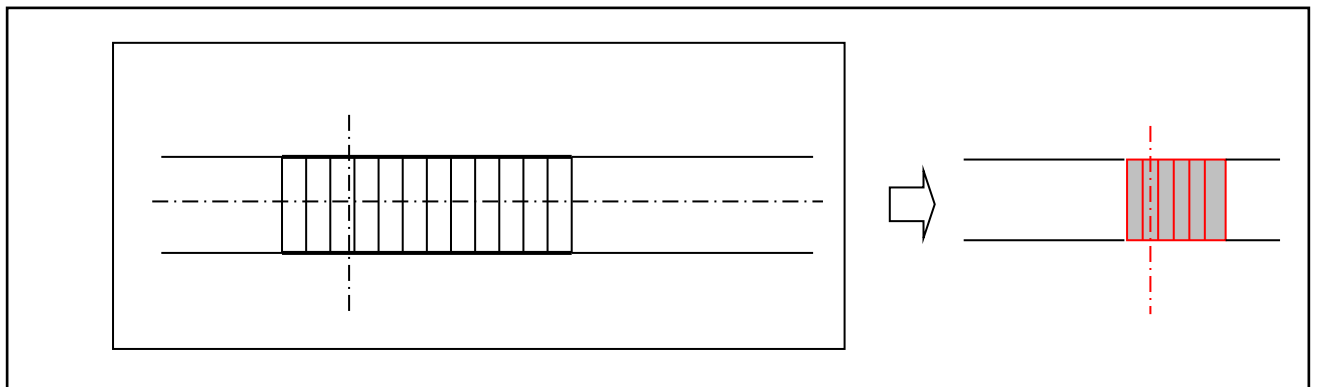


図 25 石段のデータイメージ (例)

2.4.14 地下街・地下鉄等の出入口

地下街・地下鉄等の出入口作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 地下街・地下鉄等への出入り口をいい、外周部を面形状で表示する。
- ② 階段部は作図補助線で取得するものとし、3段表示する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得する。
- ④ 地下部も同様に面データで取得するものとし、地下部の全体を取得する。

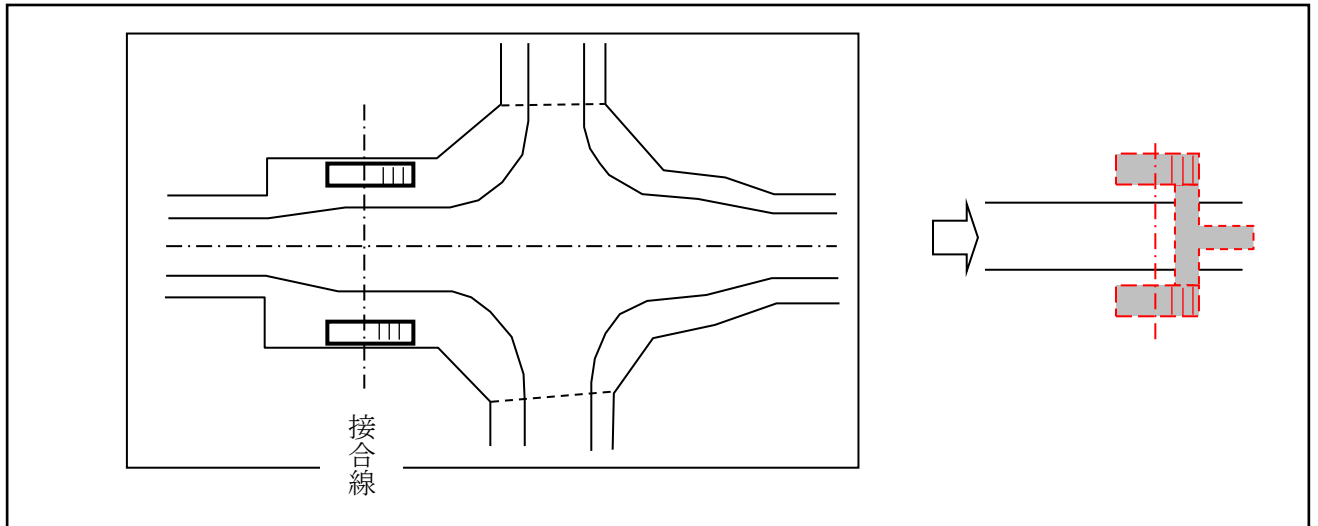


図 26 地下街・地下鉄等の出入口のデータイメージ (例)

2.4.15 並木

並木作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 並木とは道路等に沿って整然と植樹された樹木等をいう。
- ② 歩道の表示を行わない場合は並木の表示はしない。
- ③ 植樹は街路樹、芝地等の植栽をいう。
- ④ 並木は道路縁、歩道及び分離帯と重複してもかまわない。

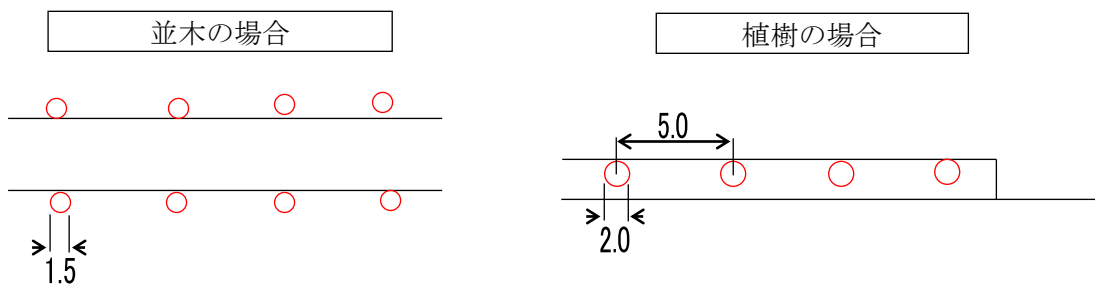


図 27 並木のデータイメージ (例)

2.4.16 道路の雪覆い

道路の雪覆い作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路縁（大）及び道路のトンネルにより作成したシェッドの上屋として線形状で作成する。

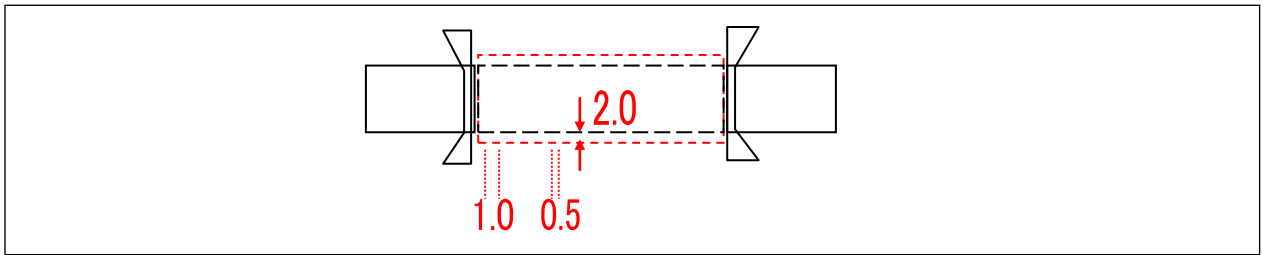


図 28 横断歩道橋における作図補助線のデータイメージ（例）

2.4.17 作図補助線

作図補助線作成時に関する注意事項を示す。

- ① 「石段」、「横断歩道橋」、「地下横断歩道」、「地下街・地下鉄等の出入口」、「集水桝」、「植樹帯」等の補助線として線形状により作成する。
- ② 属性の詳細は、「岐阜県共有空間データ地物定義書」による。
- ③ 作図補助線は、複数の線分で構成されるが、その複数の線分をひとつのマルチラインデータとして取得する。

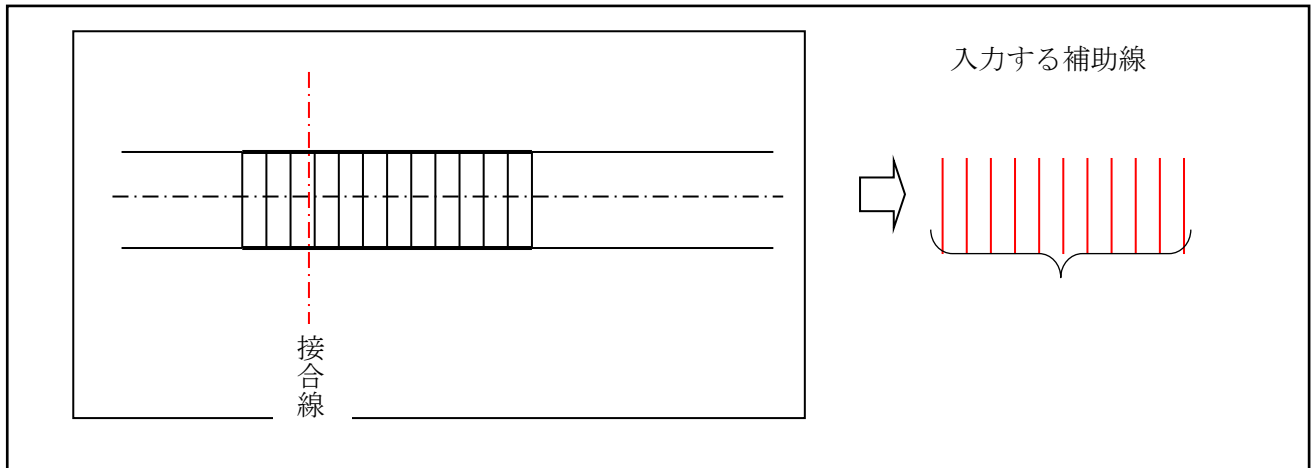


図 29 石段における作図補助線のデータイメージ (例)

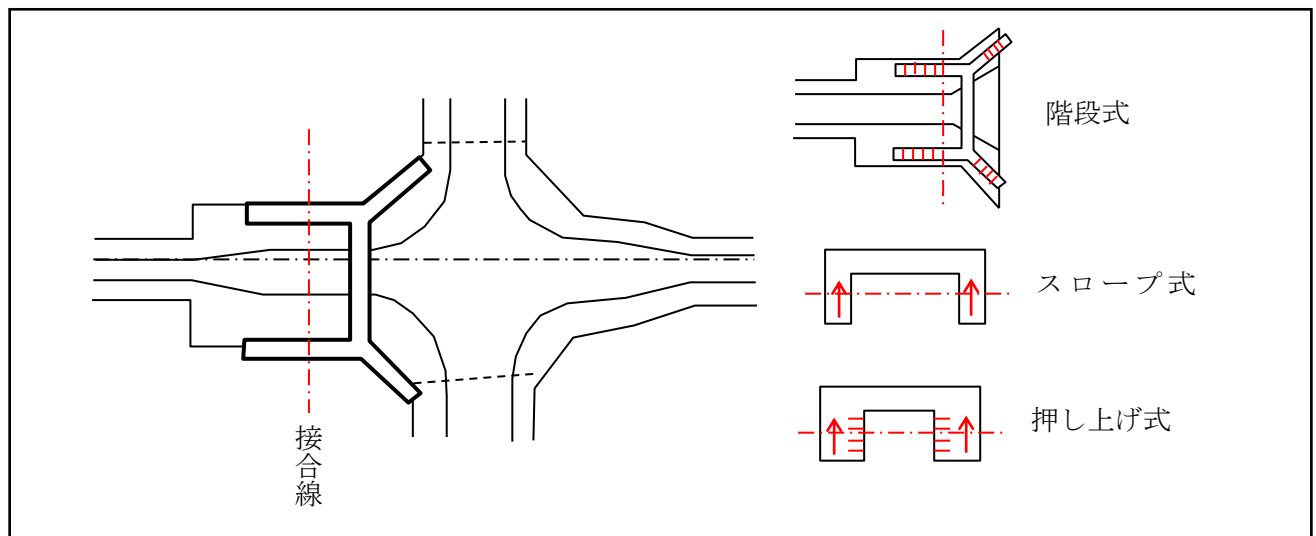


図 30 横断歩道橋における作図補助線のデータイメージ (例)

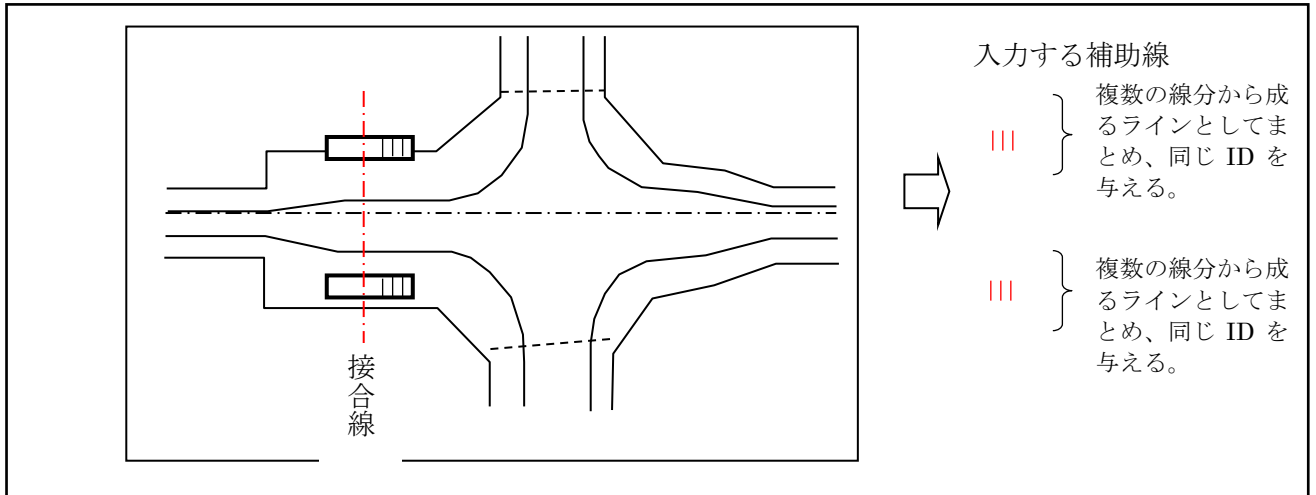


図 31 地下街・地下鉄の出入口における作図補助線のデータイメージ (例)

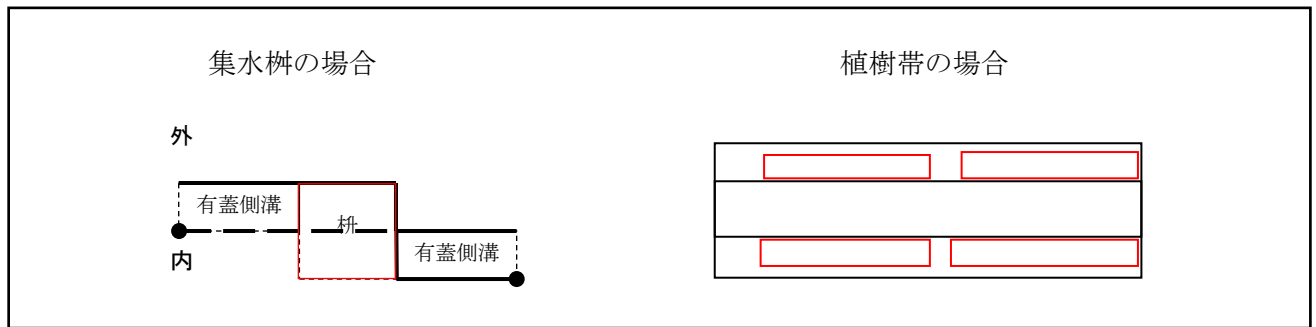


図 32 集水枿及び植樹帯のデータイメージ (例)

2.4.18 路線名

路線名作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路の注記として、路線名称及び位置を表示する。
- ② 交差部が必須とし、その他の区間にあつては、概ね 1箇所/2km 程度配置する。

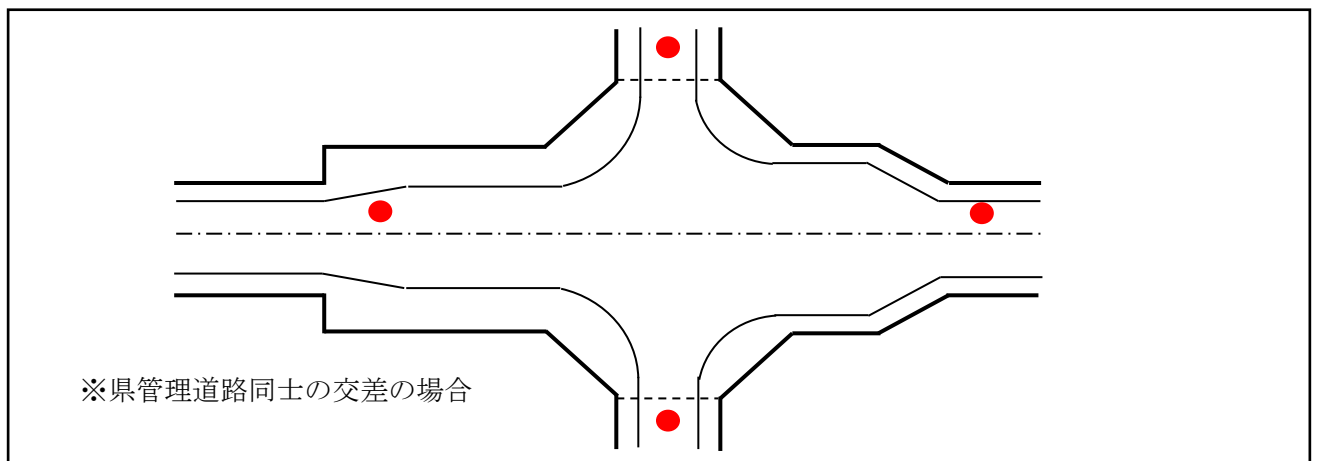


図 33 交差点における路線名のデータイメージ (例)

2.5. 道路個別地物の地物型別定義

(道路個別地物は基本仕様書 Ver2.1 (平成 18 年 7 月 一部改訂版) で整備されているので、参考にその仕様を示すものである。)

道路関連地物の地物型別の定義ファイルは、「岐阜県共有空間データ地物定義書」によるものとし、各地物の取得にあたっては、以下の事項を遵守するものとする。

2.5.1 車道幅員

車道幅員作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 図示された車道幅員の位置を表示する。
- ② 道路台帳付図に記載された位置に配置する。
- ③ 道路に直角に破線で引く。

2.5.2 境界杭

境界杭作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 図示された官民境界の位置を表示する。
- ② 確定図による位置と図示された位置を比較し位置精度の高いものを採用する。
- ③ 縮尺 1/1,000 図におけるデータ表示は図 34 境界杭のデータ表示イメージ (例) を標準とする。

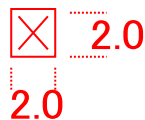


図 34 境界杭のデータ表示イメージ (例)

2.5.3 防護柵

防護柵作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ⑨ 図示された防護柵の位置を表示する。
- ⑩ 区分コードのイニシャルを表示すること。

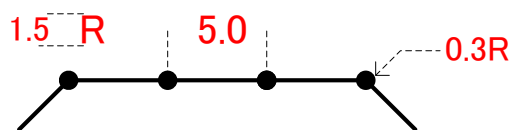


図 35 防護柵のデータ表示イメージ (例)

2.5.4 電柱類

電柱類作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 電柱類の柱区分及び位置を表示する。
- ② 属性項目 CD_KUBUN により柱区分を区分する。
- ③ 図 36 電柱類のデータ表示イメージ (例) のデータ表示縮尺は 1/1,000 縮尺である。

表 7 【電柱類 CD_KUBUN コード表】

【CD_KUBUN 表】	
コード	内 容
4142	電力柱
4132	電話柱
4119	有線柱
4238	街路灯
2246	信号機
4237	照明灯
2244	規制標識
2243	警戒標識
2242	案内標識
2253	カーブミラー
2241	電柱類(未定義)

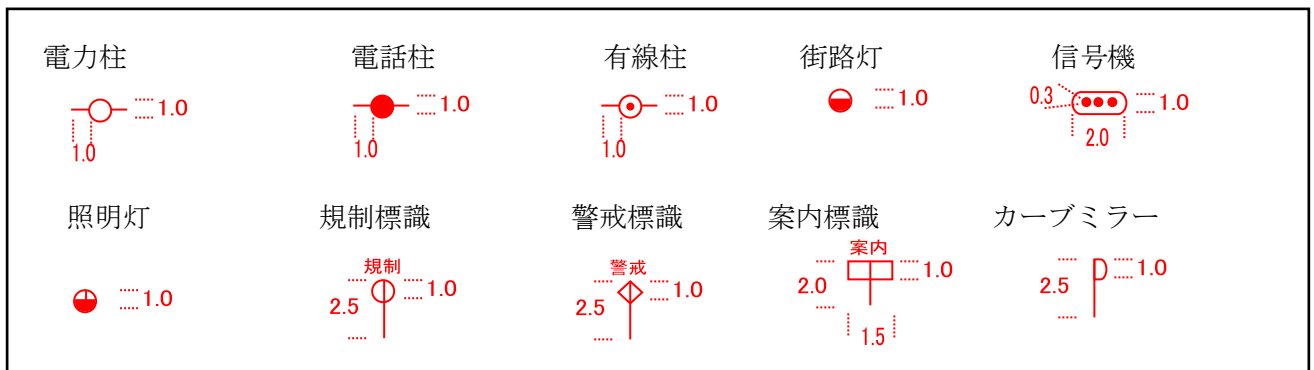


図 36 電柱類のデータ表示イメージ (例)

2.5.5 電柱類(その他)

電力類（その他）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路施設として設置された電源設備の線形状を表示する。
- ② 原典資料の縮尺図を取得する。

2.5.6 マンホール類

マンホール類作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① マンホール類の柱区分及び位置を表示する。
- ② 属性項目 CD_KUBUN により柱区分を区分する。
- ③ 図 37 マンホール類のデータ表示イメージ (例) のデータ表示縮尺は 1/1,000 縮尺である。

表 8 【マンホール類 CD_KUBUN コード表】

【CD_KUBUN 表】	
コード	内 容
4161	上水
4151	下水
4121	ガス
4141	電力
4131	電話
4111	制水弁
4215	消火栓
4101	マンホール類(未定義)

上水	下水	ガス	電力	電話	制水弁	消火栓	未定義

図 37 マンホール類のデータ表示イメージ (例)

2.5.7 マンホール類 (その他)

マンホール類 (その他) 作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路施設として設置された地中設備等の線形状を表示する。
- ② 原典資料の縮尺図を取得する。

2.5.8 旗揚げ

旗揚げ作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 施設の種類、施設の L, W, 施設の名称を記入。
- ② 旗揚げの位置は原典資料による。

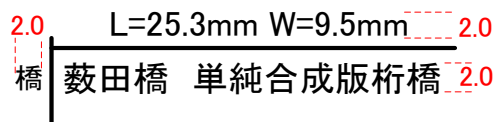


図 38 旗揚げのデータ表示イメージ (例)

2.5.9 舗装区分

舗装区分作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 他の地物に接しないように配置する。
- ② 地物は注記で作成する。

2.5.10 距離標

距離標作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路施設として設置された距離標の位置を表示する。
- ② 距離標は、原典資料の位置精度によりデータ作成を行う。

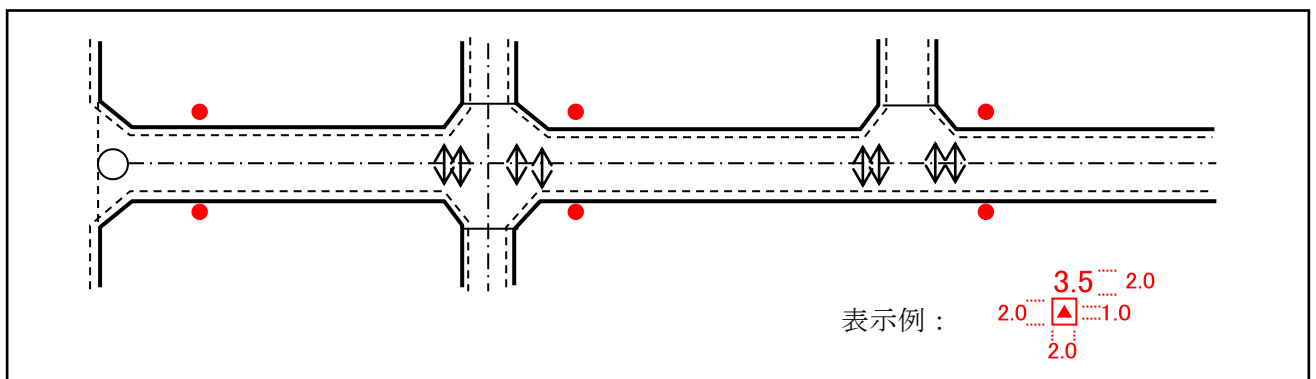


図 39 距離標のデータイメージ (例)

3. 道路関連以外の地物の概要

3.1 取得データ項目

道路関連以外の地物を作成する空間データは、表 9 道路以外の地物に関するデータ項目及び定義による。

表 9 道路以外の地物に関するデータ項目及び定義

データ項目			主題属性による細分	定義
大分類	中分類	小分類		
境界	境界	県市町村界	県界	地方公共団体の定義による県境界、市町村界を面形状で表示。
			市町村界	
		町・丁目界	大字、町丁目界	大字界、町界及び丁目界を面形状で表示。
			小字界	小字界を面形状で表示
鉄道	鉄道	軌道 (※地上部、トンネル、地下、高架)	普通鉄道	鉄道事業法および軌道法に基づいて、設定された軌道等(普通鉄道、路面の鉄道、モノレール、特殊鉄道など)を線形状で表示。
			地下鉄	
			路面電車	
			モノレール	
			特殊鉄道	
			索道	
			建設中	
	鉄道施設	鉄道のトンネル	鉄道橋	鉄道事業法および軌道法に基づいて、設定された鉄道の橋梁を面形状で表示。
			跨線橋	
		鉄道のトンネル	鉄道事業法及び軌道法に基づいて、設定された鉄道のトンネルへの入り口を面形状で表示。	
プラットフォーム	プラットフォーム	駅構内で乗降用に足場を高くした構造物を面形状で表示。		
	プラットフォーム上屋	プラットフォーム上に建造された雨よけ等の屋根を面形状で表示。		
	鉄道の雪覆い等	雪崩又は落石を防ぐために鉄道上に設置された上屋を面形状で表示。		
建物	建物	建物	普通建物	床・屋根・柱(又は壁)で囲まれた空間の屋根伏せや水平投影図形の形状が3坪(10㎡)以上のもので定義される木造等の建物を面形状で表示。
			堅ろう建物	床・屋根・柱(又は壁)で囲まれた空間の屋根伏せや水平投影図形の形状が3坪(10㎡)以上のもので定義される鉄筋コンクリート等で建築された建物を面形状で表示。
			普通無壁舎(壁のない建物)	側壁の無い建物、温室および工場内の建物類似の建築物で、鉄筋コンクリート等で建築された建物のうち水平投影図形の形状が3坪(10㎡)以上のものを面形状で表示。
			堅ろう無壁舎	側壁の無い建物、温室および工場内の建物類似の建築物で石・コンクリート・れんが等でできた堅ろうな門柱を有する建物のうち水平投影図形の形状が3坪(10㎡)以上のものを面形状で表示。
	建物付属物	門	屋門	建物の一部が道路に供されているものを面形状で表示。
			門	石・コンクリート・れんが等でできた堅牢な門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門も含むものとし面形状で表示。
		付属物(プール)	プール	建物(庭、屋上等の場所)に付属する構造物で、人工の遊泳施設を面形状で表示。
		小物体	小物体	小物体
記念碑				
立像				

データ項目			主題属性による細分	定義
大分類	中分類	小分類		
小物体	小物体	小物体	路傍祠	
			灯ろう	
			狛犬	
			鳥居	
			地下換気口	
			坑口	
			独立樹(広葉樹)	
			独立樹(針葉樹)	
			噴水	
			井戸	
			油井・ガス井	
			貯水槽	
			肥料層	
			超重機	
			タンク	
			給水塔	
			煙突	
			高塔	
			電波塔	
		灯台		
		航空灯台		
灯標				
ヘリポート				
水位観測所				
流量観測所				
雨量観測所				
水質観測所				
風向、風速観測所				
		小物体(外周)		小物体のうち面的広がりをもつものの外周形状を線形状で表示。
		輸送管	輸送管(地上)	小物体の一種で線形状で表現される輸送管を面形状で表示。
			輸送管(空間)	
		送電線		小物体の一種で線形状で表現される送電線の中心線を線形状で表示。
法面	法面	法面	人工斜面(盛土部、切土部)	道路沿いを中心に認められる人工的な斜面を線形状で表示。
			被覆(網、ポケット、種子吹付、網柵工)	道路沿いを中心に認められる網、種子吹付等のコンクリート以外の人工物を線形状で表示。
			コンクリート被覆(モルタル(コンクリート法枠、コンクリート擁壁))	道路沿いを中心に認められる網、種子吹付等のコンクリート以外の人工物を線形状で表示。
			ブロック被覆(ブロック積(張))	道路沿いを中心に認められるコンクリートブロック積(張)等のコンクリート人工物を線形状で表示。
			石積被覆(石積(張))	道路沿いを中心に認められる石積(張)等の人工物を線形状で表示。
		土堤	被覆の無い堤防、および敷地等の周囲にある盛土をいい、人工斜面で表現できない形状のものを線形状で表示。	
水部	河川等	河川	河川	水部(河川、細流、かれ川、用水路)による水涯線を線形状で表示。
			細流/一級河川	
			かれ川	
			用水路	
			水路地下部	
		湖池	湖沼池の水涯線を面形状で表示。	
		ダム	河川に建設されたダムを面形状で表示。	
	水部構造物等	栈橋	栈橋(鉄筋コンクリート)	栈橋のうち、鉄筋コンクリート製のものをいい、面形状で表示。
栈橋(木)			栈橋のうち、木製のものをいい、面形状で表示。	

データ項目			主題属性による細分	定義
大分類	中分類	小分類		
水部	水部構造物等		棧橋(浮き)	棧橋のうち、浮き棧橋をいい、を面形状で表示。
		護岸(被覆)	護岸(被覆)	河川などに面する水崖部、岸で侵食を防ぐために、水際を固めたものを線形状で表示。
			護岸(杭、消波ブロック)	河岸などの侵食を防ぐために、水際に設置された杭または消波ブロックなどの工作物を線形状で表示。
			護岸(捨石)	河川内の水勢をそくために、水中に投げ入れられた石材を線形状で表示。
		坑口とトンネル	坑口とトンネル	水路が地下に出入りする部分を面形状で表示。
		滝		地形的段差により流水が急激に落下するところを線形状で表示。
		せき		流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物又は揚水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物を線形状で表示。
		水門		取排水、水量調節等のために設けられた工作物を線形状で表示。
		水制	不透水制	流水の制御または河岸の洗掘防止を目的として設置された工作物を線形状で表示。
			透過水制	
			水制水面下	
		蛇籠	蛇籠	河川内に設置されたかごを線形状で表示。長いものは中間の省略が可能とする。
		渡船発着所		水部において定期的に入又は車両を運搬する船舶、遊覧船の発着所で常設されたものの位置を表示。
船揚場		船の陸揚げ等を行うための構造物の位置を表示。		
構囲	構囲	さく	さく(未分類)	建物および敷地の周辺を区画するための生け垣、鉄柵等の工作物を線形状で表示。
			落下防止さく	さくの構造、材質に関わらず落下を遮ることを目的に設置された工作物を線形状で表示。
			防護さく	ガードレール等の防護さくを線形状で表示。
			遮光さく	光を遮ることを目的に設置された工作物を線形状で表示。
			鉄さく	金属製のさくを線形状で表示。
			生け垣	生け垣、竹垣等を線形状で表示。
			土囲	盛土による構囲を線形状で表示。
		へい	へい(未分類)	建物および敷地の周辺を区画するために設置された囲壁を線形状で表示。
			堅ろうへい	石・コンクリート・レンガ・ブロック等により作られた堅ろうな囲壁を線形状で表示。
	簡易へい	板、トタン等で作られた囲壁を線形状で表示。		
植生諸場地	植生諸場地	植生と場地	区域界(非耕地)	耕地以外の区域の区分の境界を面形状で表示。空地、材料置場、噴火口・噴気口、温泉・鉱泉、採石場、土取場、採鉱地を対象。
			公園等の公共用地	場地区分の境界を面形状で表示。駐車場、花壇、園庭、墓地、陵墓、古墳、城・城跡、史跡・名勝・天然記念物、動物園、遊戯施設、ゴルフ場、グラウンド・運動場、公園等を対象。
			宅地	密集する宅地区域の境界を面形状で表示。
			植生	異なった植生の区分の境界を面形状で表示。広葉樹林、針葉樹林、竹林、荒地、はい松地、しの地(笹池)、やし科樹林、湿地、砂れき地(未分類)、砂地、れき地、干潟、樹林(混在している場合)を対象。
			既耕地	既耕地の区分の境界を面形状で表示。田、はず田、畑、さとうきび畑、パイナップル畑、わさび畑、桑畑、茶畑、果樹園、その他樹木畑、牧草地、芝地、その他耕地を対象。
			耕地界	同一種類の耕地の境で、一区画の短辺が縮尺図上で20mm以上のものを面形状で表示。

データ項目			主題属性による細分	定義	
大分類	中分類	小分類			
等高線	等高線	等高線 (DEM_2500 レベル)	等高線(計曲線)	DEM(デジタル・エレベーション・モデル)から生成した、地表面の基準面からの高さを表す縮尺 1/2500 レベルの等値線を線形状で表示。計曲線の標高間隔は 10m、主曲線の標高間隔は 2m。	
			等高線(主曲線)		
			等高線(補助曲線)		
			等高線(特殊補助曲線)		
	等高線	等高線 (DEM_5000 レベル)	等高線(計曲線)	DEM(デジタル・エレベーション・モデル)から生成した、地表面の基準面からの高さを表す縮尺 1/5000 レベルの等値線を線形状で表示。計曲線の標高間隔は 25m、主曲線の標高間隔は 5m。	
			等高線(主曲線)		
			等高線(補助曲線)		
			等高線(特殊補助曲線)		
	凹地	凹地 (DEM_2500 レベル)	等高線(計曲線)	人口構築物との合成で生じた以外の凹地を表す縮尺 1/2500 レベルの等値線で、DEM(デジタル・エレベーション・モデル)から生成したものを線形状で表示。計曲線の標高間隔は 10m、主曲線の標高間隔は 2m。	
			等高線(主曲線)		
			等高線(補助曲線)		
		凹地(矢印)			凹地を示す、補助線としての矢印を線形状で表示。
変形地	変形地	変形地(線)	土がけ(崩土)	土がけ、岩がけなどの等高線によって表現することが困難または不適当な地形を線形状で表示。	
			雨裂		
			急斜面		
			洞口		
			岩がけ		
			露岩		
			散岩		
		さんご礁			
		変形地(点)	洞口		等高線によって表示することが困難または不適当な地形を線形状で表示。
			散岩		
基準点	基準点	基準点	国家三角点	国家・公共基準点及び水準点、電子基準点を含む測地のための基準点の区分及び位置を表示。	
			国家水準点		
			国家多角点		
			公共基準点		
			公共水準点		
			公共多角点等		
			その他の基準点		
			電子基準点		
標高点					
GPS 計測点	GPS 計測点	GPS 計測点	GPS 計測点	GPS 測量(RTK-VRS)により観測された点の位置を表示。	
注記	注記	注記		原典資料に表現されている注記情報を格納することを目的とした地物(建物注記・記号等)の区分及び位置を表示。	

3.2 道路関連以外の地物の共通コード表

法面、土堤、護岸（被覆）、滝、せき、変形地（線）で使用する記号線を区分して取得するために主題属性に CD_HOJYO を与える。コードの定義は、下表のとおり。

表 10 【CD_HOJYO】の区分表

フィールド名		CD_HOJYO
コード	内容	
11	上端線	
12	下端線	
99	補助線	

3.3 道路関連以外の地物の主題属性定義

道路関連以外の地物の主題属性定義ファイルは、「岐阜県共有空間データ地物定義書」に基づき別紙 主題属性定義（道路関連外）に示す項目を dbf ファイル（.dbf）として作成する。

3.4 道路関連以外の地物に関する地物型別定義

道路関連以外の地物型定義ファイルの詳細は、「岐阜県共有空間データ地物定義書」を参照するものとし、各地物の取得における遵守事項は以下のとおりとする。

3.4.1 縣市町村界

県界、市界、町村界作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 県界、市界、町村界は、地方公共団体の定義による県境界を面形状で作成する。
- ② それぞれの境界は、独立した面形状としてデータを作成する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得する。
- ④ 県界、市界、町村界に不連続な飛び地等がある場合は、マルチポリゴンで作成する。
- ⑤ 境界線が重複する部分は座標値が一致するようにデータを作成する。
- ⑥ 境界未決定地区は地方公共団体の主張する境界線のいずれかを採用する。その場合、主題属性の「REMARKS」に境界未決定地区がどの自治体との間であるのか。その地区はどこかを記述する。
- ⑦ 境界図形の位置は、市町村貸与資料に記載されている地物との相対位置関係が、共有空間データとして取得した各地物データ間でも維持されるよう入力すること。位置正確度として、「原典資料に対して標準偏差図上 0.3mm 以内であること」の指定に拘わらず、地物との相対位置関係を優先して入力すること
- ⑧ 原典資料が異なることが原因で、図郭線などの接合部で、図形データの不一致（ズレ）があるときは、位置相対誤差について「原典資料に対して標準偏差図上 0.3mm 以内であること」との条件があってもそれに拘らず、接合処理を行う。
- ⑨ 接合においては、背景地図との相対的位置関係が維持されるように行う。（作業手順としては、道路、河川、鉄道などの背景地図の骨格となる図形データが先に整備され、接合されていることが前提となる。）

3.4.2 町字界

大字・町・丁・目界及び小字界作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 大字・町・丁・目界は、それぞれの境界を面形状で作成する。
- ② それぞれの境界は、独立した面形状としてデータを作成する。
- ③ 大字・町・丁・目界、小字界に不連続な飛び地等がある場合は、マルチポリゴンで作成する。
- ④ 面データは右回り（時計回り）で取得する。
- ⑤ 境界線が重複する部分は座標値が一致するようにデータを作成する。
- ⑥ 境界未決定地区は地方公共団体の主張する境界線のいずれかを採用する。その場合、主題属性の「REMARKS」に境界未決定地区がどの自治体との間であるのか。その地区はどこかを記述する。
- ⑦ 境界図形の位置は、市町村貸与資料に記載されている地物との相対位置関係が、共有空間データとして取得した各地物データ間でも維持されるよう入力すること。位置正確度として、「原典資料に対して標準偏差図上 0.3mm 以内であること」の指定に拘わらず、地物との相対位置関係を優先して入力すること。
- ⑧ 原典資料が異なることが原因で、図郭線などの接合部で、図形データの不一致（ズレ）があるときは、位置相対誤差について「原典資料に対して標準偏差図上 0.3mm 以内であること」との条件があってもそれに拘らず、接合処理を行う。
- ⑨ 接合においては、背景地図との相対的位置関係が維持されるように行う。（作業手順としては、道路、河川、鉄道などの背景地図の骨格となる図形データが先に整備され、接合されていることが前提となる。）

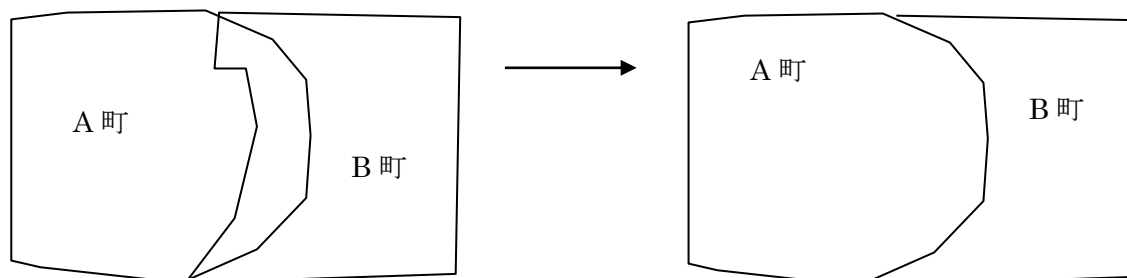


図 40 境界データイメージ (例)

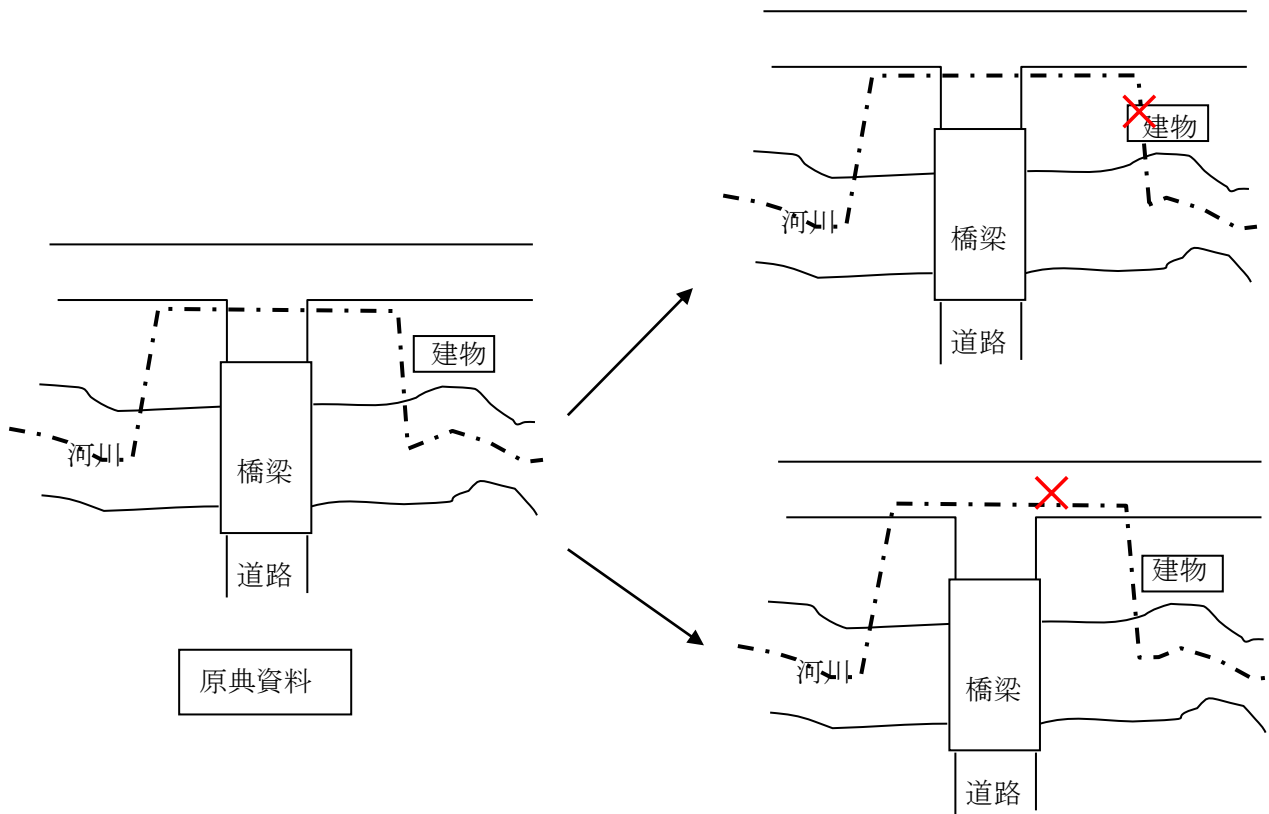


図 41 境界の位置処理データイメージ (例)

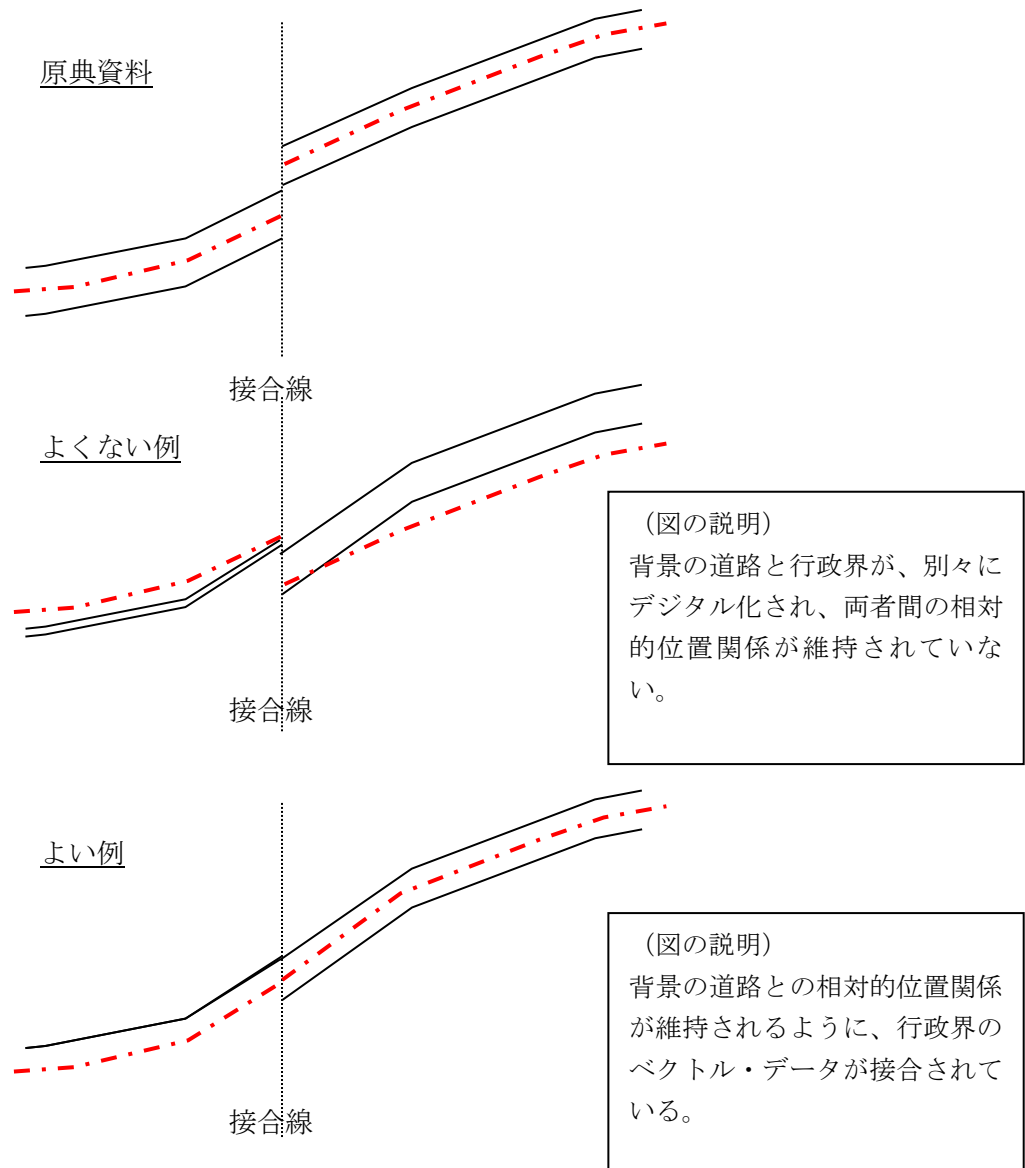


図 42 境界の接合処理データイメージ (例)

3.4.3 軌道

軌道作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 鉄道事業法及び軌道法に基づいて、設定された軌道等（普通鉄道、路面の鉄道、モノレール、特殊鉄道など）を線形状で表示する。
- ② 図郭線で図形データの不一致（ズレ）があるときは、位置相対誤差について「原典資料に対して標準偏差図上 0.3mm 以内であること」との条件があってもそれによらず、接合処理を行う。
- ③ 接合においては、背景地図との相対的位置関係が維持されるように行う（地物型「境界」の遵守事項参照）。
- ④ 軌道の線図形の単位は、CD_KOUZO の区分が変化するところ、分岐するところで線分を分割する。

トンネルの場合

原典資料にトンネル部の表示がない場合出入口を直線で結んでも良い。

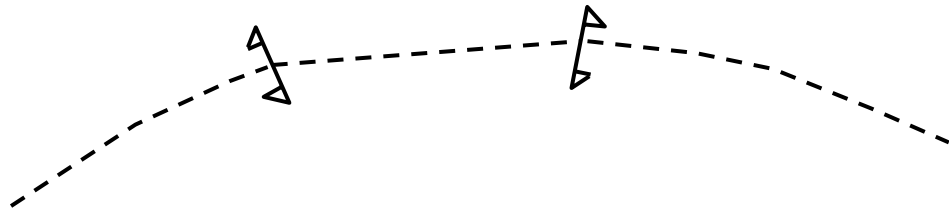
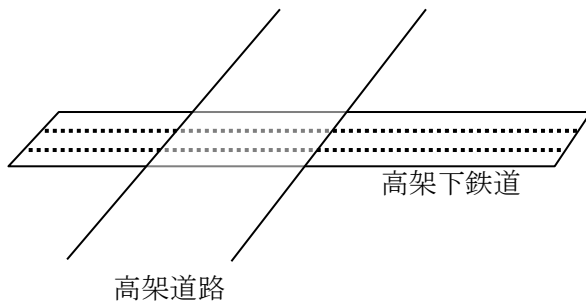
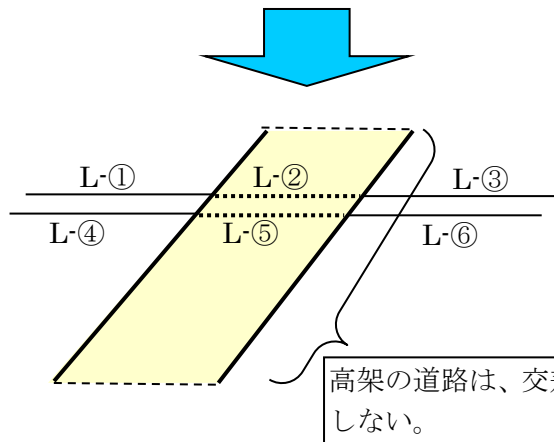


図 43 軌道（トンネル）のデータイメージ（例）

道路の高架の下に位置しているため上空からの衛星写真・航空写真で視認できない鉄道部分は、地下部（陰線）と分類する。



取得対象地図の表現



高架下において上空からの航空写真、衛星画像で視認できない鉄道部分（L-2、L-5の部分）では、独立した線図形として分割し、地下（陰線）：CD_KOUZO=4として取得する。

高架の道路は、交差部では分割しない。

図 44 軌道（高架下）のデータイメージ（例）

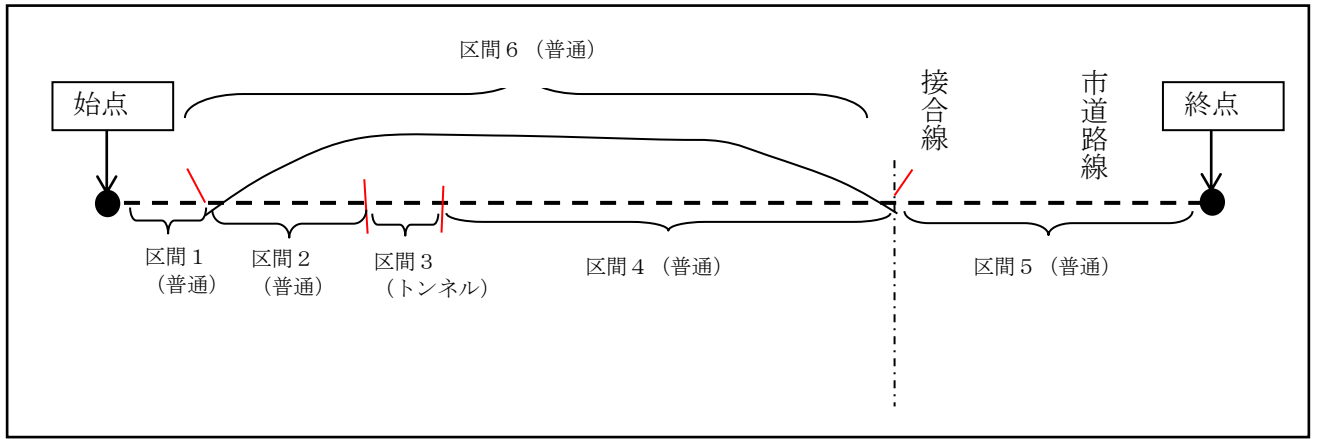


図 45 軌道の線分単位のデータイメージ (例)

3.4.4 鉄道橋

鉄道橋作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 鉄道事業法および軌道法に基づいて、設定された鉄道の橋梁を面形状で表示する。
- ② 構造区分を CD_KUBUN で入力する。
- ③ 高架橋の部分も鉄道橋として取得する。区分コードは鉄道橋と同じとする。
- ④ 面データは右回り（時計回り）で取得するものとする。

3.4.5 鉄道のトンネル

鉄道のトンネル作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① トンネルの場合、原典資料にトンネル部の表示がない場合は、出入り口を直線で結んでも良い。
- ② 高架下の場合、道路の高架の下に位置しているため上空からの高解像度衛星写真・航空写真で視認できない鉄道部分は、地下部（陰線）と分類する。

トンネルの場合

原典資料にトンネル部の表示がない場合出入り口を直線で結んでも良い。

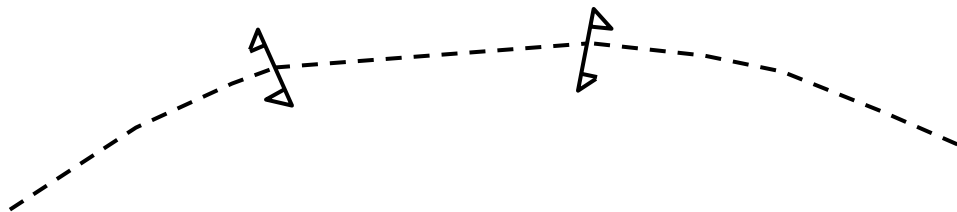


図 46 鉄道のトンネルのデータイメージ (例)

3.4.6 プラットホーム

プラットホーム作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 建物内にあるプラットホームは作成せず、建物縁に接合させること。
- ② プラットホームとプラットホーム上屋の識別は CD_KUBUN で行う。
- ③ 階段はプラットホームの一部として良い。

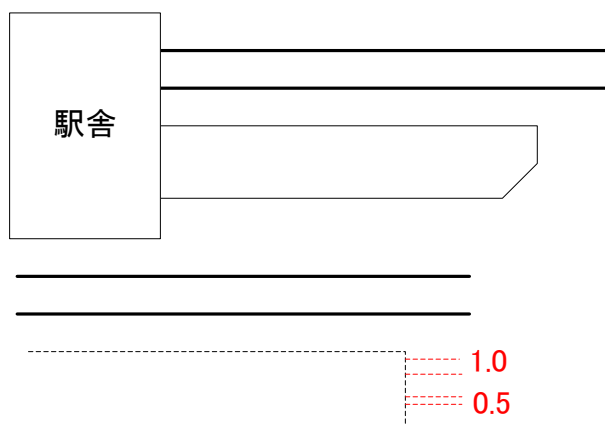


図 47 プラットホームのデータイメージ (例)

3.4.7 鉄道の雪覆い

鉄道の雪覆い作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 実線 1.0, 破線 0.5 の間隔で作成。

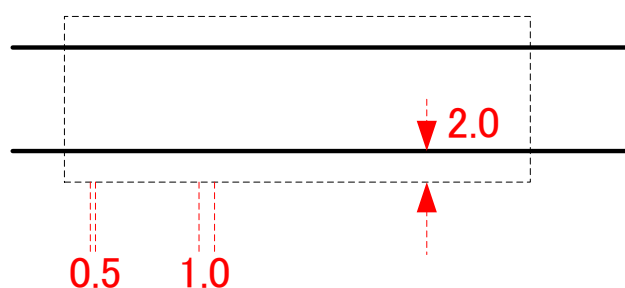


図 48 鉄道の雪覆いのデータイメージ (例)

3.4.8 建 物

建物作成時に関する注意事項を示す。

- ① 原典資料の建物を面形状で取得するものとし、建設基準法上の建物、固定資産税法上の建物の定義を念頭に、衛星写真や航空写真上で計測可能な建物を取得する。
- ② 屋根・壁または柱で囲まれた空間の屋根伏せで、水平投影の屋根伏せ形状の面積が 10 m²以上の面を取得する。
- ③ 主題属性の建物分類は必須とし、建物名称は、原典資料に記載されている内容から取得する（例えば、鉄道駅の駅舎は駅名を建物名称として取得する）。
- ④ 写真画像（高解像度衛星写真、航空写真）上で見かけが繋がっている建物でも、形状、色、建物周辺の状況から別棟と判断されるものは、個別の建物図形として取得する。
- ⑤ 中庭などがある建物は、中抜きのあるドーナツ形状の面図形として取得する。
- ⑥ 面データは右回り（時計回り）で取得するものとする。

3.4.9 付属物（プール）

付属物（プール）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 建物（丹羽、屋上等の場所）に付属する構造物で、人口の遊泳施設を面形状で表示する。
- ② 面データは右回り（時計回り）で取得するものとする。

3.4.10 門

門、屋門作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 石、コンクリート、レンガ等でできた堅牢な門柱を有するもので、特に構造の大きなものをいう。冠木門を含む
- ② 屋門は神社、仏閣等の規模の大きなもので、屋門は 10502 で取得し、通路は庭園路で取得する。公共測量では、屋門を建物で取得しているので注意すること。
- ③ 門と屋門の区別は CD_KUBUN で識別する。
- ④ 屋門内の破線は作図補助線で作成する。
- ⑤ 屋門を庭園路、索道等を除く道路が通過している場合には、道路と作図補助線は重ねて作成する。
- ⑥ 屋門の前後で道路の種別(国道、県道、市町村道、庭園路)で異なる場合は、屋門の前後でポリゴンを閉じて作成し、屋門内は作成しない。

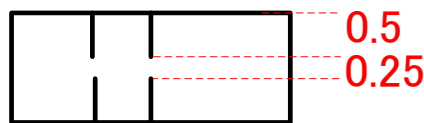


図 49 屋門のデータイメージ (例)

3.4.11 小物体

小物体作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 各種の人的建造物の区分および位置を表示する。
- ② 対象は、墓碑、記念碑、立像、路傍祠、灯ろう、狛犬、鳥居、地下換気口、坑口、独立樹(広葉樹)、独立樹(針葉樹)、噴水、井戸、油井・ガス井、貯水槽、肥料槽、超重機、タンク、給水塔、煙突、高塔、電波塔、灯台、航空灯台、灯標、ヘリポート、雨量観測所、風向、風速観測所、バス停、電話ボックス、郵便ポストとする。
- ③ 原典資料の中心位置を取得する(入力位置のイメージは、図 50 小物体のデータ入力位置イメージ(例)参照)。
- ④ 属性によりデータ表示を区分する。
- ⑤ 小物体の形状が取得できるときは、次項に示す地物型「小物体(外周)」を、ここで定義する点データとしての地物型「小物体」を囲むように取得する。

入力位置は、記号の下中央

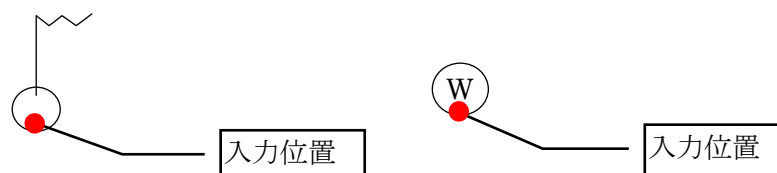


図 50 小物体のデータ入力位置イメージ (例)

3.4.12 小物体(外周)

小物体(外周)作成時に関する注意事項を示す。

- ① 小物体のうち面的な広がりをもつものの外周を線形状で表示する。
- ② 点データとしての地物型「小物体」を取得した場合に必ず、本地物型を取得するというものではない。

- ③ 小物体の形状に広がりがありその形状が取得できるときに、その輪郭を、点データとしての地物型「小物体」を囲むように取得する。その場合には、点データとしての「小物体」を複数囲まない。

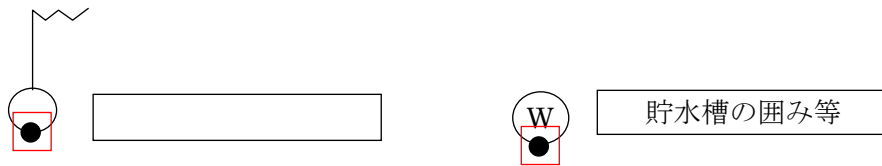


図 51 小物体（外周）のデータ入力位置イメージ（例）

3.4.13 輸送管

輸送管作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 小物体の一種で、線形状で表現される輸送管を面形状で表示する。
- ② 地物データの区切りは、CD_KUBUN が変化するところ、ならびに市町村境界部とする。
- ③ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。
- ④ 面データは右回り（時計回り）で取得する。

3.4.14 送電線

送電線作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 送電線の図形データは、図上で表現されている線記号の中心線を入力する。
- ② 地物データは、市町村境界で区切る。
- ③ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。

3.4.15 法面

法面作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 道路沿いを中心に認められる人口斜面を線形状で表示する。
- ② 道路周辺の法面については、原典資料の優先度に基づき取得する。
- ③ 上端線は低いほうを右に取得する。下端線は法面の範囲を囲んで始終点が一致するように取得する。被覆で範囲の狭いもの（縮尺精度 1/2500 の場合、その縮尺の図上で 0.4mm 未満のもの）は上端線のみを取得する。
- ④ 上端線沿いおよび法面内の表現記号は、補助線として取得する。上端線と下端線の間に表示されている記号は、補助線（CD_HOJY0=99）とする。
- ⑤ 補助線は、原典図面をトレースすることを想定していない。上端線、下端線から作成する。
- ⑥ 斜面を示すケバは、補助線（CD_HOJY0=99）とする。斜面の形状が単純な場合は、自動作成してもよいが、斜面形状が変化するのはマニュアル入力とする。
- ⑦ 法面の ID 番号は、上端線、下端線、補助線で構成され、本仕様書 1.7 の ID 番号の原則に従って附番すること。
- ⑧ 上端線、下端線、補助線は CD_HOJY0 の値がそれぞれ異なるので、別々のラインデータとなる。その場合、1 個の法面を構成する上端線、下端線、補助線の ID 番号の下 8 桁のシリアル番号は、同じでなければならない。
- ⑨ 1 個の法面を構成する不連続な上端線、下端線、補助線は、マルチラインを使って、上端線、下端線、補助線のデータ構造を各々 1 個にまとめなければならない。
- ⑩ 補助線や、法面内の○等の記号の表記は複数の線分で構成されるが、その複数の線分を 1 つのマルチラインとして取得する。
- ⑪ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。

表 11 【CD_KUBUN】の区分表

コード	内 容
6101	人工斜面
6110	被覆(ポケット、種子吹付)
6111	コンクリート被覆(コンクリート擁壁)
6112	ブロック被覆(ブロック積)
6113	石積被覆
6121	法面保護(網)
6122	法面保護(モルタル)
6123	法面保護(コンクリート法枠)
6124	法面保護(網柵工)

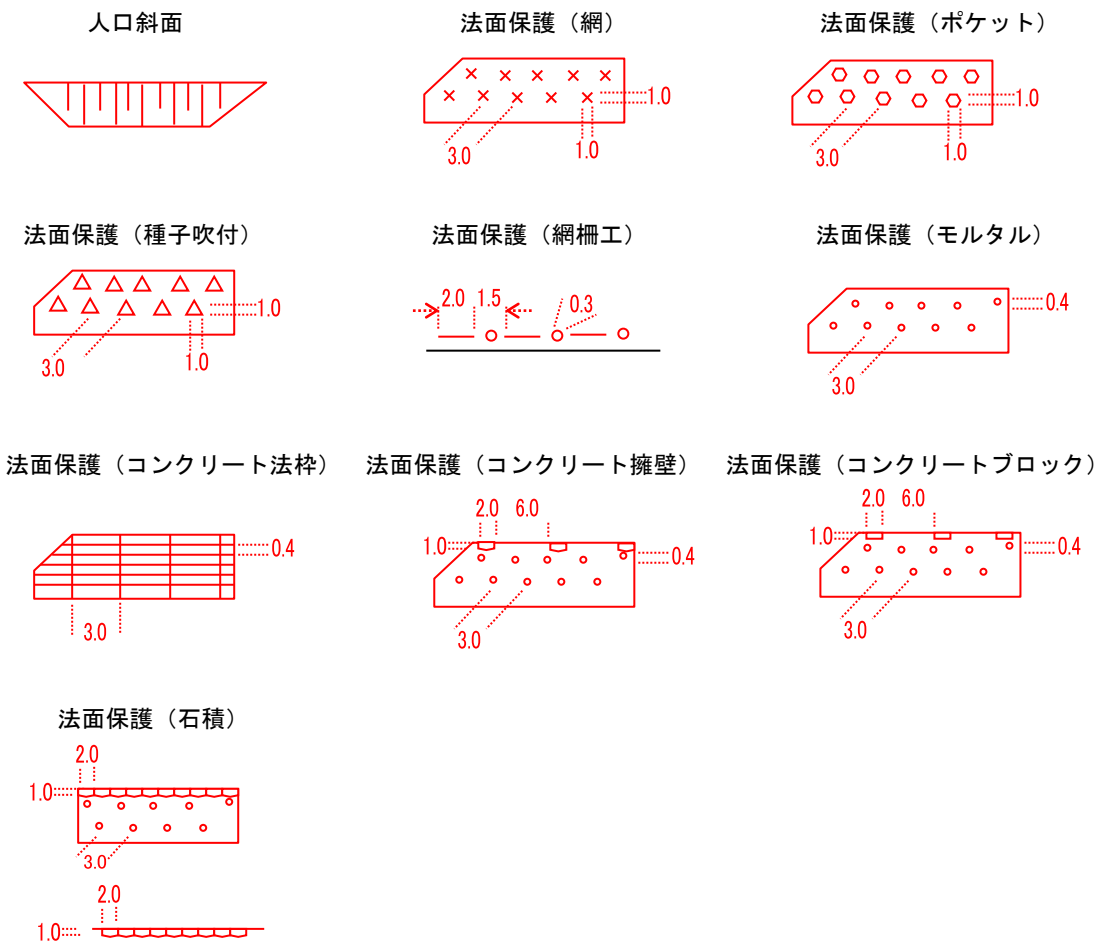


図 52 法面の区分イメージ (例)

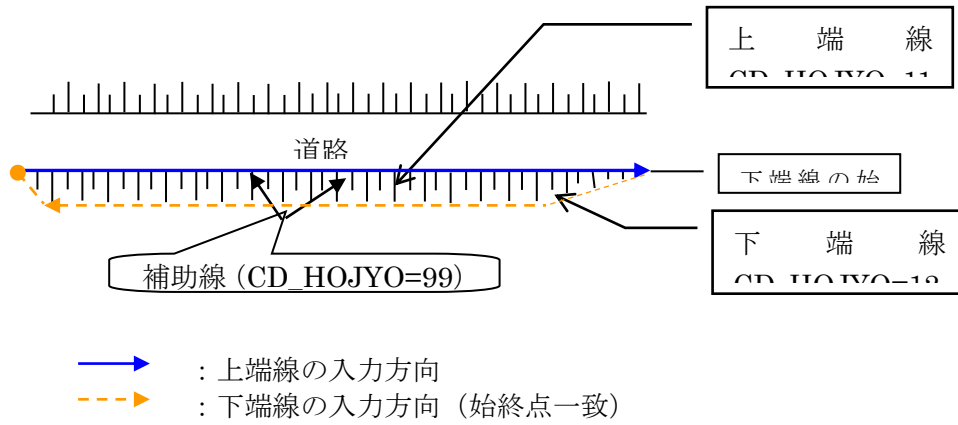


図 53 人工斜面のデータイメージ (例)

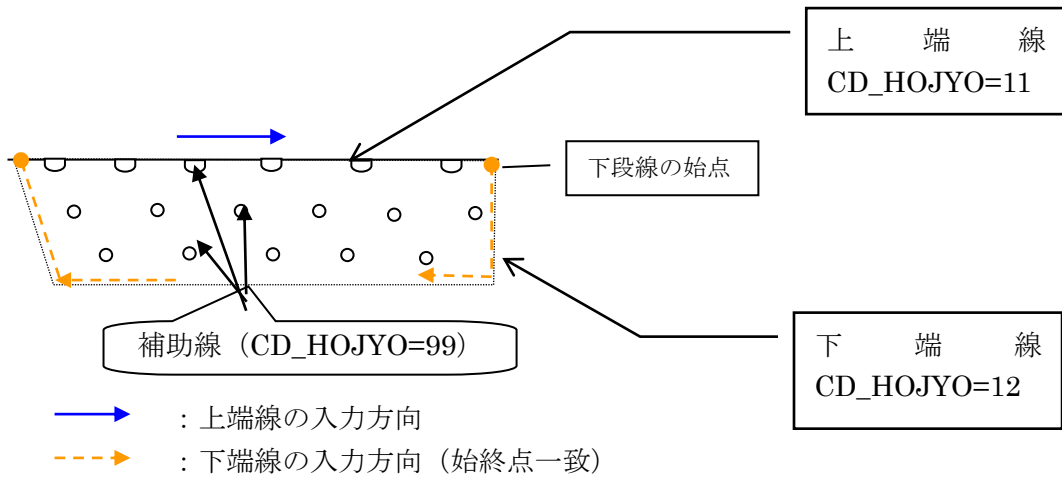


図 54 法面保護 (コンクリート擁壁) のデータイメージ (例)

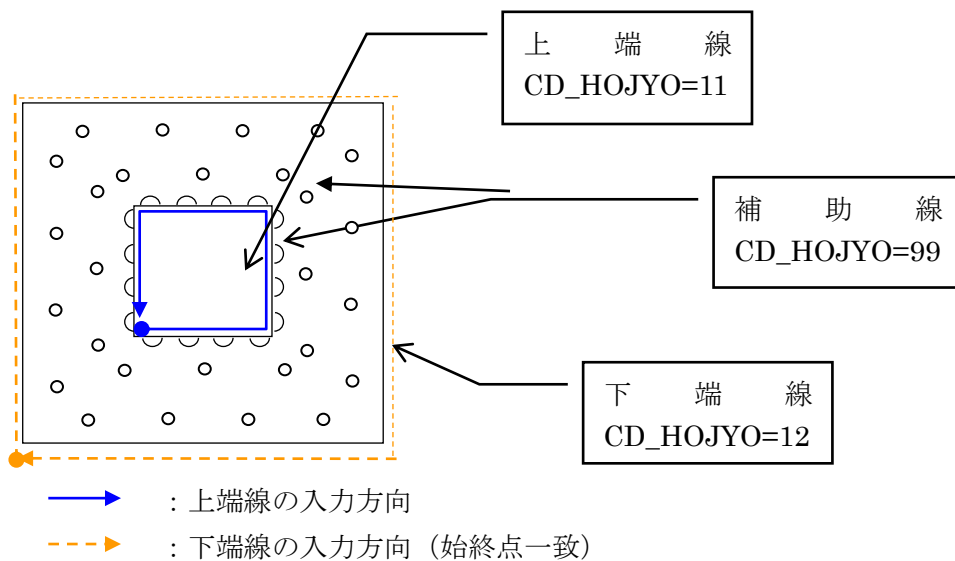


図 55 法面保護 (コンクリート擁壁) のデータイメージ (ドーナツ形状の例)

3.4.16 土 提

土提作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 被覆のない堤防及び敷地等の周囲にある盛土で、地物型「法面」で表現できない形状のものについて線形状で取得する。
- ② 取得する図形は、土提の中心線とする。
- ③ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。土堤単位に ID を作成する。
- ④ 土提の ID 番号は、上端線と補助線で構成され、本仕様書 1.7 の ID 番号の原則に従って附番すること。
- ⑤ 上端線、補助線は CD_HOJYO の値がそれぞれ異なるので、別々のラインデータとなる。その場合でも、1 個の土提を構成する上端線、補助線の ID 番号の下 8 桁のシリアル番号は、同じでなければならない。
- ⑥ 1 個の土提を構成する上端線、補助線は、マルチラインを使って、マルチラインを使って、上端線、補助線のデータ構造を各々 1 個にまとめなければならない。

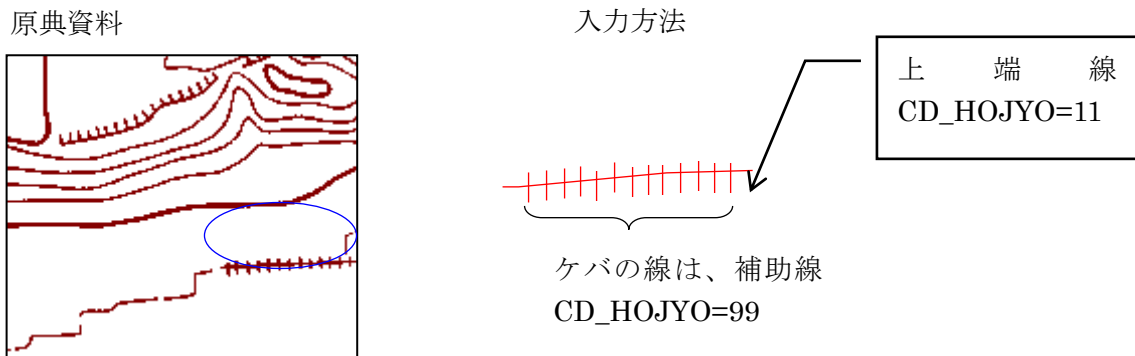
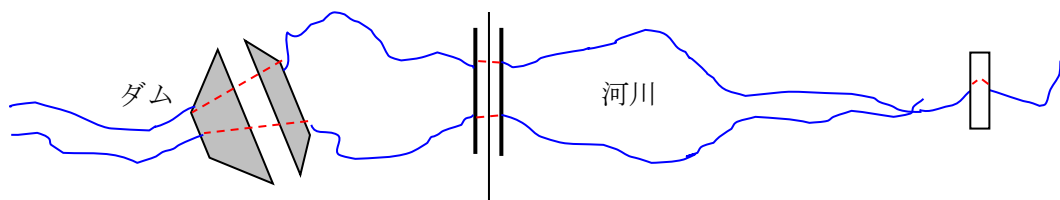


図 56 土堤のデータイメージ (例)

3.4.17 河 川

河川作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 水部（河川、細流／一級河川、かれ川、用水路）による水際線を線形状で表示する。
- ② 接合においては、他の地物データとの相対的位置関係が維持されるように行う。道路、家屋などが、河川内に入り込んでいないことが必要である。
- ③ 水部の構造物・工作物と交差するところで、河川の線は中断しない。上流から下流まで連続するように入力する。
- ④ 水部の構造物・工作物と交差する区間は、IFLAG=1 とする。



青（実線）、赤（破線）が「河川」の線データ。青の部分は IFLAG=0、赤の部分は IFLAG=1

図 57 河川のデータイメージ (例)

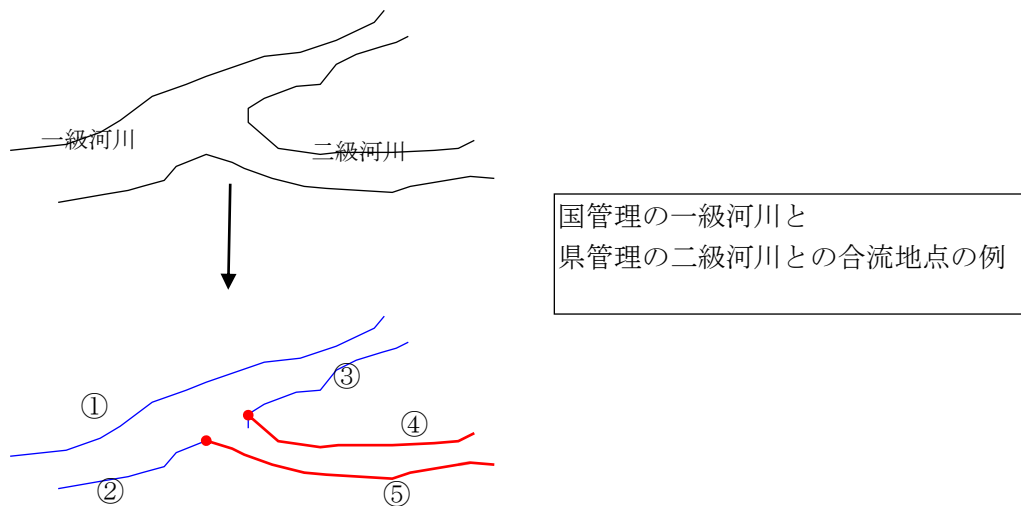


図 58 河川の合流部データイメージ (例)

河川の管理区分が変わるところで、河川の線図形は分断し、別レコードとして取得する。この例の場合は、線図形は5レコードとなる。但し分断するところ（上図の赤点）で、線図形は接続するように座標値を一致させる。

3.4.18 湖 池

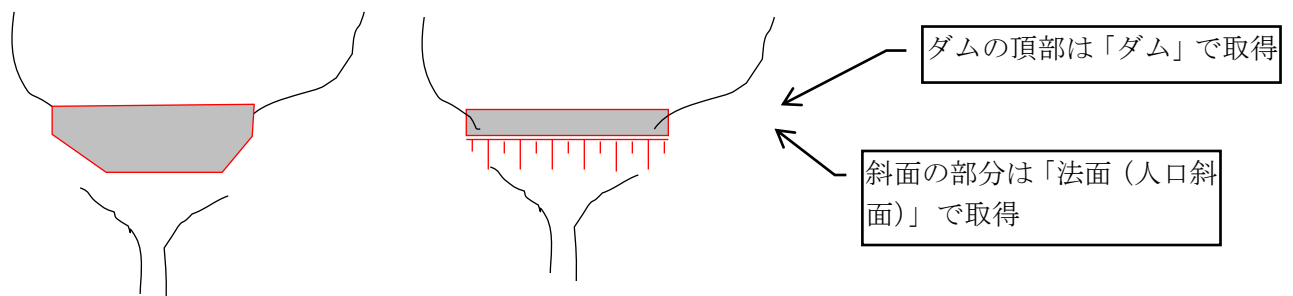
湖池作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 湖沼池の水際線を面形状で表示する。
- ② 図郭線などの接合部で、図形データの不一致（ズレ）があるときは、位置相対誤差について「原典資料に対して標準偏差図上 0.3mm 以内であること」との条件があってもそれに拘らず、接合処理を行う。
- ③ 接合においては、他の地物データとの相対的位置関係が維持されるように行う。道路、建物などが、湖池内に入り込んでいないことが必要である。
- ④ 主題属性「NAME」：原典資料に注記情報がない場合は、Wの文字を与える。
- ⑤ 面データは右回り（時計回り）で取得する。

3.4.19 ダム

ダム作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 河川に建設されたダムを面形状で表示する。
- ② 構造物の外周を取得する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得する。
- ④ ダムの形態によっては、頂部を「ダム」で取得し、斜面部分は「法面（人口斜面）」を適用する。



斜面の部分を「法面」で取得する場合、ダムの面データと ID を共通化する必要はない。

図 59 ダムのデータイメージ (例)

3.4.20 棧橋

棧橋作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 河川等の渡河部に設置された棧橋を面形状で表示する。
- ② 面データは右回り（時計回り）で取得する。

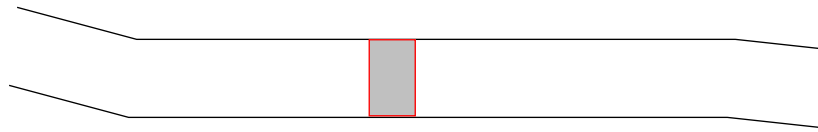


図 60 棧橋のデータイメージ（例）

3.4.21.水制

水制作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 流水の制御または河岸の洗掘防止を目的として設置された工作物を線形状により表示する。
- ② 原典資料の外周を取得する。
- ③ 極小（記号）表示するものは、せきの位置を CD_HOJYO=11 で取得する。
- ④ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。
- ⑤ CD_KUBUN により水制の区分を入力する。
- ⑥ 水制単位に ID を発行する。
- ⑦ 水制は複数の線分で構成されるが、その複数の線分をひとつのマルチラインデータで取得する。

3.4.22 護岸（被覆）

護岸（被覆）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 河川などに面する水際部、岸で浸食を防ぐために、水際を固めたものを線形状で表示する。
- ② 入力方法等にかかる遵守事項は地物型「法面」に準ずる。
- ③ 道路兼用工作物、その他道路付帯工事等で設置された工作物は地物型「法面」で表示する。
- ④ 護岸（被覆）の ID 番号は、上端線と、補助線で構成され、本仕様書 1.7 の ID 番号の原則に従って附番すること。
- ⑤ 上端線、補助線は CD_HOJYO の値がそれぞれ異なるので、別々のラインデータとなる。その場合でも、1 個の護岸（被覆）を構成する上端線、補助線の ID 番号の下 8 桁のシリアル番号は、同じでなければならない。
- ⑥ 1 個の護岸（被覆）を構成する上端線、補助線は、マルチラインを使って、上端線、補助線のデータ構造を各々 1 個にまとめなければならない。
- ⑦ 図郭上で図形データが不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。

3.4.23 坑口とトンネル

坑口、トンネル作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 水路が地下に出入りする部分を面形状で表示する。
- ② 原典資料より水路の開口部を取得する。
- ③ 水面下を取得し、隠線処理により表示する。

3.4.24 滝

滝作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 地形的段差により流水が急激に落下するところを線形状で表示する。
- ② 上端線と下端線を取得。上端線は低いほうを右に、下端線は高い方を右に取得する。
- ③ 極小（記号）表示するものは、頂部のみの線を上端線として取得する。
- ④ 滝を表現するための小円形（上端線の下流側）は補助線で与える。
- ⑤ 滝の ID 番号は、上端線と補助線で構成され、本仕様書 1.7 の ID 番号の原則に従って附番すること。
- ⑥ 上端線、補助線は CD_HOJYO の値がそれぞれ異なるので、別々のラインデータとなる。その場合でも、1 個の滝を構成する上端線、下端線、補助線の ID 番号の下 8 桁のシリアル番号は、同じでなければならない。
- ⑦ 1 個の滝を構成する上端線、下端線、補助線は、マルチラインを使って、上端線、下端線、補助線のデータ構造を各々 1 個にまとめなければならない。
- ⑧ 図郭上で図形データが不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。

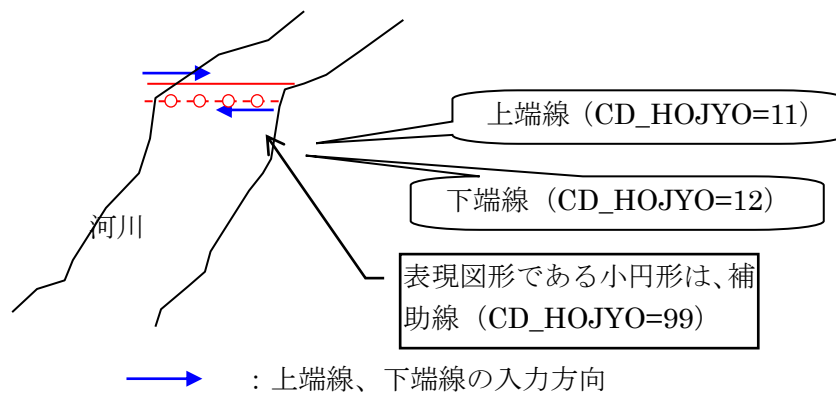


図 61 滝のデータイメージ (例)

3.4.25 せき

せき作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 流水の制御や河床の保護を目的として設けられた工作物または揚水の取水等のため河川を横断して設けられた工作物を線形状により表示する。
- ② 非越流部（常時水面にある部分）の構造物の外周と越流部の実線表示部は CD_HOJYO=11 で取得する。
- ③ 越流部（常時水面下にある部分）で破線表示部は CD_HOJYO=99 で取得する。
- ④ 極小（記号）表示するものは、せきの位置を CD_HOJYO=11 で取得する。
- ⑤ せきの ID 番号は、非越流部と越流部で構成され、本仕様書 1.7 の ID 番号の原則に従って附番すること。
- ⑥ 非越流部と越流部は CD_HOJYO の値がそれぞれ異なるので、別々のラインデータとなる。その場合でも、1 個のせきを構成する非越流部と越流部の ID 番号の下 8 桁のシリアル番号は、同じでなければならない。
- ⑦ 1 個のせきを構成する非越流部が不連続なため、マルチラインを使って、非越流部と越流部のデータ構造は、各々 1 個にまとめなければならない。
- ⑧ 図郭上で図形データが不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。

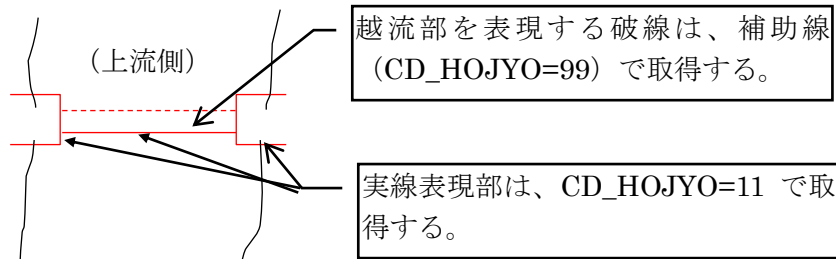


図 62 せきのデータイメージ (例)

3.4.26 水門

水門作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 取排水、水量調節等のために設けられた工作物を線形状で表示する。
- ② 構造物の外周を取得する。
- ③ 極小 (記号) 表示するものは、水門の位置を取得する。
- ④ ドックは入り口に水門記号を取得する。
- ⑤ 図郭線上で図形データの不一致 (ズレ) があるときは、接合処理を行う。
- ⑥ 水門の ID 番号は、不連続な線分で構成され、本仕様書 1.7 の ID 番号の原則に従って附番すること。
- ⑦ 1 個の水門はマルチラインを使って、1 個にまとめなければならない。

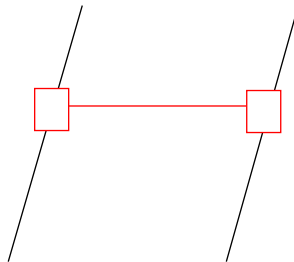


図 63 水門のデータイメージ (例)

3.4.27 蛇籠

蛇籠作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 河川内に設置されたかごを線形状で表示する。
- ② 延長の長いものは、中間を省略することができる。
- ③ 注記により「ジャカゴ」等の注記を入力する。

3.4.28 渡船発着所

渡船発着所作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 水部において、定期的にもしくは車両等を運搬する船舶、遊覧船等で常設されたものの位置を表示する。
- ② 注記により「渡船発着所」等の注記を入力する。

3.4.29 船揚場

船揚場作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 船の陸揚げを行うための構造物の位置を表示する。
- ② 注記により「船揚場」等の注記を入力する。

3.4.30 流水方向

流水方向作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 流水方向は地物とせず、作図補助線で作図する。
- ② 河川が分岐する区間には、最低 1 箇所以上を記載すること。

3.4.31 さ く

さく作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 建物の周辺および敷地の周辺を区画するための生け垣、鉄柵等を線形状で表示する。
- ② 原典資料から一定の群を取得するものとし、原典資料においてさくの区分が判読できない場合は、CD_KUBUN の 6130（さく（未分類））の定義を行う。
- ③ さくの区分が可能な場合は、CD_KUBUN において区分を入力する。
- ④ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。

3.4.32 へい

へい作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 建物の周辺および敷地の周辺を区画するために設置された囲壁を線形状で表示する。
- ② 原典資料から一定の群を取得するものとし、原典資料においてへいの区分が判読できない場合は、CD_KUBUN の 6140（へい（未分類））の定義を行う。
- ③ へいの区分が可能な場合は、CD_KUBUN において区分を入力する。
- ④ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。

3.4.33 植生と場地

植生と場地作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 植生、場地の面形状の図形は、原典資料に表現されている界線（非耕地、公園等の公共用地、宅地、植生、既耕地）と地図記号（植生と場地の種別をあらわす地図記号）を判読して、データ作成する。
- ② 原典資料は、優先度を考慮し採用するとともに、地物データは、CD_KUBUN2（細分類）の単位で独立した面図形として作成する。
- ③ 面データは右回り（時計回り）で取得するものとする。
- ④ 「植生と場地」と、道路縁、法面、等高線との整合についても、作成時に十分配慮する。



図 64 植生と場地のデータ取得イメージ (例)

3.4.34 等高線 (DEM_2500 レベル)

等高線 (DEM_2500 レベル) 作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 2m ピッチの間隔で作成する DEM データより自動生成した等高線データを編集・加工して作成する。
- ② 図郭線上で図形データの不一致 (ズレ) があるときは、接合処理を行う。
- ③ 標高値などの注記で間断しないように、等高線の線図形を入力する。
- ④ 主曲線の標高間隔は 2m、計曲線の標高間隔は 10m、補助曲線の標高間隔は、1m である。
- ⑤ IFLAG=0 は、通常の等高線部分。露岩、被覆、垂直段差があつて等高線を表示しない部分は、IFLAG=1 とする。
- ⑥ 垂直段差があるところでは、等高線が重ならないようにずらして入力することとし、その

上で、IFLAG=1 を与える。

- ⑦ 位相一貫性については、IFLAG=1 は対象外とする。
- ⑧ 完全性については、DEM から変換して作成した等高線において、DEM データの範囲内で変換漏れや・過剰に生成されていないことを求めている。過剰とは、同じ場所に等高線が重複して存在していることを想定している。
- ⑨ 既知の座標値との乖離については、DEM の検査に用いた検査地点を利用して、標準偏差が $\Delta h/2$ を充たすかを評価することを想定している。DEM の検査に用いた検査地点を利用することを想定する理由は、座標の乖離が大きい場合にその原因が原典資料の DEM にあるのか DEM から等高線に変換する方法に問題があるかの調査に有利であるためである。

等高線 (DEM_2500 レベル) は予算等の問題から DEM データから自動生成させたものを等高線 (DEM_2500 レベル) としている。従って、凹地内における位置正確度、及び凹地内における等高線と作図補助線の交差は、品質検査の対象から除外して良い。

3.4.35 等高線 (DEM_5000 レベル)

等高線 (DEM_5000 レベル) 作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 2m ピッチ間隔の DEM、5m ピッチ間隔の DEM の両方をあわせた全ての DEM を原典資料として使用する。
- ② 2m ピッチ間隔の DEM から別項で定める等高線 (DEM_2500) とは、整備エリアが重複することになる。
- ③ 図郭線上で図形データの不一致 (ズレ) があるときは、接合処理を行う。これは、等高線 (DEM_2500) との接合は含めない。
- ④ 標高値などの注記で間断しないように、等高線の線図形を入力する。
- ⑤ 主曲線の標高間隔は 5m、計曲線の標高間隔は 25m、補助曲線の標高間隔は、2.5m である。
- ⑥ IFLAG=0 は、通常の等高線部分。露岩、被覆、垂直段差があつて等高線を表示しない部分は、IFLAG=1 とする。
- ⑦ 垂直段差があるところでは、等高線が重ならないようにずらして入力することとし、その上で、IFLAG=1 を与える。
- ⑧ 位相一貫性については、IFLAG=1 は対象外とする。
- ⑨ 完全性については、DEM から変換して作成した等高線において、DEM データの範囲内で変換漏れや・過剰に生成されていないことを求めている。過剰とは、同じ場所に等高線が重複して存在していることを想定している。
- ⑩ 既知の座標値との乖離については、DEM の検査に用いた検査点を利用して、標準偏差が $\Delta h/2$ を充たすかを評価することを想定している。DEM の検査に用いた検査点を利用することを想定する理由は、座標の乖離が大きい場合にその原因が原典資料の DEM にあるのか DEM から等高線に変換する方法に問題があるかの調査に有利であるためである。

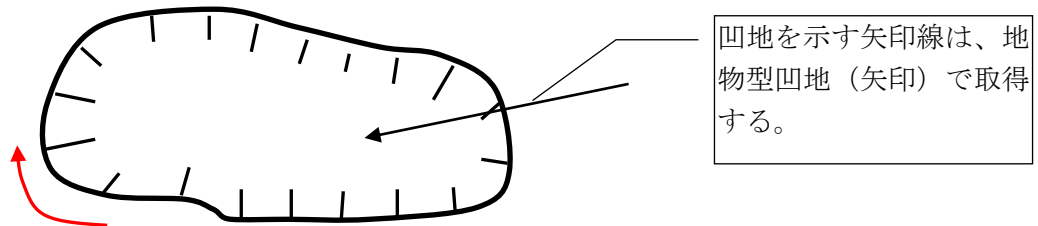
等高線 (DEM_5000 レベル) は予算等の問題から DEM データから自動生成させたものを等高線 (DEM_5000 レベル) としている。従って、凹地内における位置正確度、及び凹地内における等高線と作図補助線の交差は、品質検査の対象から除外して良い。

3.4.36 凹地 (DEM_2500 レベル)

凹地 (DEM_2500 レベル) 作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 2m ピッチの間隔で作成する DEM データより自動生成した等高線データを編集・加工して作成する。
- ② 図郭線上で図形データの不一致 (ズレ) があるときは、接合処理を行う。

- ③ 主曲線の標高間隔は 2m、計曲線の標高間隔は 10m、補助曲線の標高間隔は 1m である。
- ④ 凹地の周囲を、低いほうを右手にみて入力する。
- ⑤ IFLAG=0 は、通常の等高線部分。露岩、被覆、垂直段差があつて等高線を表示しない部分は、IFLAG=1 とする。
- ⑥ 垂直段差があるところでは、等高線が重ならないようにずらして入力することとし、その上で、IFLAG=1 を与える。
- ⑦ 位相一貫性については、IFLAG=1 は対象外とする。
- ⑧ けば線は作図補助線で且つマルチラインで作成する。



凹地を示す矢印線は、地物型凹地（矢印）で取得する。

図 65 凹地 (DEM_2500 レベル) のデータイメージ (例)

3.4.37 凹地 (DEM_5000 レベル)

凹地 (DEM_5000 レベル) 作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 2m ピッチ間隔の DEM、5m ピッチ間隔の DEM の両方をあわせた全ての DEM を原典資料として使用する。
- ② 2m ピッチ間隔の DEM から別項で定める凹地 (DEM_2500) とは、整備エリアが重複することになる。
- ③ 図郭線上で図形データの不一致 (ズレ) があるときは、接合処理を行う。
- ④ 主曲線の標高間隔は 5m、計曲線の標高間隔は 25m、補助曲線の標高間隔は、2.5m である。
- ⑤ 凹地の周囲を、低いほうを右手にみて入力する。
- ⑥ IFLAG=0 は、通常の等高線部分。露岩、被覆、垂直段差があつて等高線を表示しない部分は、IFLAG=1 とする。
- ⑦ 垂直段差があるところでは、等高線が重ならないようにずらして入力することとし、その上で、IFLAG=1 を与える。
- ⑧ 位相一貫性については、IFLAG=1 は対象外とする。
- ⑨ けば線は作図補助線で且つマルチラインで作成する。

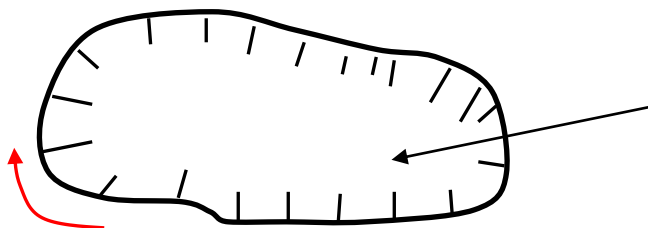


図 66 凹地 (DEM_5000 レベル) のデータイメージ (例)

3.4.38 凹地（矢印）{(砂防_2500 レベル) : (DEM2500 レベル) : (DEM5000 レベル)}

凹地（矢印）{(砂防_2500 レベル) : (DEM2500 レベル) : (DEM5000 レベル)} 作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① (砂防_2500 レベル) : (DEM2500 レベル) : (DEM5000 レベル)それぞれを作成する。
- ② けば線は作図補助線で且つマルチラインで作成する。

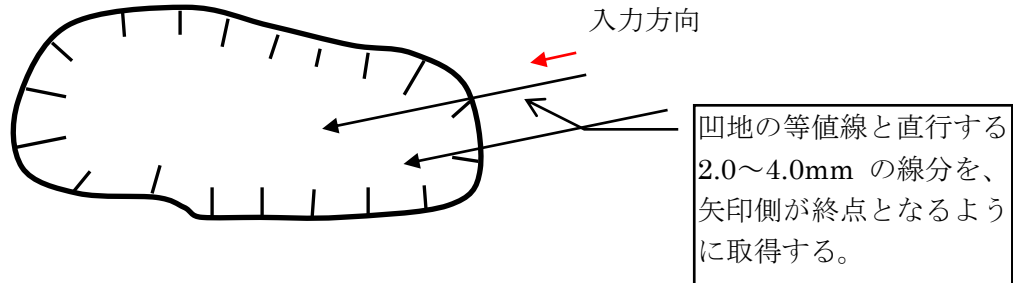


図 67 凹地（矢印）のデータ入力イメージ（例）

3.4.39 変形地（線）

変形地（線）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 土がけ（崩土）、雨裂、急斜面、洞口、岩がけは、上端線と下端線を取得。上端線は低いほうを右に、下端線は高い方を右に取得。小さいものは、頂部のみの線を上端線として取得する。
- ② 土がけ（崩土）、雨裂、急斜面、洞口、岩がけの斜面を表現する記号は補助線で取得する。
- ③ 露岩、散岩、さんご礁の線図形は、入力対象の地物の高い側を右手に見るように取得する。
- ④ 点記号で表現されている散岩は、点記号の形状を上記の入力方向になぞって入力する。
- ⑤ 図郭線上で図形データの不一致（ズレ）があるときは、接合処理を行う。
- ⑥ 変形地（線）の ID 番号は、上端線、下端線、補助線で構成され、本仕様書 1.7 の ID 番号の原則に従って附番すること。
- ⑦ 変形地（線）は上端線、下端線、補助線は CD_HOJYO の値がそれぞれ異なるので、別々のラインデータとなる。その場合でも、1 個の変形地（線）を構成する上端線、下端線、補助線の ID 番号の下 8 桁のシリアル番号は、同じでなければならない。
- ⑧ 1 個の変形地（線）を構成する上端線、下端線、補助線のデータ構造は、マルチラインを使って各々 1 個にまとめなければならない。
- ⑨ 変形地の記号線は原典図面をトレースすることを想定していないため、自動作成する。

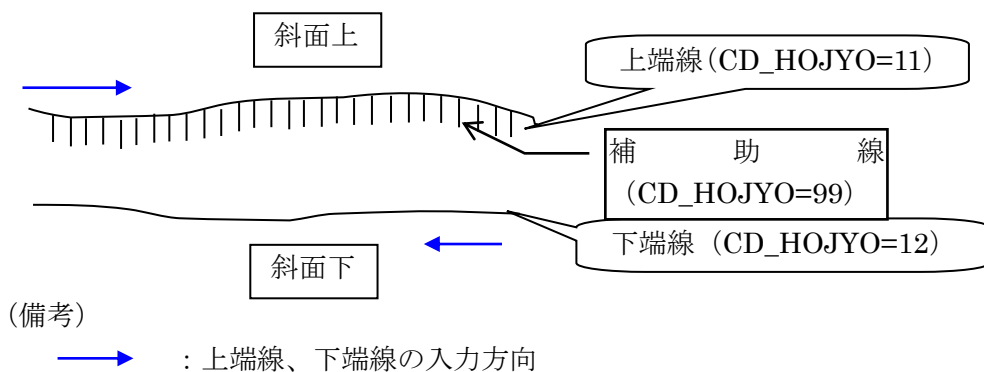


図 68 土がけ（崩土）、雨裂、急斜面、洞口、岩がけのデータイメージ（例）

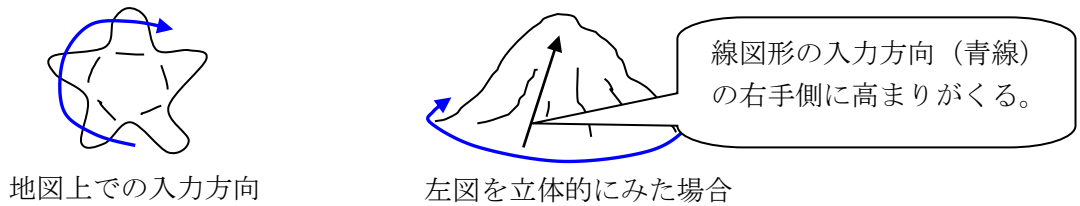


図 69 露岩、散石、さんご礁のデータイメージ (例)

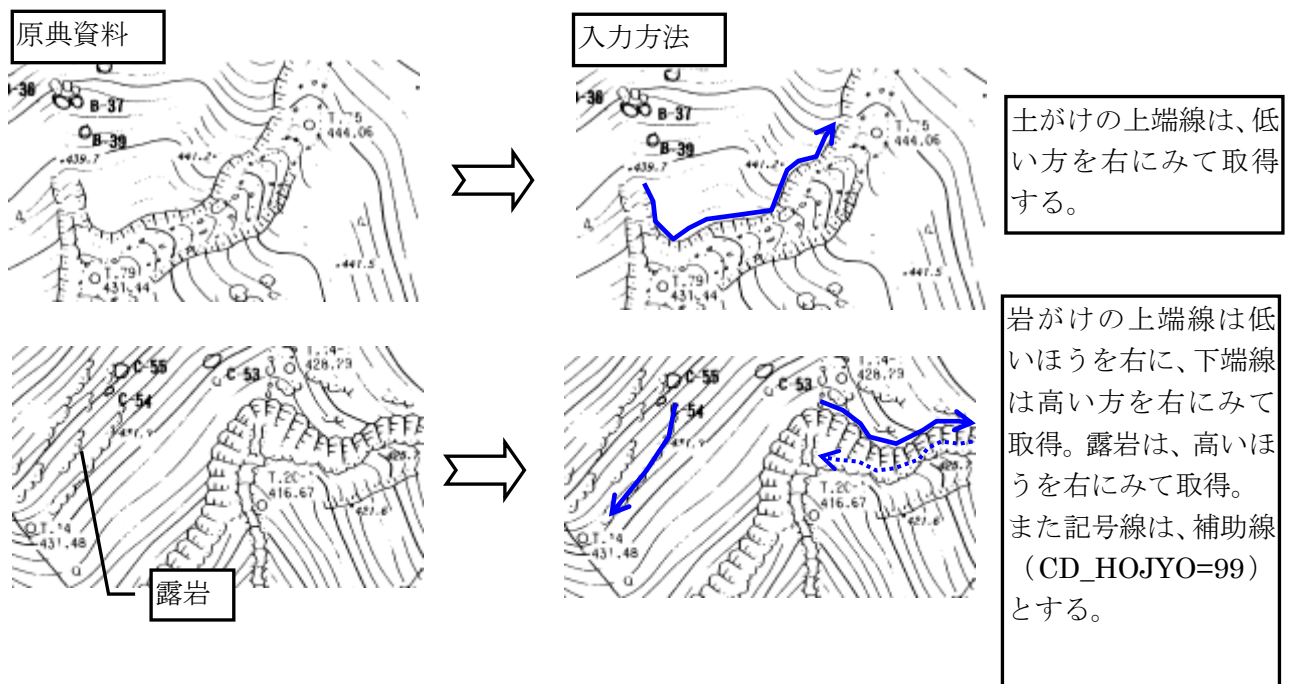


図 70 変形地（線）のデータ取得イメージ (例)

3.4.40 変形地（点）

変形地（点）作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 記号の角度を設定する可能性があるのは、「洞口」の場合とする。

3.4.41 基準点

基準点作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 主題属性の項目「X」「Y」「Z」には、基準点の成果表に記載されている座標値を格納する。座標変換、投影変換、あるいは図形の修正などがなされて空間属性として格納される座標値が成果表の値から変更された場合でも、本来の座標値を維持するために主題属性として保持する。
- ② データ作成後は変更不可（読み込み専用）とする。
- ③ 水準点の場合は、位置は原典資料から取得し、基準点の成果表から主題属性「X」、「Y」への座標値の記録は必須ではない。
- ④ 基準点位置がベクトル・データ化された他の地物データ（例えば道路縁や筆界）と相対的位置関係に矛盾があるときは、位置整合性をとるための修正作業が必要な場合がある（原則は、他の地物データを境界杭の位置に合わせることである。見かけの整合性をとるため

に、基準点位置を移動することを禁じるものではないが、その前提条件として、「X 座標」「Y 座標」「Z 座標」に原典資料の座標値が格納されていること、発注機関が合意すること、仮の位置修正を行った基準点が識別できるように主題属性に項目を追加してフラグを立てることが要求される)。

- ⑤ 標高点も基準点に含める。

3.4.42 GPS計測点

GPS計測点作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① GPS 測量により観測された点の位置を表示する。
- ② GPS 計測点のうち、原典資料の該当点と残差が大きく標定に使用できない点はデータとして採用しない。
- ③ 設置位置は、別に定めるマニュアルによる。

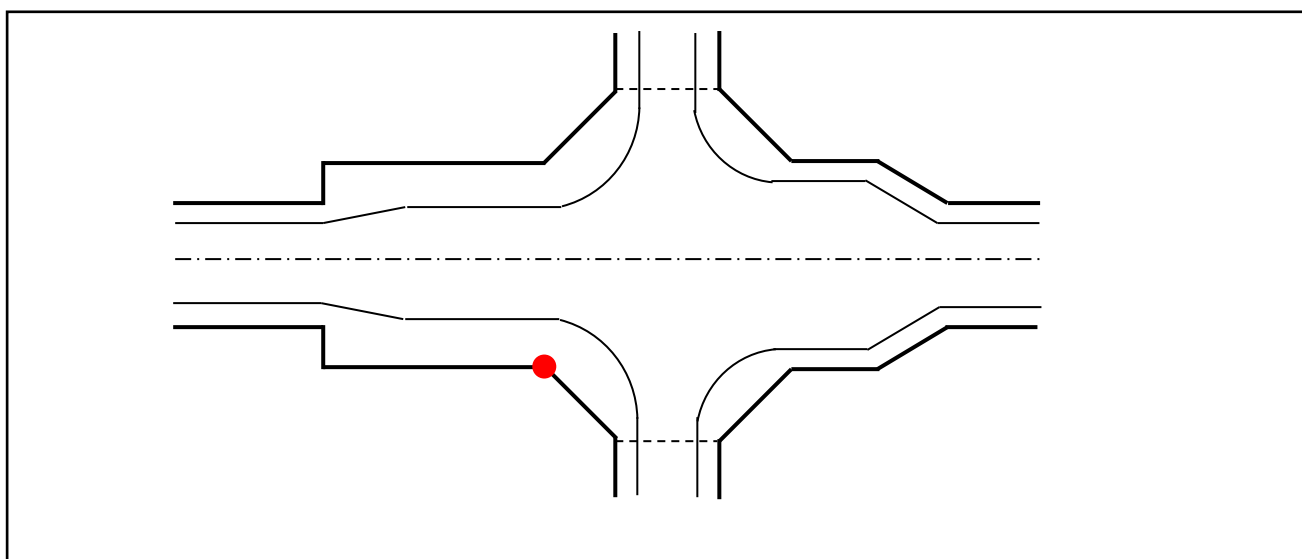


図 71 GPS 計測点のデータイメージ (例)

3.4.43 注 記

注記作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 原典資料に掲載されている注記情報を表現するために、この地物型を利用する。
- ② 建物については、主要な建物や公共施設等の、原典資料に記載されている注記を取得する。
- ③ 建物、河川、湖池等の地物型は主題属性に「NAME」を持っている。この主題属性は、地物の検索に使用することを目的としているので、注記のデータの作成有無に関係なく取得する。
- ④ 取得する注記の点の位置は、横に注記文字が並んでいるときは最初の文字の左下隅、縦に注記文字列がならんでいるときは最初の文字の左上隅とする。
- ⑤ 注記文字の並び方が、横、縦のいずれでもなく、任意の方向に並べたものであるときは、一文字ごとの注記とする。

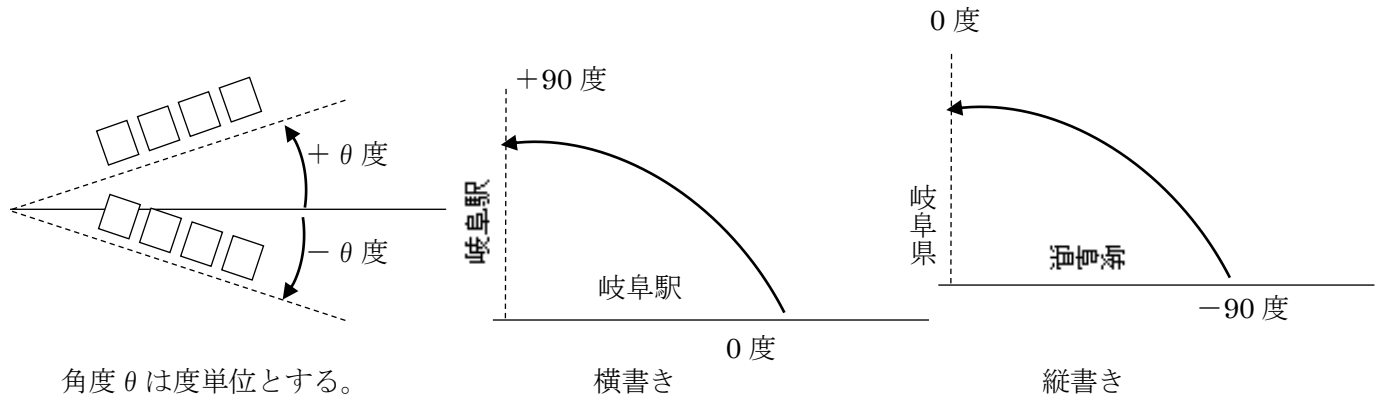


図 72 注記の文字角度の設定イメージ (例)

3.5. 河川個別地物の地物型別定義

(河川個別地物は基本仕様書 Ver2.1 (平成 18 年 7 月 一部改訂版) で整備されているので、参考にその仕様を示すものである。)

3.5.1 根固

根固作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 護岸のための工作物で景況に従って線形状で表示する。
- ② 一定の群の外周を取得する。
- ③ CD_KUBUN により根固の区分を入力する。
- ④ 図郭線上で図形データの不一致 (ズレ) があるときは、接合処理を行う。
- ⑤ 注記により「根固」等の注記を入力する。

3.5.2 河川施設

河川施設作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ③ 距離標、量水標は記号で示す。
- ④ 原典資料の位置に合わせる。
- ⑤ 水位観測所、流量観測所、水質観測所は共有空間に指定されているので、存在を確かめること。

3.5.3 敷石斜板

敷石斜板作成時における遵守事項は以下のとおり。

- ① 河川からの乗上を行うために設置された敷石 (石材、コンクリートあるいはこれらに類するもの) 状のものを線形状で表示する。
- ② 注記により「斜板」等の注記を入力する。

4. 品質仕様

4.1 品質仕様品質副要素別品質基準分類

国土交通省国土地理院より 2002.10.11 日付けで公開されている「大縮尺数値地形図データの作成に係る仕様書記載事項、品質要件及び品質評価手順の基準（案）平成 14 年 3 月（以下、「国土地理院品質要件案」という。）」では、品質要件の分類（カテゴリー分類）を行い、そのカテゴリーを類型化して地物の品質基準として適用することを試みている。表 12 品質要素毎の地物分類基準（案）は、国土地理院品質要件案に掲載されている品質要素毎の品質要件分類表に一部追加したものである。

表 12 品質要素毎の地物分類基準（案）

品質要素	品質要件による分類				
	S	A	B	C	D
完全性	漏れ・過剰が許されないもの	漏れ・過剰が無いことが望ましいもの	漏れ・過剰が少しは許されるもの	漏れ・過剰がある程度は許されるもの	評価を行わなくてもよいもの
位置正確度	高い位置正確度を求められるもの	規定値の位置正確度を求められるもの	規定値より緩やかな位置正確度でよいもの	規定値より大幅に緩やかな位置正確度でよいもの	評価を行わなくてもよいもの
論理一貫性	誤りが許されないもの	誤りが無いことが望ましいもの	多少の誤りが許されるもの	ある程度の誤りが許されるもの	評価を行わなくてもよいもの
時間正確度	誤りが許されないもの	誤りが無いことが望ましいもの	多少の誤りが許されるもの	ある程度の誤りが許されるもの	評価を行わなくてもよいもの
主題正確度	誤りが許されないもの	誤りが無いことが望ましいもの	多少の誤りが許されるもの	ある程度の誤りが許されるもの	評価を行わなくてもよいもの

品質要件による分類

S：誤りが許されないもの（誤りがあることにより製品としての価値を失うもの）

A：誤りが無いことが望ましいもの C：ある程度の誤りは許されるもの

B：多少の誤りは許されるもの D：その品質要素の評価はおこなわなくてよいもの

表 12 品質要素毎の地物分類基準（案）の定性的に定義された品質要件カテゴリーに基づき、本基本仕様書では表 13 品質要素毎の要求品質指標分類のとおり指標化した要求品質を定める。

表 13 品質要素毎の要求品質指標分類

品質要素	品質要件による分類				
	S	A	B	C	D
完全性(漏れ)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	—
(過剰)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	—
位置正確度:現地測量 (絶対位置:現地測量との比較)	標準偏差が 0.25m 以内且つ、標準偏差 0.25m(目標値)の 2 倍以上にある地物の頂点数は全体の 5%未満	標準偏差が 0.70m 以内且つ、標準偏差 0.7m(目標値)の 2 倍以上にある地物の頂点数は全体の 5%未満	標準偏差 1.75m 以内且つ、標準偏差 1.75m(目標値)の 2 倍以上にある地物の頂点数は全体の 5%未満	標準偏差 3.5m 以内且つ、標準偏差 3.5m(目標値)の 2 倍以上にある地物の頂点数は全体の 5%未満	—
位置正確度:元資料 (絶対位置:元資料との比較)	元資料の座標と一致	縮尺 1/1000 図上(画像上)でのズレの標準偏差 0.3mm(地上距離に換算して 0.3m)の 2 倍以上にある地物数は全体の 5%未満	縮尺 1/2500 図上(画像上)でのズレの標準偏差 0.3mm(地上距離に換算して 0.75m)の 2 倍以上にある地物数は全体の 5%未満	縮尺 1/5000 図上(画像上)でのズレの標準偏差 0.3mm(地上距離に換算して 1.5m)の 2 倍以上にある地物数は全体の 5%未満	—
論理一貫性(概念一貫性)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	
論理一貫性(定義域)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	

品質要素	品質要件による分類				
	S	A	B	C	D
一貫性)					
論理一貫性(フォーマット一貫性)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	
論理一貫性(位相一貫性)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	
主題正確度(分類の正確性)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	—
(非定量的属性の正確性)					
(定性的属性正確度)	誤率 0%	誤率 0.14%以下	誤率 0.28%以下	誤率 0.56%以下	—

(備考)

- ①：誤率＝エラー数／検査データ数（検査は地物単位または地物の頂点単位に行う。表15参照）
- ②：元資料に対する正確度の規定値は、原典資料に対する図上誤差の標準偏差が0.3mm以内
- ③：時間正確度（新鮮度）については、入手できる最新の原典資料を使用することとし、指標化はしない。
- ④：論理一貫性については、品質副要素である「概念一貫性」、「定義域一貫性」、「フォーマット一貫性」、「位相一貫性」すべてについて、プログラムによる全数検査を行うことを前提に、要求品質はいずれも誤率0%とする。

表 13 品質要素毎の要求品質指標分類に記載する品質の判定基準は以下のとおり。

表 14 品質判定基準

品質要素		判定基準
完全性	漏れ	検査対象のデータと入力に使用した原典資料を地物単位で比較して、原典資料にあって検査対象のデータに存在しない地物が一つあった場合、漏れ数を1個とする。
	過剰	検査対象のデータと入力に使用した原典資料を地物単位で比較して、原典資料になくて検査対象のデータに存在する地物が一つあった場合、過剰数を1個とする。
位置正確度	絶対位置(現地測量との比較)	航空写真、実測等によって得られた成果物に対して適応する。GPS 計測などの高精度の測量手段で現地の真位置座標を測り、その座標位置に対応する地物の頂点の座標を求め、標準偏差を尺度として絶対位置を評価する。
	絶対位置(元資料との比較)	すでにあるアナログの原典資料をデジタル化したものに適応する。検査対象地物の頂点の座標と、これに対応する原典資料(入力に使用した原典資料)上の位置の座標を求め、両者の座標値の乖離を標準偏差を尺度として評価する。
論理一貫性	概念一貫性	ファイル名、ファイル形式、ファイル互換について各地物型定義書に記載している書式に一致していること、かつ、調達仕様書に記載する「データの記録仕様」に適合していて、正常にファイルの読み込みができること。この条件を充たさないファイルはエラーとする。
	定義域一貫性	各地物型定義書のファイル単位に記載する領域外に位置する地物が存在する場合は、そのファイルはエラーとする。(境界線を跨って存在する地物は、領域外に位置する地物とは扱わない。)
	フォーマット一貫性	地物型コード、主題属性のデータ型、データの向き、ポリゴンの始終点座標が一致していない場合はエラーとする。
	位相一貫性	エリアの重なりとねじれ、ラインの重なりとねじれ、図郭線での接合について、各地物型定義書に記載の条件を充たしていない地物が存在しているときは、そのファイルはエラーとする。
主題正確度	分類の正確性	コードや文字で地物を分類する主題属性について、地物単位で原典資料と比較して、一致しない場合は、エラー数を1個とする。
	定性的属性の正確性)	名称や番号などの定性的属性を与える主題属性について、地物単位で原典資料と比較して、一致しない場合は、エラー数を1個とする。
時間正確度	新鮮度	入力に使用した原典資料が最新の資料でないときあるいは発注者が認めた資料でないときは、検査対象のデータのファイルをエラーとする。

4.2 道路地物の要求品質

道路関連の各地物の要求品質を、表 13 品質要素毎の要求品質指標分類に従って表 15 道路関連地物の要求品質に定義する。

表 15 道路関連地物の要求品質

データ項目			主題属性による細分	完全性	位置正確度		主題正確度	論理一貫性								
大分類	中分類	小分類			絶対位置・現地測量	絶対位置・元資料		線の連続性	自己交差	微少線分	トゲ	スイッチバック	鍵曲がり	面交差	線交差	二重取得
道路	L真幅道路	道路線(大)	道路部(通常、道路橋、木橋、徒橋、棧道橋、高架、踏切、トンネル)	A	A	A	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
			歩道部(通常、道路橋、木橋、徒橋、棧道橋、高架、踏切、トンネル)	A	A	A	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
		道路線(中)	道路部(通常、道路橋、木橋、徒橋、棧道橋、高架、踏切、トンネル)	A	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
			歩道部(通常、道路橋、木橋、徒橋、棧道橋、高架、踏切、トンネル)	A	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
		道路中心線(大)	道路中心線(大)	A	B	B	B	B	A	B	B	B	-	-	A	A
		道路中心線(中)	道路中心線(中)	A	B	B	B	B	A	B	B	B	-	-	A	A
		側溝	側溝U字無蓋	A	A	A	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
			側溝U字有蓋	A	A	A	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
			側溝L字	A	A	A	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
			側溝地下部	A	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
	分離帯	分離帯	A	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A	
	安全地帯	安全地帯	A	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A	
	L記号道路	記号道路	軽車道	A	B	B	B	B	A	B	B	B	-	-	A	A
			徒歩道	A	B	B	B	B	A	B	B	B	-	-	A	A
			庭園路	A	B	B	B	B	A	B	B	B	-	-	A	A
	L建設中の道路	建設中の道路		A	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
L道路構造物	道路のトンネル			A	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
		横断歩道橋		B	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
		地下横		B	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A

データ項目			主題属性による細分	完全性	位置正確度		主題正確度	論理一貫性								
大分類	中分類	小分類			絶対位置・現地測量	絶対位置・元資料		線の連続性	自己交差	微少線分	トゲ	スイッチバック	鍵曲がり	面交差	線交差	二重取得
		断歩道														
		石段		B	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
		地下街・地下鉄等出入口		B	B	B	B	-	A	B	B	B	-	A	-	A
		並木	並木	B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	-	B	A
			植栽	B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	-	B	A
		道路の雪覆い		B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	-	B	A
	L道路その他	作図補助線		B	-	B	D	B	A	B	B	B	-	-	A	A
		路線名		B	-	B	B	-	-	-	-	-	-	-	-	A

- ※ 表中の S,A,B,C の文字は、表 13 品質要素毎の要求品質指標分類による。
- ※ 整備時における道路台帳の絶対的な位置精度が必ずしも期待できないことから、道路台帳附図から位置精度の高いベクトル・データを取得するためには、位置補正を行ってきた。更新手順書では道路台帳の更新にあたり、写真測量（数値図化）を用いる場合、既成図数値編集成果が原典資料となる場合、既存資料が原典資料となる場合においても、いずれも RTK-VRS で参照点を設置して検査することを義務付けている。そこで、大縮尺「道路縁」の地物については、整備時と同様に絶対位置精度に「A」レベルを指定している。その他の地物については道路縁との相対的位置精度を評価項目とすることとし、その要求品質を「B」レベルにしている。しかしながら、中縮尺については「A」から「B」に下げた。

4.3 道路関連以外の地物の要求品質

道路関連以外の各地物の要求品質を、表 13 品質要素毎の要求品質指標分類の要求品質指標分類に従って表 16 道路関連以外の地物の要求品質に定義する。

表 16 道路関連以外の地物の要求品質

データ項目			主題属性による細分	完全性	位置正確度		主題正確度	論理一貫性									
大分類	中分類	小分類			絶対位置・現地測量	絶対位置・元資料		線の連続性	自己交差	微小線分	トゲ	スイッチバック	鍵曲がり	面交差	線交差	二重取得	
境界	境界	県市町村界		A	-	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
		町字界		A	-	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
鉄道	鉄道	軌道	普通鉄道、地下鉄、路面、モノレール、特殊鉄道、索道	A	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A	
		鉄道橋	鉄道橋、跨線橋	A	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
	鉄道施設	鉄道のトンネル		A	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
		プラットホーム	プラットホーム		A	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A
			プラットホーム上屋		A	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A
		鉄道の雪覆い		A	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
建物	建物	建物	普通建物、堅牢建物、無壁舎	A	B	B	B	-	B	B	B	B	B	A	-	A	
		建物注記	官公署、裁判所	A	-	B	B	-	-	-	-	-	-	-	-	A	
			...	A	-	B	B	-	B	B	B	B	B	B	-	A	
	建物付属物	門	門		B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A
			屋門		B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A
		付属物(プール)		B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
小物体	小物体	小物体	地下換気口、噴水	B	-	B	B	-	-	-	-	-	-	-	-	A	
		...	B	-	B	B	-	-	-	-	-	-	-	-	A		
	小物体(外周)		B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A		
	輸送管	輸送管(地上)		B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
		輸送管(空間)		B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
	送電線		B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	-	A		
法面	法面	法面	人工斜面、被覆(コンクリート、ブロック等)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A	
		土堤		B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A	

データ項目			主題属性による 細分	完全性	位置正 確度		主題正 確度	論理一貫性									
大分類	中分類	小分類			絶対位置・ 現地測量	絶対位置・ 元資料		線の連続性	自己交差	微少線分	トゲ	スイッチバック	鍵曲がり	面交差	線交差	二重取得	
水部	河川等	河川	河川、細流、かれ川、用水路、水路地下部	A	B	B	B	A	B	B	B	B	-	-	B	A	
		湖池	湖、池、沼、人工池	A	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
	水部構造物等	ダム			A	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A
		栈橋		鉄筋コンクリート、木、浮き	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	B	-	A
		護岸・被覆			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
		坑口とトンネル			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	B	-	A
		滝			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
		せき			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
		水門			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
		水制			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
		蛇籠			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
		渡船発着所			B	B	B	B	-	-	-	-	-	-	-	B	A
船揚場			B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A		
構囲	構囲	さく	さく(未分類)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A	
			落下防止さく	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
			防護さく	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
			鉄さく	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
			生垣	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
			土囲	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
		へい	へい(未分類)	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
			堅牢へい	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A
簡易へい	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	B	A			
植生諸場地	植生諸場地	植生と場地	植生、既耕地、非耕地、公園等の公共用地、宅地	B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	B	-	A	
等高線	等高線	等高線(1/2500)	等高線(計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線)	B	B	B	B	A	B	B	B	B	-	-	A	A	
		等高線(1/5000)	等高線(計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線)	B	C	C	B	A	B	B	B	B	-	-	A	A	
	凹地	凹地(1/2500)	凹地(計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線)	B	B	B	B	A	B	B	B	B	-	-	A	A	

データ項目			主題属性による細分	完全性	位置正確度		主題正確度	論理一貫性								
大分類	中分類	小分類			絶対位置・現地測量	絶対位置・元資料		線の連続性	自己交差	微少線分	トゲ	スイッチバック	鍵曲がり	面交差	線交差	二重取得
		凹地 (1/5000)	凹地(計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線)	B	C	C	B	A	B	B	B	B	-	-	A	A
		凹地(矢印)		B	B	B	B	-	B	B	B	B	-	-	B	A
変形地	変形地	変形地(線)	土がけ(崩土)、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩、さんご礁	B	B	B	B	B	B	B	B	B	-	-	A	A
		変形地(点)	洞口、散岩	B	B	B	B	-	-	-	-	-	-	-	-	A
基準点	基準点	基準点	国家三角点、国家水準点、国家多角点、公共基準点、公共水準点、公共多角点、その他の基準点、電子基準点、標高点	S	S	S	S	-	-	-	-	-	-	-	-	A
GPS計測点	GPS計測点	GPS計測点		S	S	-	S	-	-	-	-	-	-	-	-	A
注記	注記	注記		B	-	C	B	-	-	-	-	-	-	-	-	A

- ※ 表中の S,A,B,C の文字は、表 13 品質要素毎の要求品質指標分類による。
- ※ 道路関連以外の地物は、県あるいは市町村から貸与をうける森林基本図、都市計画図等からベクトル・データを作成する。更新手順書では都市計画図の作成に当たって、図郭単位に 1 点以上の VRS 参照点の設置と検査、オルソ画像を用いての検査を行うことを規定しているので、整備時と同じランクとした。
- ※ 位置精度に関しては、「境界」を除いて、入力に使用した元資料(画像情報)との位置ズレをもって評価することを意図している。
- ※ 「境界」に関する地物については、当然ながら画像情報上ではその位置を視認できない。
- ※ 「境界」の入力では市町村より貸与を受ける資料を原典資料としている。そこで、その原典資料に記載されている地物と「境界」との相対的な位置関係がどの程度忠実に再現されているかを位置精度の品質を議論するときの尺度に使用することとした。
- ※ 基準点、GPS 計測点以外のランクについて、「絶対位置・現地測量」及び「絶対位置・元資料」のランクは 1/2,500 を標準としているが、森林地域の縮尺 1/5,000 で取得した場合にランクは”C”となる。

5. 報告

共有空間データに関する成果報告書として、以下の資料を各2部提出する。

- ① 作業報告書
- ② 製品仕様書

各報告書の成果は以下のとおりとする。

①作業報告書

データ作成者が実施した作業手法、作業工程、社内品質検査内容とその検査結果について整理する。

入力に際して収集した原典資料については、その名称や種類だけでなく、借用部署や原典資料の保存状態、更新状態、メッシュ点や地図座標の有無などの詳細について記録する。

作業方法、作業工程については、データの一定の品質を得るために作業機関がどのような作業方法を採用したかがわかるよう作業の各段階にわけて整理する。

社内品質検査は、最終成果品だけに検査が行われるのではなく、データ作成の作業工程の各段階で実施されることを想定している。各段階で実施する社内品質検査の内容とその結果、ならびにデータの最終成果に対して実施する社内品質検査の内容とその結果を整理する。

データの最終成果に対する社内品質検査の結果は、本共有空間データ基本仕様書に記載している要求品質を充たすこと。

②製品仕様書

製品仕様書には、成果品としてデータ作成者から提出された共有空間データの仕様について整理する。記載項目は以下のとおりとする。

- ・データ定義（空間属性と主題属性の定義）

本仕様書に記載する内容に対して、最終的に作成されたデータの定義を整理する。

- ・入力に使用した原典資料の名称と種類

作業報告書に記載の内容と重複する部分があるが、使用した原典資料の概要を整理する。

- ・データの特徴

入力方法などで、データの特徴として特記すべきことがあれば記載する。品質受入検査で不合格となり再提出するデータについては、修正したものであれば修正内容を、新たに再作成したものであればその旨を記述し、再提出品であることを明示する。

- ・ファイル名称

地物毎に成果品であるデータのファイル名を整理する。

- ・ファイルサイズ

地物毎に作成したファイル（複数のサブ・ファイルに分かれる場合はファイル群）のバイト数を記載する。

- ・データの記録仕様

提出する共有空間データの記録仕様（G-XML や shape）を記載する。

- ・座標系、単位系

提出する共有空間データの空間属性の座標系、単位系を記載する。

- ・データの取得範囲

取得したデータの範囲に外接する矩形図形の左下済みと右上済みの座標（北が上としての座標）を記載する。

- ・属性に使用している数値・文字のコードと範囲

下記の内容を記載する。

－属性に使っている文字コード

- ー数値を使った属性の場合は、実際に記録されている値のレンジ（上限、下限）
- ーコードの属性の場合は、コード定義表と各コードが割り当てられている地物数
- ・ファイル中の総地物数と総頂点数
 - 提出する共有空間データの地物について、ファイル内の地物数と地物を構成する頂点数の総数を集計し、整理する。
- ・データの品質
 - 作業報告書と一部重複するが、提出する共有空間データの完全性、位置正確度、論理一貫性、主題正確性、新鮮度に関する品質評価結果（データの最終成果に対する社内品質検査結果）を記載する。

6. 付 録

6.1 道路個別地物の取得項目

(道路個別地物は基本仕様書 Ver2.1 (平成 18 年 7 月 一部改訂版) で整備されているので、参考にその仕様を示すものである。)

道路個別地物の取得項目とは、2.4 道路地物の地物型別定義で定義するもの以外で、Ver2.1 (平成 18 年 7 月 一部改訂版) に記載があった地物で道路管理者管理区域内において道路管理者が整備する地物である。

道路管理者が管理区域内における位置精度 1/500 または 1/1,000 で整備する場合には、共有空間データ項目と道路個別空間データ項目を整備するものとする。道路個別地物は道路台帳等を整備することを想定している。

その他、詳細にあつては、岐阜県共有空間データ更新手順書に従うものとする。

表 17 道路個別地物データ項目及び定義

データ項目			主題属性による細分	定 義
大分類	中分類	小分類		
道路	記号	車道幅員		道路の幅員を示す記号
境界	境界	境界杭		道路の境界を示す杭
構囲	さく	防護柵	R ガードレール、オートガード、ガードケーブル、ガードフェンス、ガードパイプ	事項防止のため、車道と歩道等を仕切った防護柵をいう。
道路	公共施設	電柱類		道路内に設置された電柱類
	記号	旗揚げ		道路施設を対象とした注記
	公共施設	電柱類(その他)		道路内に設置された電柱類に付随した施設等
	道路付属物	舗装区分	砂利道、コンクリート舗装、アスファルト舗装、簡易舗装、軽舗装、排水性舗装	道路の舗装の種別
	公共施設	マンホール類(その他)		道路内に設置されたマンホール類及び付随した施設等
注記	注記	注記(道路)		原典資料に表現されている注記情報
道路	道路付属物	距離標		キロポスト

6.2 河川個別地物の取得項目

(河川個別地物は基本仕様書 Ver2.1 (平成 18 年 7 月 一部改訂版) で整備されているので、参考にその仕様を示すものである。)

河川個別地物の取得項目とは、3.3.5河川個別地物の地物型別定義で定義するもの以外で、河川管理者管理区域内において河川管理者が整備する地物である。

河川管理者が管理区域内における位置精度 1/500 または 1/1,000 で整備する場合には、共有空間データ項目と河川個別空間データ項目を整備するものとする。河川個別地物は河川台帳等を整備することを想定している。

その他、詳細にあつては、岐阜県共有空間データ更新手順書に従うものとする。

表 18 河川個別地物データ項目及び定義

データ項目			主題属性による細分	定義
大分類	中分類	小分類		
河川	河川構造物	根固	根固、根固(陸部)、根固(水面下)	護岸のための工作物で景況に従って線形状で表示。
		敷石斜板		河川からの乗上を行うために設置された敷石で板状のものをいい、線形状で表示。
	河川施設	河川施設	距離標	キロポスト
			量水標	

7. 共有空間データのメタデータファイル仕様

7.2 共通事項

7.1.1 メタデータの作成単位

メタデータは、共有空間データの管理エリア単位で作成する。すなわち岐阜県の旧市町村行政単位（海津市、瑞穂市は合併後の行政単位）に1ファイル作成する。

7.1.2 メタデータのフォーマット

メタデータフォーマットは、JMP2.0形式とする。なおJMP2.0形式の詳細については以下による。

JMP2.0仕様書

<https://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/public/JMP/jmp20spe.pdf>による。

参考：メタデータの作成について

https://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/public/seihinsiyou/seihinsiyou_meta.html

7.1.3 記述項目

メタデータファイルに記述すべき項目は、メタデータ必須項目（7項目）とする。任意で「詳細モード」の項目も入力する。

7.1.4 ファイル名命名規則

メタデータファイルの名称は、以下の命名規則による。

「RXX（令和XX年）+助言番号+_エリア名.xml」とする

例）R03E0165_大垣市

7.2 メタデータ品質評価法

7.2.1 作成ファイル単位適正評価

品質評価手法として【M1】、【M2】を全て行う。

品質要素	番号	品質評価手法	全数又はサ ンプリング	精度目標
M 作成 ファイル 単位 適正 評価	M1	共有空間データフォルダとメタデータファイルが1対1で対応していることを目視によりチェックする。	全数	誤率0%
	M2	ファイル名称の命名規則が製品仕様書の記載通りであることを目視によりチェックする。	全数	誤率0%

7.2.2 完全性

品質評価手法は、下記内容で行う。

品質要素	番号	品質評価手法	全数又はサ ンプリング	精度目標
M 完全 性	M3	メタデータファイルがJMP2.0のDTDに従ったXMLインスタンスとして妥当(Valid)であるかどうかを、XML2.0規格に準拠したXMLパーサによりプログラムチェックする。	全数	誤率0%

7.2.3 論理一貫性

品質評価手法として【G1】、【G2】を全て行う。

品質要素	番号	品質評価手法	全数又はサ ンプリング	精度目標
G 論理 一貫 性	G1	メタデータファイルがJMP2.0のDTDに従ったXMLインスタンスとして妥当(Valid)であるかどうかを、XML2.0規格に準拠したXMLパーサによりプログラムチェックする。	全数	誤率0%
	G2	必須入力項目(7項目)に、実在するエリア名、データ範囲等が記述されており、それらがファイル名称と矛盾しないことを、目視によりチェックする。	全数	誤率0%

7.2.4 主題正確度

品質評価手法は、下記内容で行う。

品質要素	番号	品質評価手法	全数又はサ ンプリング	精度目標
H 主題 正確 度	H1	メタデータファイルに記述された全ての要素について、その内容が論理的に正しいかどうかを、対応する空間データファイル、及びその原典資料と照合しながら目視でチェックする。	サンプリング	誤率0%

Reference

- [2006-03-31] 制定 (Ver1.0)
- [2006-07-10] 改訂 (Ver2.1)
1. 4-4-18 栈橋に関する既述の追加
 2. 上記地物追加にともない 4-4-19 以降の項番号の変更
- [2007-03-09] 改訂 (Ve3.0)
1. 共有空間データの再見直しにかかる改訂
 - ※改訂の詳細は「製品仕様書等改訂案新旧対照表 岐阜県共有空間データ整備基本仕様書編 新旧対照表」を参照。
- [2007-08-28] 改訂 (Ve3.1)
1. 品質評価表見直しによる改訂
 - ※改訂の詳細は「製品仕様書等改訂案新旧対照表 岐阜県共有空間データ整備基本仕様書編 新旧対照表」を参照。
- [2012-02-21] 改訂 (ver3.2)
1. 測量成果検定要綱策定に伴う名称等の変更
- [2013-04-01] 改訂 (ver3.3)
1. 法人改正及び移転に伴う変更
 - 住所、電話番号を修正した
- [2023-01-17] 改訂 (ver4.0)
1. ID 番号附番原則の追加
 2. 不連続な線または面のマルチ化の指示明確化
 3. メタデータフォーマット形式 JMP2.0 への変更

岐阜県共有空間データ整備基本仕様書 Ver4.0

平成 18 年 3 月 発行 [Ver1.0]

平成 18 年 7 月 改訂 [Ver2.1]

平成 19 年 3 月 改訂 [Ver3.0]

平成 19 年 8 月 改訂 [Ver3.1]

平成 24 年 2 月 改訂 [Ver3.2]

平成 25 年 4 月 改訂 [Ver3.3]

令和 5 年 1 月 改訂 [Ver4.0]

非売品・無断転用厳禁

監修

発行 公益財団法人岐阜県建設研究センター